

北海道の大規模畑作経営における女性の自立
に関する調査研究
—家族農業経営を中心として—

2022年

原口智江

目次構成

| | | |
|------------|---|-----------|
| 序章 | 研究の目的と方法 | 1 |
| 第1節 | 問題の所在と研究の目的..... | 1 |
| 第2節 | 先行研究の整理 ～農家女性の自立に関する先行研究～..... | 3 |
| 第3節 | 研究課題と方法..... | 4 |
| 第1章 | 農家基盤の前提となる家と家父長制に関する分析視角 | 8 |
| 第1節 | 「イエ」と「ムラ」の成り立ち..... | 8 |
| 第2節 | 家父長制とはなにか ～「伝統」的家父長制..... | 14 |
| 第3節 | 家父長制の再定義 ～「近代」的家父長制..... | 19 |
| 第4節 | 北海道女性の農村社会と男女平等意識..... | 21 |
| 第5節 | 小括..... | 26 |
| 第2章 | 農業とフェミニズムに関する分析視角 | 31 |
| 第1節 | 農業の大規模・機械化と女性の自立..... | 31 |
| 第2節 | 北海道の農家女性が抱える課題..... | 36 |
| 第3節 | 農家女性の自立にむけて ～自立への3要素..... | 40 |
| 第4節 | 小括..... | 46 |
| 第3章 | 農家女性の動向と政策的展開—北海道を中心に— | 48 |
| 第1節 | 農家女性に関する動向と政策的展開..... | 48 |
| 第2節 | オホーツク地域の農業普及事業..... | 51 |
| 第3節 | オホーツク地域の農協女性部の活動..... | 54 |
| 第4節 | 南網走農協（現：JA オホーツク網走）婦人部の取り組み..... | 60 |
| 第5節 | 小括..... | 63 |
| 第4章 | 農家女性の意識調査からみる実態 —茨城県行方市と北海道網走市のアンケートの比較— | 65 |
| 第1節 | アンケート調査の目的と方法..... | 65 |
| 第2節 | 調査対象地域の概況..... | 65 |
| 第3節 | 調査結果..... | 67 |
| 第4節 | 小括..... | 74 |
| 第5章 | 北海道オホーツク地域においてモデルケースとなる農家女性の事例 —D氏の事例— | 76 |
| 第1節 | D氏の住む地域の概況..... | 76 |
| 第2節 | D牧場の経営展開..... | 77 |
| 第3節 | 新事業への挑戦..... | 81 |
| 第4節 | 小括..... | 88 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|------------|
| 第6章 | 農家女性へのヒアリング調査 ー網走市ー | 91 |
| 第1節 | 研究方法..... | 91 |
| 第2節 | 機械利用組合加入・嫁入り (E氏) | 94 |
| 第3節 | 機械利用組合非加入・嫁入り (F氏) | 106 |
| 第4節 | 機械利用組合非加入・嫁入り (G氏) | 113 |
| 第5節 | 機械利用組合非加入・婿入り (H氏) | 117 |
| 第6節 | 小括 | 123 |
| 終章 | 総合的考察および結論と今後の展望 | 130 |
| 第1節 | 農家女性の自立に関する現状と課題..... | 130 |
| 第2節 | 北海道畑作地域にみられるジェンダー非対称性..... | 131 |
| 第3節 | 北海道農家女性の自立にむけた展望..... | 133 |
| 第4節 | 今後の研究課題..... | 134 |
| | (資料1) 女性農業者の社会参画に関するアンケート調査票..... | 135 |
| | (資料2) 家に関するアンケート | 145 |
| | 参考文献一覧..... | 146 |

序章 研究の目的と方法

第1節 問題の所在と研究の目的

日本ではジェンダー平等の必要性が求められてから久しい。しかし、日本のジェンダー平等に関して現在も多くの課題が残されている。その一例として、「ジェンダー・ギャップ指数 2021」によると、日本の順位は 156 か国中 120 位で、ジェンダー平等に関しては先進国の中でも最低レベルだといわれている。管理職に就く女性が少ないことや男女の賃金格差、女性政治家が少ない点などいまだに多くの課題がある。

(1) 日本における農家女性 —農家女性を取り上げる理由—

日本の農業者数の約半数は女性が占めており、地域農業の振興においても女性は重要な役割を担っている。この認識は、行政においても農村研究においても共通する認識である。農家労働力の農外流出が進み「雇われ兼業」¹⁾農家が増加した頃、農村部では経営主の妻が主要な労働力となっていた。すなわち 1960 年代には、じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんを中心に農作業を行う「三ちゃん農業」が増え、1963 年にはその言葉が流行語にもなった。農業の中心的な担い手は女性となり、農村における女性の地位は上がるかのようにも思えたが、実際にはそのようなことはなかった。農作業の中心となっても女性は家事・育児をすべてこなすことを求められることや、公的な会議の場などでは決定権の中心は男性であるといったように、農村におけるジェンダー非対称性は残っており、それは今も多くみられる。2000 年代に農村女性研究が急増したことは、農村女性問題について未だ課題が多く残されているためだと言える。農家の「イエ」は「家父長制」によって秩序づけられており、それは男性による女性への支配構造として、確固たる従属関係が確立していたのである。

日本の「イエ」制度の残存が農村における課題とされていたが、近年では農村人口の減少や少子高齢化によって、その「イエ」すらも崩壊しつつあるというのが日本農業の実態である。家を継承すること、つまり農家の後継者がいなくなり、耕作放棄地が増えてきており、「イエ」が存続できなければその連合体である村も衰退していくことは必至である。さらに今後もこの傾向は続くと考えられ、日本の農村は「イエ」と「ムラ」の秩序を維持することが困難となっていると言えよう。こうした中で、近年は女性農業経営者や、新規就農者など、かつての「イエ」制度以外のルートから農業に従事する人が増えてきており、現在抱えている農業問題の光となっている。加えて、農業分野における女性の活躍というのはジェンダーの視点からみても評価できるものである。近年の農村女性の活躍の理由を一言で説明することは困難であるが、その一つの要因としてイエ・ムラ秩序の衰退があるということは否定できないだろう。

(2) 北海道における女性について –なぜ北海道農村に注目するのか–

では、北海道の農村においても、同様といえるのだろうか。北海道の女性は本州の女性と比べ、男女平等に関する意識調査や、全国水準よりも高い離婚率などを根拠に、男女平等意識が高いといわれてきた。それは農村においても同様に言われており、北海道の農家は本州と異なり、明治期以降の入植者が多く歴史の浅い地域であるがゆえに、土地に対する執着が本州と比較して弱いと考えられており、家父長制的な慣習も弱く、女性の発言力が大きいといった視点が主流であった。

ところが、近年女性のエンパワーメントの手段として注目されている、起業活動による女性の活躍をみると、府県の女性農業者は、近年の農業構造の変化、つまり第二種兼業農家を中心となったことで、女性も自ら所得を得る機会が増え女性の社会的立場が向上した事例が多く見られる。一方北海道の農家は、専業農家が多いことから経営の中心は男性となり、女性は補助的な役割を担うことが多くなり、農業経営の中心となる女性の発言力が小さくなってしまふことが懸念されている²⁾。その証拠に、農業委員会の構成員に占める女性の割合は全国の都道府県でワースト3位³⁾であり、全道の約3割の地方議会において女性議員がいないという実態があり、北海道の農村もジェンダーに関する課題が多いといえる。

(3) 農業の大規模・機械化が農家女性に与えた影響 –なぜ畑作地帯に注目するのか–

北海道の農家の中でもとくに大規模・機械化体制が進んでいる畑作地帯では、機能集団的な「農事組合」型村落⁴⁾の特徴を持っており、専業農家が多いために男性が経営の中心となりやすい地域であると考えられる。北海道農政部が2013年に実施したアンケート調査⁵⁾によると、北海道の畑作地帯は、農家女性が農業経営の参画に消極的になる傾向がみられることが明らかとなっている。

したがって、北海道畑作地帯における農家女性の農業経営の参画に関する研究が不足していることから、ここに本研究の必要性がある。

(4) 本研究の目的

以上を踏まえ本論では、機能集団的な「農事組合」型村落における、農家女性の自立に関する実態と課題を明らかにすることを目的とした。なお、ここでいう「自立」とは、個々人の生き方の自己決定・自己実現の視点から人生における選択の権利をもつことと捉えている。また、本論における機能集団的な「農事組合」型村落とは、北海道畑作地帯の家族農業経営を中心とした農協や営農組合が相互に関係性をもつ村落と捉えている。

具体的な研究目的としては、第一に北海道における「イエと家父長制」と農家女性の自立の関係性を明確にすることで、第二に農業経営における農家女性の自立の重要項目を検討すること、第三に機能集団的な「農事組合」型村落における農家女性の自立の実態と課題を解明する点にある。

第2節 先行研究の整理 ～農家女性の自立に関する先行研究～

(1) 「イエと家父長制」と農家女性の関係性に関する研究

農家女性における自立に関して、家父長制の関係からみているものは、以下のような先行研究がみられる。

農村のイエ・ムラの関係から日本の家族を見てきた学問として農村社会学があるが、近年の研究動向は女性の活躍へ変化してきている。しかし、現在においても古い家父長制の残滓が農村には存在し、消えていない。女性の活躍が求められる現在だからこそ再びイエ・ムラ理論の理解が必要となってきた。

都市部を中心に発達した女性学の分野では、近世農村に家父長制は存在しないという分析がある（上野：2020）。しかし、比較家族史研究によると支配の形態が変化したに過ぎないことが分かる（藤井：1992：82）。注目すべき課題は、今も家父長制が残っている事実であり、近年はその分析が乏しくなっている。

つぎに、家父長制と位置付けているわけではないが、農村におけるジェンダー非対称の形成過程を解明したのものとして、渡辺めぐみ（2009）の研究がある。渡辺は、家族農業経営における農業専従女性の役割がジェンダーイメージから「作られて」おり性別役割分業が形成される過程を解明した。この研究は、農業経営における女性の自立に関する重要な研究であるが、独自の発展形態を有する北海道において、特に大規模経営が展開されている畑作地帯における農家女性の自立に関する研究が不足している。

農業経済学では、北海道の農家は本州と異なり、家父長制的な習慣も弱く女性の自立が比較的に確立しているとの視点が主流である（田畑：1986）。ほかにも北海道は、女性の投下労働時間の多さから本州よりも男女平等意識が高いとの研究があるが（広瀬：2013）丸岡による研究でも、投下労働時間と家族的地位が比例しないのは明らかである（丸岡：1980）。他に、農家女性が農業経営内で自立するためには、家族内のコミュニケーションが重要であるとの分析もあるが、北海道での検証はなされていない（原：2012）。

(2) 農業とフェミニズムに関する研究

次に、農家女性の自立に関して、農業の経営形態や、経済的な側面からみているものは以下のような先行研究がある。

大規模機械化によって、男性1人による農業経営、つまり「ワンマン・ファーム化」⁶⁾によって、農家女性が自立していくとみているのが梶井（1987）であり、それに反論しているのが、美土路・千葉（1981）である。

農業の近代化による農家女性のとらえ方は、梶井と美土路の対立と同様の主張がみられる。大槻は、本州は農業の兼業化・機械化によって女性は主体的に行動する立場となったとしている（大槻：2019）のに対して、小内は、北海道の農家の特徴として専業農家が多いことから経営の主体が男性となることで、農家女性は発言力が抑えられていると述べている

(小内：2013)。

これら点に関しては、大規模機械化が顕著に発展している北海道の網走市を注目し、農家女性の自立に関して明らかにしたい。

農家女性問題を取り上げている研究として、起業活動を中心に農家女性の自立に関して研究しているのが三原（2005）で、北海道に関する事例としては、渡辺（2002）が、北海道の農家女性で女性同士のグループを作り起業活動を行っている事例を調査し、起業が農家女性の自立を促進していることを明らかにしている。秋津ら（2007）は起業などの女性の活躍が地域に与える影響について明らかにしている。藪は農家女性がエンパワーメントを獲得した事例として、自己の財布をもつ事例、余暇時間をもち学習の機会を作っている事例、女性同士のグループを作る事例等を取り上げている（藪：2007）。

原口・黒瀧（2021）は北海道農家女性が夫婦協働しながら自立する事例分析を通じて、「自己の財布を持つこと」、「余暇時間の確保」、「ネットワークの形成」の3点の重要性を解明している。これら3つの要素を、「余暇時間をもつこと」、「自己の財布を持つこと」、「ネットワークの形成」と再定義したものを本論では「自立への3要素」とし、本州の農村部での調査の結論が北海道の農村部にも当てはまるのか明らかにしたい。似たような類型をしている研究として、中道は、農村女性問題を取り上げる研究をまとめ、これまで重要視された問題を、1. 労働過重の問題、2. 経済的問題、3. 母性保護の問題、4. 教育の問題、5. 文化的問題、6. 参政権の5つにまとめている（中道：1995：138-139）。本論では、6は「イエと家父長制」に関する分析でおこない、1.3は「余暇時間を持つ」、2は「自己の財布をもつ」、4.5は「ネットワークの形成」に当てはまると考える。

（3） 機能集団的な「農事組合」型村落と農家女性に関する研究

田畑によると、北海道の農村社会の特徴は、北海道の農村が本州のような自然村を原型にもつ農村社会ではなく、農事実行組合を基盤に村落を作った背景を持つことを明らかにし、これを「農事組合」型村落と定義づけた（田畑：1986）。この研究は北海道の農村社会の分析として重要な位置を占めているが、農家女性に関する視点が欠けており、この点に関してさらなる蓄積が必要である。また、北海道の農村における家父長制の理解につながる研究がみられないため、本研究で明らかにしたい。加えて、農家女性の自立において、協同組合組織があたえている影響に関する研究がないため、この点も本研究で明らかにしたい。

第3節 研究課題と方法

（1） 研究領域と研究課題

本論文の研究上の位置づけは以下ようになる。

研究領域は、社会学と農業経済学にまたがる。社会学ではとくに農村や農村家族、農家女性を研究対象としてきた農村社会学、家族の形態を見るために家族社会学、女性の活躍を考

えるうえで女性学などにわたる。したがって、それぞれの学問における先行研究をふまえ、以上の3つの研究課題を設定する。

① イエと家父長制

「イエと家父長制」における研究課題としては、北海道の農村において家父長制は存在するのか、またその要因は何か。家族内のコミュニケーションは、農家女性の自立につながるのかの検討をおこなう。

② 農業経営とフェミニズム

農業の大規模・機械化は農家女性の自立にどう影響して来たのかについて検討し、農家女性の自立のために、過去の研究ではどういった要素が必要だと述べているか、3点を摘出しその検討をおこなう。

③ 機能集団的な「農事組合」型村落と農家女性

労働と家事労働に裏付けされた公的領域と私的領域の分断は近代家族の特徴であるが、生活と生産があいまいになっている農家ではどのように公的領域と私的領域の分離がなされているのかという点と、農家女性の自立において協同組合の取り組みによる影響はあるかという点を明らかにしたい。

(2) 研究の対象

本論での対象者は、北海道の大規模経営をしている専業農家の女性である。そのため、小規模・兼業農家においては対象外としている。また、「女性活躍」や「エンパワーメント」によって活躍してきた農家女性に注目した事例研究では対象とならなかった女性に焦点を当てたことから、農業経営を夫婦共同で取り組んでいる農家女性を対象とした。

対象地域は、大型機械化が進んでいる畑作地帯を中心としたため、オホーツク地域を中心としている。

本研究の目的としては本州と北海道の違いに関する現状と課題を分析する点にある。よって、今後何を取り入れていくべきかという改善策は結論部分で述べているが、本論の研究目的とはしていない。

(3) 目次構成と研究方法

第1章では、イエ制度や家族との関係から家父長制概念の整理を中心に、農家女性とイエの関係性に関する先行研究リサーチを行なう。

第2章では、農業の経営形態や経済的な側面から、農家女性の自立に関する先行研究について考察した。

第3章では、現在の農家女性に関するマクロデータを中心に、自立に関するデータの近年の動向を概観しつつ、国の支援策の実施状況についてまとめる。次に、過去に農家女性がイエやムラで活動していた実態を見るため、南網走農協（現在のJAオホーツク網走）の史料をもとに、戦後から1980年代の農家女性を中心に活動の内容とその目的を検討する。最後

に、近年の北海道オホーツク地域における具体的な農家女性向けの活動として、JA 女性部とオホーツク管内の普及センターの事例を検討する。

第4章では、JA オホーツク網走女性部とその比較地域として専業農家の多い茨城県の JA なめがたしおさい女性部を対象に農家女性の自立に関するアンケート調査を行って北海道と比較し、農家女性の社会的地位と家族的地位について、北海道にみられる特殊性を明らかにする。

第5章では、オホーツク地域における農家女性の自立に関する先行事例として D 氏を取り上げ、農家女性が主体的な活動をするための重要項目について考察する。

第6章では、北海道網走市の農家女性 5 名に対するヒアリング調査を通じて、北海道の農家女性の自立に対する現状と課題について分析する。

終章では、以上の研究結果を踏まえ、総合的な考察と今後の研究課題を述べる。

[注釈]

1) 「雇われ兼業」とは、農家世帯員が企業に雇われて賃金なりサラリーを得ること。農家が農業のかたわら、薪炭やそのほかの小売業を営むことを「自営兼業」という。この「雇われ兼業」農家の急増は、高度経済成長期による労働市場の拡大や生活水準の向上といった外的要因と、農家経営の近代化が農業の労働生産性を高め農業を省力化させたという内的要因とが相まって、1960年代に兼業の圧倒的部分を占めるに至った（暉峻：2003：186-187）。

2) 小内は、北海道の農村女性について以下のように分析している。「男性も基幹的農業従事者として自家農業に従事する専業農家が多い北海道の場合、女性が地域運営や農業経営に参画するために超えるべきハードルが高く、結果として本州に比べ社会参画が進まない状況」が見られる。札幌女性問題研究所『北海道社会とジェンダー 労働・教育・福祉・DV・セクハラの実現を問う』の所収、「第2章 北海道農村のジェンダー環境と女性農業者のとりくみ」の記述を参考にした。

3) 農業委員会の農業委員における女性割合については、農林水産省「令和2年度農業委員への女性の参画状況」を参考にした。これによると、47位は福島県で女性の割合は7.5%、46位は香川県で7.6%、45位は北海道で、8.2%であった。

4) 「農事組合」型村落とは、田畑保が『北海道の農村社会』（1986）において、北海道の村落の特徴を端的に表現したものである。田畑は、北海道の農村社会は府県とは異なっていることを述べており、その背景として、第一に、北海道農村は成立後の歴史が浅いことと、第二に、北海道農村の成立期における社会および生産力の発展段階の相違があったことを指摘している。北海道の行政や農協は、農業技術に関する普及活動の際の最小単位として、農事実行組合を利用したことから、これにもとづいて地縁組織を編成されたと考察した。そして、農事実行組合を単位とする地縁組織を「農事組合」型村落と定義した。

田畑は、北海道の農村にみられる特徴として、「共同体の物的基盤とされる入会地・共有地が存在しないこと、散居性、市街地と農業村落との分離といった集落形態面での特徴や、村落固

有の領域の不明性、あるいは村落の自治的性格の乏しさや文化的結合の機能の弱さ等」(田畑：1986：251)を指摘しており、これらの北海道農村部の特徴が、府県のように村落が自律性・独自の意思を持った存在としては現れないことに関連している、と述べている。

5) 北海道農政部は2013年に「農業・農村における女性の社会参画調査」としてアンケート調査を実施した。調査の結果から北海道農政部は総括として以下の5点をまとめている。①女性農業者の負担は増加する傾向にある、②女性農業者の農業経営への参画は進んでおらず、参画する意欲は低下している、③女性農業者の労働条件の取り決めは不十分である、④地域の政策や方針決定の場への女性の参画は進んでおらず、夫や家族の協力が求められている、⑤地域の運営への女性の意見反映は進展していない。

6) 梶井は、機械化によって一人で農業経営ができる状態を「ワンマン・ファーム」と定義しており、これが農家女性への自立へつながると考えた。詳細は、梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会、1973年を参照のこと。

第1章 農家基盤の前提となる家と家父長制に関する分析視角

日本のイエ・ムラに関する研究の中心となっていたのは農村社会学である。農村社会学は、農村生活の調査をすることによって農村社会の実態を明らかにし、日本社会全体に潜む特徴を把握しようとしてきた学問であり（細谷：2021）、日本の農村社会は、「イエ・ムラ理論」によって説明されてきた⁷⁾。しかし、近年の農村社会学では、時代の潮流と共に農家にも家族の近代化が進み、村落における重要なテーマが「イエ」ではなく、「個」に移っていった。農村女性の自立のための研究、例えば起業活動やグループ活動など、「いきいきとした女性農業者」を扱った研究が近年増えてきている（秋津ら：2007）。このような、活躍している「個」の女性を研究対象とし、農家女性の自立への道を模索することは重要な視点であることは間違いないが、女性の活躍が求められている現在だからこそ、いまいちど「イエ」と「ムラ」の関係性の分析に立ち返り、それらを「家父長制」概念とフェミニズムの視点をあわせて、現在の女性農業者の立ち位置をみる必要がある。

以上のことをふまえ、この章では3つの課題を中心に構成している。1つ目は、「イエ・ムラ理論」に関する研究整理である。農村社会学は、農村の「イエ」と「村落共同体」の関係から出発しており、その研究成果を「有賀・喜多野論争」を中心に整理したい。

2つ目は、日本で活発に議論されてもなお概念規定が煩雑化されている「家父長制」概念について整理したい。現在使われている「家父長制」は、“patriarchalism”と“patriarchy”の2種類の異なった和訳が混在している状況にある（瀬地山：1996：12）。

3つ目は、北海道のイエとムラの特特殊性について触れたい。北海道は本州農村部と異なり、明治期以降の開拓農民によって形成された村落である。開拓当初は農業生産が前提として入植したため、機能集団的な特徴を持つことから、田畑は北海道の村落共同体を「農事組合」型村落と定義つけている。この点に関して整理したい。

第1節 「イエ」と「ムラ」の成り立ち

(1) 「イエ」に関する概念整理

農家の構成単位である「イエ」について研究を始める前に、「イエ」とは何を指す言葉であるのかという、「イエ」の概念規定が必要となる。

① 「イエ」に関する概念規定

「イエ」に関する概念規定が『岩波女性学辞典』の「“家”制度」中の説明にあった。これによると、“家”とは、「家名・家産・家業を基盤として、それらが超代的に継承されることを目的とする集団」⁸⁾としている。

この「家」概念を、農業と結び付け、さらに明治民法下と戦後民法下で分けて定義づけしているのが田代である。田代は、明治民法に規定された家父長制下に置かれた三世代直系世帯⁹⁾を「家」とし、戦後の民主的な家族制度下による三世代直系世帯を「いえ」としている。

この「いえ」と「家産」の関係について以下のように述べている。「いえ」は、「家族が世代から世代に継承されていくため、世代を越えた存在と観念され、その物的な土台としての農地は「いえ」が所有する「家産」(田代：2003：202)」である、としている。

これらから、本研究において農家における「イエ」とは何を指すのかについて定義したい。「イエ」とは、「家名・農地などの家産・農業などの家業を基盤として、それらが超世代的に直系で継承されることを目的とする集団」とする。そして、その「イエ」の継続システムを「イエ」制度とする。

② 「イエ」と「家族」の違い

鳥越は、『家と村の社会学』のなかで、「家」と「家族」をそのことばの成り立ちから、両者を全く別の次元でとらえている。鳥越は、日本では「家」という用語は古くから使われていた一方で、「家族」は明治期以降に、「ファミリー」の訳語とし生まれた用語¹⁰⁾であり、ファミリーの概念も同時に輸入されたと述べている¹¹⁾。

このことから鳥越は、「日本にかぎらない通文化的な事象をさすときには「家族」、日本の個別性を視野に入れて考えるときには「家」とする。」(鳥越：1985：10)と概念規定をしている。本研究でもこの定義にもとづき、「イエ」とする場合は日本の個別性を視野に入れ、「家族」とする場合は、日本に限らない通文化的な事象を指すこととする。

(2) 「イエ」と「ムラ」に関する概念整理

1・2章では、社会学的な立場と農業経済学的な立場から女性の社会的地位に関する研究をまとめていくが、用語の使い方に両領域で若干の違いがみられる。そこで、まずはそれを整理したうえで、以降に用いる用語を統一させていきたい。

① 社会学

まず、女性学から「イエ」と「ムラ」はどうとらえられているのかを整理する。上野は著書である『近代家族の成立と終焉』(2020)で、「近代国民国家に適合的に形成された家族モデル」(上野：2020：152)の事を「家」制度」と述べ、近代化以降の都市部における家父長制を問題視し、それを研究対象にしている。この著書では、近代家族にみられる家父長制の対比として、前近代的な農村の社会システムを内包した組織を「ムラ集団」¹²⁾と表現している(上野：2020：433)。上野と同様に黒瀧もカタカナを使用していた。黒瀧は、日本の大企業の人事体制をイエ・ムラ制度からきていることを以下のように述べている。「大企業を中心とした人事労務管理機構は、イエ・ムラ的なものの“擬制化”を内容とするいわゆる“経営家族主義”の組織的導入が図られてきた。」黒瀧の研究領域は農村経済学が中心であるが、この著書においては、都市における日本企業を研究対象としていたため、農村の「イエ」「ムラ」と比較するためにカタカナを用いていると考えられる。前近代的な「家父長制」は解体されており、現在はその残渣が残っているとの表現から、過去の遺物としての意味を込めてカタカナを使用しているとも考えられる¹³⁾。

次に農村社会学による概念規定であるが、農村社会学の視点にたち、日本の農業政策の評

価と農村のゆくえについて考察（蓮見：1990：216）している蓮見は、農業を営む基礎単位を「家」、血縁関係にある組織を「家」連合体、「家」同士の地縁的な互助組織として「村落」という表現を使っていた。また、「家」の家産や家系を継承させるシステムを「家制度」としている（蓮見：1990：13-15）。長谷川も「日本農村の場合、生活の場であり、本拠地である地域社会は村落である。」としており、「村落」と「村落共同体」は同義であるとしている（長谷川：1986：42,45）。この村落を示す対象であるが、決して農家だけを指している表現ではない。この理解は鈴木による「自然村」概念（鈴木：1968：56）によるもので、社会関係の蓄積がひとつの秩序となったものが村落であると考えられている。長谷川によると、この「村落」と同じ意味として、「ムラ」や「むら」と表現されることが多いとしている（長谷川：1986：42,43）。

蓮見や上野と同様に川島武宜も「家」と表記している。川島の『日本社会の家族的構成』では、「家」と「農村」と書かれているが（川島：2000）、ここで注意しておきたいのは、農村には「」がついていない点である。川島が農村と使う場合、蓮見のように連合体や組織の事を指しているのではなく、単に場所を指しているに過ぎない。このことから、川島は農村地域の「家」に注目していたともいえる。農村を単なる場所としてとらえているのは、杉岡も同様であるが、川島と異なるのは「農村」の他に、相互扶助的な役割を持つ「むら」的な組織を北海道の農村社会に適するよう再定義している点である。杉岡は、「家」と「農村社会」を採用し、さらにこれらに加えて北海道内の地縁的な関係で組織化された農作業の共同作業体系、つまり利用組合体制（この点は、北海道網走市の事例で詳細に述べたい。）を「共同化集団」と位置づけ、「農村社会」と別の概念¹⁴⁾として使用している（杉岡：1990）。

田畑は農業経済学者であるが、彼も杉岡と同様に、北海道と府県の村落共同体を別の組織として説明している。田畑は、北海道にみられる農事実行組合を中心とする地縁的集団を「農事組合的」村落」と名付け、北海道の村落共同体の性質を端的に表している（田畑：1986：252）。田畑は北海道の農村社会を中心に分析していたことから、府県の農村社会は比較対象であり、その差を明確化するため、府県の村落は「ムラ」、府県農村の農家は「イエ」と位置づけ北海道と府県の差異を明確化している（田畑：1986：241）。

農村社会学の分野として近年に執筆された文献も見てみよう。細谷の『日本の農村』は鈴木「自然村概念」や有賀・喜多野論争、そして北海道の農村も取り上げ主に田畑の著書を中心にこれらを体系的にまとめている。この著書で細谷は一貫して「家」と「村」を使っていた。（細谷：2021）細谷と同じく、渡辺も「家」と「村」、漢字表記を採用している（渡辺：2009：16）。細谷や渡辺に共通するのは、日本農村社会学の礎を築いた有賀の家理論を踏まえている点にある。細谷や渡辺は、「家」と「村」の関係性が現代にも通じているとしており、戦前からのイエ・ムラ制度に対して否定的だった喜多野・戸田理論と対立している。

② 農業経済学

次に農業経済学からの視点を見てみよう。農業経済学者である梶井功は、平仮名の「いえ」

を採用していた。梶井は農家の「いえ」意識を地域ごとで比較したアンケート調査を実施しているが、その調査名を「いえ」意識アンケート」としていた（梶井：1997：271）。この「いえ」意識が具体的にどういう意識なのかは明確化されていない。しかし、このアンケートの内容から察するに、「いえ」意識とは、家産・家業の継承を重要視する意識といえる¹⁵⁾。

同じ農業経済学者として、田代は、「いえ」は、「家族が世代から世代に継承されていくため、世代を越えた存在と観念され、その物的な土台としての農地は「いえ」が所有する「家産」とされる。」（田代：2003：202）とし、また「むら」については、「代々継承されていく「いえ」の生活共同体としての「むら」は、たんなる農家同士の横の共同体ではなく、世代を超えて相互扶助をする世代間の縦の共同体でもある」（田代：2003：204）としており、「いえ」と「むら」の関係性を定義づけている。磯辺も田代と同様に血縁関係をもつ共同体を「いえ」、地縁関係にある共同体を「むら」としている（磯辺：2000：227）。

③「イエ」と「ムラ」の使い方

以上をまとめると、社会学系では、鍵括弧つきで「家」と表記されることが多く、組織や連合体を示していることが多い。また「家」の家産・家業の継承するためのシステムを示す時には、「家制度」と表現しているものがみられた。また、「農村」と示す場合は、ただ単に地域を表す単位である場合が多く、「家」との連合体としての機能を示す場合は、「村落」と表現する。長谷川によると、「むら」も「ムラ」も「村落」と同義であるとしているが、全体を俯瞰してみると、若干の違いがみられる。

まず、カタカナ表記による「イエ」と「ムラ」であるが、2つの意図が考えられる。第一に、自身の研究対象と別の共同体であるということをも主張するために、カタカナを使用している例である。これは田畑にみられた手法で、田畑が用いる「イエ」と「ムラ」は北海道との対比で、本州の事を指していた。第二に、解体された（されるべき）制度の残渣という視点を含んでいる表現である。上野による「ムラ集団」は、都市との対比として表現されており、すでに消滅した制度として「ムラ」と表現していた。また黒瀧は、消滅したとまではいえないものの、解体されるべき対象として「イエ」「ムラ」を使用していた。¹⁶⁾

次に、漢字を用いた表記であるが、これを採用していた細谷は、現在の日本の農村が戦前からみられる「家」と「村」の連続性を見ていることから、漢字を採用していると考えられ、渡辺も同様の理由で漢字表記を採用していると考えられる。このことは有賀理論を踏襲していることに関連する。

次に、農業経済学の分野では、「いえ」と「むら」という、平仮名表記が主流だということが分かった。血縁関係にあり家業である農業を継承していくシステムまたは共同体を「いえ」と表現し、これは農作業の担い手である「農家」と区別したものである。また、地縁的つながりのある共同体を「むら」と表現しており、単に農家の多い地域を指す場合は「農村」と表現している。

本研究で「イエ」と「ムラ」を取り扱う場合、農村社会学的視点からみているため、カタカナ表記を採用する。

(3) 日本の「イエ」制度に関する論争

次に、日本の「イエ」制度の継続システムについて代表的な論争である「有賀・喜多野論争」を取り上げ、日本の「イエ」制度がどのように理解されてきたのか整理したい。「有賀・喜多野論争」とは、社会学者の有賀喜左衛門と喜多野清一が、日本の「同族団」¹⁷⁾つまり、本論でいう「イエ」制度をめぐる交わされた論争のことであり、1960年代に活発に議論された。

その論争の詳細は後述するが、両者の主張と学術的な立場を簡単に説明すると、有賀は、鈴木「自然村」概念¹⁸⁾を規定とした「家連合論」を主張しており、前近代の農家は血縁者や非血縁者を含む「大家族」制のもとで発展していったが、明治期以降の日本の農業は規模の縮小した直系家族制のへと展開してきたと主張している（有賀：1981）。有賀の研究は後世の研究者によって継承・蓄積されており、有賀は日本農村社会学を作りあげた1人¹⁹⁾とされている（社会学辞典：2010：690-691）。

この有賀理論に対抗しているのが、「家父長制」支配から「イエ」制度の成立をみている戸田理論とそれを継承する喜多野主張である。戸田の分析視角は、西洋で発展した社会学的思想を日本の「イエ」制度の理解に応用した点にあり、日本の近代的家族社会学の基礎を形作ったとされている²⁰⁾。有賀は戸田の著書である『家族構成』に対して批判し、それに対して喜多野は戸田を擁護する立場から反論を行った。この論争がのちに「有賀・喜多野論争」とされている（細谷：1998：69-81）。

本研究ではこれらの研究蓄積のどの立ち位置にあるのかについて整理し、「イエ」の成立と北海道農村部の「イエ」制度について比較分析を行いたい。

① 戸田貞三の「感情融合」論

戸田貞三は、コント、リール、マックス・ウェーバー、フィーヤカントなどの西洋の社会学的思想を日本家族に見出し、「家族は近親関係にある少数の人々の感情融合にもとづく小集団である。」としている（戸田：1970：115）。戸田は、日本の家族制度の基礎は小家族制にあると考え、それを形づけるのは「感情融合」であると考えた。

戸田は、日本の家族は「世代を通じての家族団体の永続化すなわち家系の連続に重点を置いている」家長的家族であるとし、「家長的家族には家族員に対する家長の支配権、祖先崇拜、家系の尊重、家族的伝統の尊重、職業の世襲、家督相続、継嗣の選定、養子の設置、家族的統制に従わぬ者に対する排除作用（勘当、除籍）、婿入りまたは嫁入りの方法による通婚等のごとき生活形式が多分にあらわれやすくなっているが、」これらの生活形式の目的は「すべて各自の家族団体を子孫を通じて永続せしめんとする要求にもとづいているものである」としている（戸田：1970：224）。

「近親関係にある少数の人々」という一文からも分かるように、戸田は「イエ」の理解として親族的な系譜関係に注目している。そして、その系譜の関係を本家と分家がそれぞれ認知しあうことで「同族団」が形成されるという主張である。

② 有賀喜左衛門の「家連合」論

有賀喜左衛門は、戸田の『家族構成』を読んで、家族を親族世帯に限っていることに対して批判している（有賀：2001：23）。有賀は日本の「イエ」に関して、柳田国男の大家族論を基礎として、前近代の農家は血縁者や非血縁者を含む「大家族」制のもとで発展していったと考えていたからである。

有賀は「イエ」を血縁によって規定されるのではなく、成員の生活保障をする単位として捉えており（有賀：2001：130）、血縁者でも非血縁者でも、その成員になることができるとしている（有賀：2001：124）。また、家長が重要な役割を持つものと考えられたのは、「イエ」の「すべての成員の生活保障を企図した家の管理者として社会的に認められていたことと密接に関連した」であるからとしている（有賀：2001：37）。

日本の本家と分家の関係、つまり「同族団」の本質規定としては、鈴木「自然村」²¹⁾概念を基礎としており、「主従関係」に着目している。同族団における家の関係は、本家と分家の各家長の主従関係にもとづいており、同族団はこの主従関係を核心とした本家中心の互助組織から発生したものであると主張している。

③ 喜多野清一の批判的研究

上述の有賀との論争、つまり「有賀・喜多野論争」で知られる喜多野清一は、戸田と同様に、ウェーバー社会学の立場から、イエを家父長主義に基づく扶養共同体の形態と見なした。喜多野は、有賀が生活保障の単位として「イエ」を規定している点にふれ、「家（家族）の生活機能を軽視するつもりはないが、家族結合の本質は、小家族理論の示すように、かの核的小結合の内部に求めるべきだ」（喜多野：1976：146）と考えている。中心となるのは夫婦結合であり、その生活に必要な外から非血縁者を入れて成員とする点に注目し、「中心となる夫婦が営む生活集団としての家生活」（喜多野：1976：140）という理解が重要であると指摘した。

以上の論争を簡単にまとめると、本家は系譜の本源であるから権威を持っているという主張をしているのが喜多野で、これは系譜関係に注目していることが分かる。次に本家と分家の各家長の主従関係に注目しているのが有賀で、この主従関係を核にした本家中心の互助組織として同族団が成り立っていると主張したのが有賀であった（鳥越：1993：55）。

④ 本論での立ち位置

北海道以外の日本の農村では、「ムラ」は鈴木「自然村」から成り立っており、「イエ」は有賀「自然村」のように非血縁者を含む互助組織としての特徴を持っていると言え

る。しかし北海道における「ムラ」は、本州のような「自然村」と言えるのだろうか。また、血縁者を基礎とした「家族」が移住し集落を形成したという歴史性をもつ北海道は本州と同様にイエとイエとが互助組織としての役割を持っていると言えるのだろうか。それよりも、戸田の言うように、親族的な系譜関係を本家と分家がそれぞれ認知しあうことで「同族団」が形成されるという理解の方が、北海道の「イエ」の理解には近いと考える。よって以降は、戸田・喜多野の「イエ」の理解の方が北海道の「イエ」を理解するうえで適していると仮説し、それらの蓄積を踏まえた、家族社会学の視点から北海道の「イエ」を見ていきたい。

第2節 家父長制とはなにか ～「伝統」的家父長制

本研究の研究対象としているのは、家族経営による農家である。これらの農家は、「イエ」の規範のなかで日々の農作業が決められていく。よって、農「家」を考えるうえで、家の構成員を動かす規範の源泉について考えたい。つまり、家の構成員は何によって動かされているかという課題である。ここで重要となる視点が「家父長制」概念である。

「家父長制」の定義については、議論が数多くなされており、論点が複雑化し曖昧にされている点が多い。しかし、この「家父長制」概念を抜きに「イエ」の成り立ちと構造を知ることができない。よって本研究では、「家父長制」概念を整理し、家父長制を2種類に再定義したい。

(1) ウェーバーによる家父長制 (patriarchalism)

まず、日本の家父長制概念に関する研究の基礎となっているのは、マックス・ウェーバーの『支配の諸類型』による「伝統的支配」範疇にある「家父長制」である。これは、日本の家制度をウェーバーなどの西洋社会学から見出した、喜多野理論にも関連する。社会学小辞典による、「家父長制」は以下のように定義されており、この説明がウェーバーの規定する「家父長制」を端的に示している。

「①家長たる男子が強力な家長権によって成員を統率・支配する形態。家父長制の支配は、しきたりとなっているものが侵しがたいものであるという信念、つまり伝統によって神聖化された規範に対して、人びとが人格的に恭順することを基礎として成り立つ、官僚制以前の支配の形態である。家父長は伝統および競合する他の権力の制約を受けないかぎり、個人的、無制限かつ自由気ままに従属者に権力を行使できる地位の継承者である。」(社会学小辞典：1997：84)

つまり「家父長制」とは、「家長」となる男性(夫、父)が、「家長権」を行使することによって家族の構成員(妻、子)を支配することができる権利をもつ制度、ということである。次にウェーバーの『経済と社会』の中から、家父長制の概念に関するものを中心に説明を加えたい。

「家父長制」は、「伝統的支配」範疇にある概念であることは先に述べた。この「伝統的

支配」について、以下のように説明されている。

「伝統的支配は、昔から存在する秩序と支配権力との神聖性、を信ずる信念に基づいている。」²²⁾

「伝統的支配のばあいには、伝統によって権威をあたえられ、また伝統に（その範囲内で）拘束された首長の人格にたいし、習慣的なものの領域における恭順のゆえに服従がなされる。」²³⁾

伝統的支配の「もっとも純粋な型は家父長制的な支配である。」²⁴⁾

これらを農民に当てはめて検討してみると、「家父長制的な支配」とは、先祖から代々続く農地を守る家長の「権威」に対して、家族員が「恭順」しているために家長に「服従」するシステム、と言い表せるだろう。本研究では、このウェーバーの「伝統的支配」に依拠した概念を、「**伝統**」的家父長制と定義したい。

上野は、「家父長制と資本制」において、複数の社会学に関する辞典を取り上げ、1990年以前の理解では、ウェーバーの定義する「伝統」的家父長制は、戦後の近代家族の成立によって、消滅したとされていたことを明らかにした（上野：2020：186）。しかし、現在も伝統的家父長制は残っていないのだろうか。このウェーバーの家父長制概念の難解さが、日本の家制度の理解を両極端に分裂させており、その点については次節で説明を加えたい。

（2） 日本の「家制度」と家父長制

戸田は、『家族構成』でマックス・ウェーバーが用いている「家共同体」を使用し、「家制度」に関して以下のように述べている。

「この家共同体は従属と権威との源泉であり、家族的のあらゆる共同社会の根原である。ここには強者と経験家の権威、すなわち女子と子供とに対する男子の権威、戦闘および労働の能力なきものに対する勇士ならびに有能者の権威、年少者に対する年長者の権威の原形質が存し、権威者に対する権威なき者の従属が萌芽として存する。」（戸田：2001：27）

戸田は、「家共同体」に「権威」と「恭順」の源泉があるとみていた。この戸田の理解を継承しつつ、ウェーバーの「家父長制概念」を日本の家族制度に見出してしている一人に川島武宜がいる。川島は、日本の法社会学者で、著書の『日本社会の家族的構成』の中で戦前の家族制度を批判している。

川島は、「アジア的」社会の生産における階級関係の基礎にあるものは、家族共同体²⁵⁾であることを見出し、この家族共同体内の階級関係とは、家長による家族成員の権力的支配が基礎となっていることを主張した²⁶⁾。この家長による権力支配は、力の担い手である家長の「権威」*Autorität* と、それに対する例従者＝家族員の「恭順」*Pietät* とによって成り立つ²⁷⁾と考えた。そして、この家族制度は、旧武士層の家族秩序が政府公認の理想的家族の姿として定着したものであり、民衆的家族は、共同的な雰囲気やヨコの共同関係によって特徴づけられるものとしており²⁸⁾、日本の「家制度」は明治期以降に政府によって作られたものと考

えた。

川島は、近代家族に日本社会の民主化を見出していたが、のちにその近代家族が固定的な性別役割分業を前提としていることがフェミニストたちによって明らかになる。

(3) 農村に伝統的家父長制はあったのか

ここで、農村には家父長制があるのかという問題に突き当たる。特に近世の農村において、家父長制は存在しないという主張が多くなされた。上野は、庶民の間で処女性の観念が希薄だったことや、離婚や結婚が高い頻度で行われたことなど、民衆史から近世の家制度を読み解き、タテ型の「家」秩序は一部の武士の文化伝統であり、多くの庶民はヨコ型の年齢階梯秩序が優越していたことを明らかにしている。このことから、「家」は武家の文化伝統にすぎない」とし、女性抑圧の諸悪の根源は<近代>だと述べている（上野：2020：220）。

そして川島も同様の見解を示しており、「民法に規定されている「家族制度」は、武士階級の家族制度の一部であり、そうして武士階級の家族制度は、わが国の家族制度の一部に過ぎないのである。」と述べている（川島：2000：4）。その根拠として、相続方法を例に挙げている。明治民法以前の日本の「農村の相続は長子単独相続性であると考えすることは、事実反する」（川島：2000：228）であるとし、「単独相続（明治民法の家督相続）は家父長権に物質的基礎を与え、共同相続性（戦後の農地改革）は家父長権からその物的基礎を奪う」（川島：2000：230）ということを主張している。川島は日本の家父長制は明治民法によって規定化されていることを主張している点を以下引用する。

「明治民法の家族法は、ヨーロッパ流の「家族の法」—すなわち夫婦と親子の個人対個人の相互の権利義務関係によって成り立つ—ではなく、「家」を基礎とする団体的家父長制である。すなわち、まず「家」という永続的団体があり、すべての人は必ず何らかの「家」に属する（それゆえ「家」がただ一人によって構成される場合があり得る）。

「家」には統率者たる戸主があり、ほかの構成員（「家族」）は戸主の権力に支配される。戸主権の具体的内容は、「家族」の結婚や養子縁組を許可する権利（旧第 750 条）、戸主の命令に反した場合に家族を離籍（「家」から排除すること）したり復籍（たとえば、他「家」に嫁した物が離婚した場合に、実「家」に戻ることを拒絶したりする権利（旧第 749 条第 3 項、同第 750 条第 2 項）、家族の分家を許可する権利（旧第 743 条第 1 項）・・・等である。「家」制度に付随して、長男（男がいない場合に長女—諸男子でも女子には優先する）の家督相続の権利および義務（すなわち一人娘に嫁にゆけぬ）—「家督相続」とは戸主の地位を継承することであって、以上のような戸主権と共に家産の全部の継承（単独相続）を含む—、家督相続人がなくなることをふせぐ手段としての養子制度、女性に対する男性の優位および支配、男子の血統の尊重などの諸原則がみとめられ、また、子に対する親の「身分」的支配—子の結婚・離婚・養子縁組に対する親の許可権、子の職業を決定する親の権利等—が是認された。」（川島：2000：171-172）つまり、明治以前の近世の庶民、特に農民層では、家父長制はなかったという理解に立つ。

そして、明治民法に家父長制が規定されてから、農村にも家父長制が普及したと考えた。

では、上野のように、「女性抑圧の諸悪の根源は<近代>だということになる」（上野：2020：220）近世の農民に家父長制はなく、農村女性の地位は男性と対等関係を築けていたと理解しているのだろうか。男が女を支配する「家父長制」的支配ではなく、年齢階梯秩序による別の「家父長制」—もしくはそれに似た支配体系—があったとも読み解けないだろうか。

そのように、別の視点から農村における「家父長」制度を否定しているのが蓮見である。蓮見は、従来からの理解で一般的であった、農村は封建的な「家父長」制度であるという理解を否定し、「家」制度が家長も含め支配しているとみている。

「農業生産を続け、農民としての生活を維持していく上に、それぞれの家庭においては、家産としての土地を守り、それを子孫に伝えていくことが重要なことと考えられた。そこで現に生活している家族員だけでなく、祖先から子孫に受け継がれていく、世代を越えた家系の連続体である「家」が重視され、家を連続させるために、家族員すべてが努力することが要請された。家の統率者である家長は、家を維持するという目的のために、家族員の協力をもとめ、それが個人の人格を無視する結果になることも少なくなかった。・・・この場合にむしろ、家長みずからも家のために束縛されることが重要な特質をなしていたというべきであろう。その意味では、ここにあったものはまさに「家」制度だった²⁹⁾わけである。」（蓮見：1990：11-12）

以上のように、蓮見は明治民法以降の家長支配の体系を「家父長制」としており、それ以前の農民は「家父長」制度ではなく、「家」制度であるとしている。

藤井は蓮見のいう「家」制度も「家父長制」概念の範疇にとらえ、日本の家父長制を4つのマトリックスに分割し類型化することで明確に説明している。ここでは藤井の家父長制概念を簡単に紹介したい。

（４） 伝統的家父長制の類型

藤井は、有賀・喜多野論争を踏まえつつ、ウェーバーの「家父長制」概念は「伝統的支配」範疇にあることを振り返り、近世の村落社会にみられる公的組織、「百姓株」から日本独自の家制度について見解を示した。

類型化を行う上で、2つの軸があると提示している。それは、「①支配権の法的形態の軸〈包括的な家長権が優位しているか、親権・夫権・主人権が優位しているか〉、②家長の支配の拘束性の軸〈家長の恣意性が優位か、伝統の拘束性が優位か〉である。この2つの軸の組み合わせによって、家父長制の類型の設定が可能になるのである。」（藤井：1992：82）つまり、図1のように、「基本的には4つの類型を設定することができる。」続けて、武士と農民それぞれで見られた家父長制の類型を以下のように分類している。「近世農民の家の支配をこのような家父長制の類型のなかに位置付けるとすれば、基本的に（Ⅱ）の類型に属することになる。・・・ただし同じ近世でも、家長権が明確に存在した武士層の家における家父

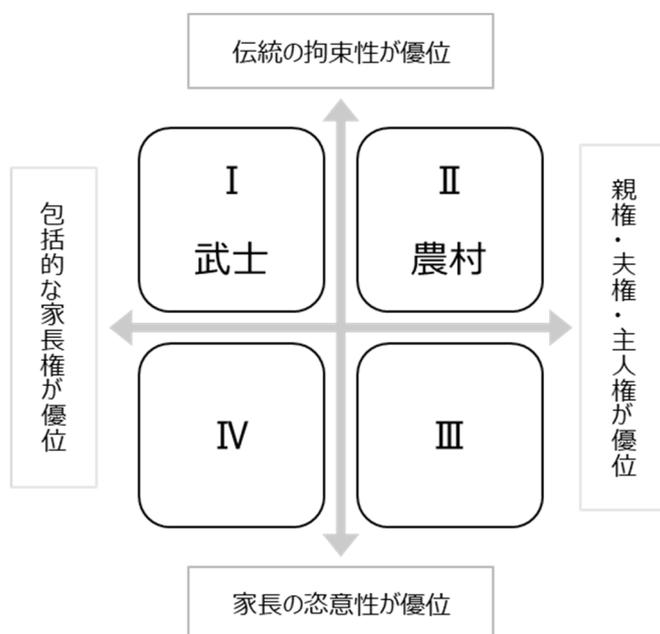
長制は、むしろ（Ⅰ）の類型に属するものと考えてさしつかえないであろう。」（藤井：1992：83-84）

この家父長制の類型論を近世農民が属する（Ⅱ）についてもう少し丁寧に説明するために、鎌田による近世農民家族に家父長制があったと主張している根拠を取り上げたい。鎌田は、日本の近世家族がウェーバーのいう「家父長制」に適合する理由の一つとして以下のように述べている。

「家支配の型は、家共同体での家長と家構成員との間における権威と恭順を基調とする支配関係であり、そこでの家長は、伝統的な「家」の権威に対する奉仕者であって、家族と敵対的關係にたつ支配者というよりは、共同利益をめざす指導者として機能することによって自己を正当化するものである。これはウェーバーの「家父長制」理論に適合する。³⁰⁾」（鎌田：1992：21）

藤井の類型分析を鎌田と照らし合わせて検討すると、近世農民家族は公的単位＝「百姓株」という性格を持つため、家長は公的領域では百姓株から外されてはならないよう、「百姓株」という権威に恭順し、家内領域では、家系の伝統を維持しなければならないという伝統の権威に恭順している状態であり、家長は家族員に対して「親権・夫権・主人権」のもと、権利を行使しているといえる。

これに対して、近世の武士では、家長はその家族員だけでなく家に関連するものすべてに対して包括的に家長権が働いており、家系の伝統を守ることが家長権を行使する目的となる。家父長制概念は武士にも農村にも、違う形態として両方に存在していたといえる。



資料：藤井勝「近世農民の家と家父長制」『家と家父長制』早稲田大学出版部，1992年，p.82、より引用した。

図 1 藤井による家父長制の類型

第3節 家父長制の再定義 ～「近代」的家父長制

(1) フェミニストによる家父長制 (patriarchy)

社会学小辞典の、「家父長制」欄の2番目の定義となっているのが、フェミニズムが見出した「家父長制 (patriarchy)」³¹⁾である。以下その概念規定を引用したい。

「②男性による女性の支配・抑圧・差別を非難・告発する意味を込めてフェミニストたちが用いる言葉。その場合には、支配の形態としての家父長制 (patriarchalism) に対し、権力の所在が男性 (家父長) にあることを示す patriarchy (父権制) という言葉が用いられる。この意味での家父長制はある種の物質的基礎 (家事労働、私有財産など) に立つ生産様式 (家内制生産様式) として、男性による女性のセクシュアリティの領有にもとづく再生産様式として、また支配形態や男性優位のイデオロギー装置として捉えられており、必ずしも一義的ではない」(社会学小辞典：1997：84)

1970年代以降のフェミニズムの理論構築の中で、最も早く家父長制を用いたのはケイト・ミレット (Kate Millet) で、『性の政治学』(1970年、邦訳1973年)において家父長制に対して、年長の男性が年少者を支配しているのみならず、男性が女性を支配しているという二重の支配の制度であるという定義を与えた (女性学辞典：2002：141)。ミレットがここで家父長制に対してのイメージは、「父 (patri-) の支配 (archy)」であり、その後、フェミニズムの中でこの「家父長制」という概念を利用しながら、その心理的起源や歴史的起源³²⁾を追う作業が行われた (瀬地山：1996：22)。男性の支配システムという概念はラディカルフェミニズムによって見出されたもので、近代社会の社会領域が「市場」と「家族」とに分割されていること、この分割とそのあいだの相互関係のあり方が、近代産業社会に固有の女性差別の根源であることを突き止めた。この「市場」の限界は、マルクス主義論の限界でもある (上野：2009：7)。

その後、マルクス主義フェミニズムによって、家父長制と資本制とが相互的に補完しつつも矛盾する³³⁾という弁証法的関係性にあるとして家父長制の理論を深めていった。

(2) マルクス主義フェミニズムによる「近代」的家父長制

① 近代化と家父長制

マルクス主義は、近代産業社会における階級支配の歴史的に固有なあり方を「資本制 (capitalism)」と名付けたが、マルクス主義フェミニズムではブルジョア単婚家族における性支配の歴史的に固有な形態を「(近代) 家父長制 patriarchy」と名付けた (上野：2009：12)。そして、上野は「家」のプロトタイプが前近代にあった可能性を踏まえつつ、現代にまで続く「家」は、明治政府によって新たに採用された「家」であり、近代形成期における歴史＝社会的構築物であると証明した。

これによると、現代に続く「家」とは日本型近代家族にほかならず、夫婦家族制の姿をとった「近代」的家父長制³⁴⁾を確立しているといえる (上野：2020：179)。

② 近代家族の性格

「近代」的家父長制の基盤となる「近代家族」というのは、日本でいうと明治以降の家族形態を指している。落合は、「主婦」の起源から、近代家族の成立を見ており、その分析が日本の「近代家族」を理解につながるため、以下まとめたい。

落合によると、日本において主婦の成立は大正期にあったと述べている。その背景としては、公共交通機関で職場まで通勤するという生活様式を創出した大組織の「俸給生活者」（現在でいう、ホワイトカラーのサラリーマン）の数が増えたのが大正期であり、その時期から彼らの妻のことを「おくさん」と呼ぶようになったことと関連する。当時、「おくさん」は日中何もしないで近所の他の「おくさん」とおしゃべりするという姿が見られ、その「おくさん」の生活様式が、戦後の高度成長期以降に多数派となった「主婦」のルーツとなったと考えられる。以下、「おくさん」となる背景について説明している個所を引用する。

「職場と家庭の分離、言い換えれば公私の分離があって初めて、妻は夫の留守を守る「おくさん」になったのです。」（落合：2019：43）

戦後の近代家族以降の「主婦」を生み出した背景にあったのは、この「公私の分離」だと述べており、これが「近代家族」の性格の基礎となっているようである。

③ 「公的領域」と「私的領域」

つぎにこの「公私の分離」について理解を深めたい。「近代家族」が作られる前、江戸時代の庶民層では、隣の家の人や町内会や役所が、家族内の決定（結婚など）に直接に命令してくることがあった（千田：2013：34-35）。このことから、明治期以前の家族は、「公的領域」と「私的領域」が分割されていない形態を作っていたといえる。しかし、近代になって産業が勃興し、賃労働者が増えてくると、外で働いてお金をえる「生産労働」と家で家事・育児を行う「再生産労働」が分離されていく。「生産労働」をおこなう場を「公的領域」、「再生産労働」をおこなう場を「私的領域」といい、各領域が性別役割分業によって分断していった。この分業とはつまり、公的領域は夫が担当し、私的領域は妻が担当するという役割分業である（落合：2019）。

次に農村に着目した分析³⁵⁾を見ていきたい。鶴は、日本の農村社会には対照的は2組の社会規範が存在すると考えた。「男は公的領域、女は私的領域をそれぞれ担う」という「私領域規範」、「男が主・女は従（男が前、女は後ろで補助）」という「補佐役割規範」、さらに家庭内では「男は仕事、女は仕事と家庭」という「新・性別役割分業規範」によって、家事労働全般を農家女性が担うことを正当化する根拠となっているとしている。これらに相反する規範として、「男女平等規範」と、業績主義による評価をする「業績主義規範」があると述べている（鶴：2007：199）。

第4節 北海道女性の農村社会と男女平等意識

ここで、北海道の女性について、過去の研究ではどのようにとらえられているのかをまとめたい。ここで中心に取り扱うのは、広瀬玲子が『北海道社会とジェンダー』のなかでまとめた「第1章 北海道開拓における女性の役割—男女平等意識との関連から」の内容である。

(1) 広瀬「北海道開拓における女性の役割—男女平等意識との関連から」『北海道社会とジェンダー』

① 男女平等意識が強い北海道

広瀬は、NHK が 1978 年に実施した全国県民意識調査の結果を引用し、「女性差別意識の薄さ、言い換えると男女平等意識の高さが北海道民の特性」と分析している。

「そもそも北海道は江戸時代までは道南の松前藩をのぞいてアイヌ民族が暮らしていた土地であった。和人が本格的に入植を開始するのは明治維新以降であり、その後の歴史は 150 年に満たない。また日本全国各地から入植者がやってきたので、当時は道民性などというものはなかった。まさに寄り集まった人々によって開拓が行われ歴史がつくられたのである。」(広瀬：2013：12-13)

これは北海道全般に対して述べていることであるが、農村に関しても同様であると考え、このことから、北海道の村落共同体は明治期以降に開拓入植したため歴史性が浅いと考えられ、ウェーバーのいう「伝統」的家父長制には当てはまらないと考察される。

② 女性の移住と労働

広瀬は北海道に多くの女性が渡った経緯として北越植民者に着目した。彼らが移住する前の地域では農民の窮乏化があったことから、土地を持たない貧しい農民たち側は、北海道に渡り開拓に従事することによって、内地よりいい暮らしを実現させたいと考えていたことを明らかにした。一方で、北海道側の意向としては、1880 年代の男多女少のいびつな人口構成の解決策として家族移住をもとめており、両者の事情が一致する形で明治期の開拓移民者が増えたとしている。当時北海道に移住した女性たちは父権に従い選択移住する・しないの選択権が無く渡ってきたという³⁶⁾。

移住者の女性の発言によると、長い船旅ののち北海道に上陸し目的地に到着した移住民たちを待っていたのは想像を絶する世界であり、初めの 10 年間は一家総出で開墾に集中し、そこに男も女もなかったという。「まさにゆとりなく開墾に専心することが求められていたのである。女たちは農作にいそしんだ。」(広瀬：2013：19-20) 広瀬はこれらの発言をもとに、北海道の女性の男女平等意識が高い要因として、次のように結論付けている。

「移住者には男女の別なく何よりも働き者であることが求められていた。これは女性が身につける規範を良妻賢母とした内地との違いである。とりわけ開拓にたずさわる家族にとって、女性は妻・母でありながら男なみの労働を当然のように求められたので

ある。またそのような女性が褒め称えられ妻・嫁の理想とされたことが読み取れる。」

(広瀬：2013：24)

広瀬は、移住者女性が男と同様に働いていたことが、北海道の女性の男女平等意識が高いだと要因だと結論付けている。

(2) 北海道の女性の地位について～海保洋子の研究と広瀬の反論を通して～

広瀬と異なった見解を示しているのが、海保洋子の主張である。海保は、開拓者として北海道に移住した秋山しまの手記をもとに、開拓における女性の地位は決して高くはなかったという見解を示している。海保は「女は男に従うものという考えが失われぬ限り、女性が男性と同じ仕事をするということは、従来女性に加えられた新たな過重労働を意味し、必ずしも男性に対する平等な立場を意味しなかった。」(海保：1997：80)と指摘している。これに対して反論をしているのが、先ほど取り上げた広瀬である。広瀬は、次のように述べている。

「筆者はこの見解に対して若干の疑問を呈したい。では北海道の高い男女平等意識は開拓を担った女性たちの労働と無関係なのかということである。」(広瀬：2013年：26)

広瀬の主張をまとめると、広瀬は北海道に移住した女性の労働投下量と北海道女性の男性平等意識は比例関係にあると主張をしている。しかし、この見解は疑問を感じる。では、本州の農村女性たちは労働量が少なかったということなのか。農村社会研究の蓄積を見る限り、そういうことは考えられない。北海道女性の男女平等意識が高いのは、海保の言う通り、伝統的な女性規範の拘束力の弱さとイエ・ムラ意識の希薄さがあることが前提であり、労働量の影響ではないと考える。広瀬によると、本州は良妻賢母が規範とされているとの記載があったが、丸岡秀子の『日本農村婦人問題』を読むとそれも疑わしいことが分かる。丸岡によれば、かつて本州の女性も子育てを両親に任せ産後すぐに働いていたことが分かる。(丸岡：1980)

ここで、再びウェーバーの「伝統」的家父長制概念について検討したい。ウェーバーは、「伝統的支配」範疇として家父長制を位置付けていると述べた。つまり、支配の根拠は、労働投下量ではなく、伝統である。つまり、土地の所有権が伝統的に領有されている状態、そしてその所有者が男性であるところに、家父長制が働くのである。

これを踏まえると、北海道に家父長制意識が弱いのは、北海道の農村が明治期以降の開拓農民で形成されているため、「伝統」意識が本州よりも弱いためであると考えられる。

(3) 田畑による「農事組合」型村落

ここで、北海道の「イエ」と「ムラ」の特殊性に触れておきたい。鈴木栄太郎は、本州の「ムラ」を「自然村」と定義していたが、北海道においては「自然村」が存在しないとする指摘がみられる。小内は明治政府による開拓行政からはじまった北海道農村社会を分析する自然村をその原型にもつ都府県の農村社会とは異なる分析枠組みが必要とされていると

述べており、その枠組みとして田畑の「農事組合」型村落を用いた（柳村・小内ら：2019）。本論でも小内と同様の見解であり、田畑による規定をもとに北海道における農村社会と農家女性を見ていきたい。

田畑は、北海道の農村社会が府県とは異なっていることを述べており、その背景として、第一に、北海道農村は成立後の歴史が浅いことと、第二に、北海道農村の成立期における社会および生産力の発展段階の相違があったことを指摘している。北海道の行政や農協は農業技術に関する普及活動の際の最小単位として、農事実行組合を利用したことから、これにもとづいて地縁組織を編成されていった。よって、農事実行組合を単位とする地縁組織を「農事組合」型村落」と定義した。

田畑は、北海道の農村にみられる特徴として、「共同体の物的基盤とされる入会地・共有地が存在しないこと、散居性、市街地と農業村落との分離といった集落形態面での特徴や、村落固有の領域の不分明性、あるいは村落の自治的性格の乏しさや文化的結合の機能の弱さ等」（田畑：1986：251）を指摘しており、これらの北海道農村部の特徴が、府県のように村落が自律性・独自の意思を持った存在としては現れないこと関連している、と述べている。

ここで、近年の農村に視点を戻したい。本州は高齢化によって、ムラの秩序が崩壊してきている。そして「イエ」も中身が空洞化した「蛻農」³⁷⁾となっている。さらに本研究で注目している北海道に関して言えば、もともと本州のような伝統的な「自然村」を持たない散居性の村落を形成していることから、有賀によるイエ・ムラ理論は当てはまらない。

よって以降は、喜多野理論からの視点を踏まえ、本州と北海道における家父長制の違いを研究する。

① 「農事組合」型村落としての北海道網走市の営農集団

ここで機能集団的な「農事組合」型村落の典型的な共同体として、北海道網走市のオホーツク網走農業協同組合（以下、JA オホーツク網走）の南網走地区で形成されている営農集団について取り上げたい。

南網走地区の営農集団は、大型機械の共同利用組織として組織された機能集団的な村落共同体である。現在のJA オホーツク網走の前身である南網走農業協同組合（以下、南網走農協）が、共同作業による効率化と大規模な土地を生かした輪作体系を確立し、高い生産性をあげるために、農協が主体となって村落共同体を組織し、現在の営農集団ができた。営農集団方式が形成され定着した背景にあるのは、1956年にはじまる機械の導入である。当時の零細規模経営では機械化による高コストによって経営面による課題が出てきたためである。1957年（昭和32年）にモデル集団である農事実行組合に大型機械5セットを貸付し、高性能化による全面的共同利用かつ共同作業を推進し、それが確立することで営農集団方式が南網走地区に定着していった。1963年（昭和38年）の「第一次農業構造改善事業」、1970年（昭和45年）の「第2次農業構造改善事業」の指定を受け、現在の営農集団という名称と、機械体系と作業体系が確立した（新沼：1991：16-17）。

② 営農集団の設立

1972年に発行された『南網走農協のあゆみ』をみると、営農集団の設立の意図が分かる。

「南網走農協の地域内農業は畑作を基幹としており、大型農業機械の個別所有による経営圧迫の解消を目的として、生産者組織の育成に取組み、農業機械の共同利用組合を設立し、主としてその共同利用共同作業を展開してきたが、機械の効率的運用から作目単純化と作付調整を行ない、技術の統一化と平均化がなされるようになった。昭和38年（1963年）に個人所有機械27台、13利用組合を設立し、現在15組合、80数台となっており、個別所有時の機械費の重圧を減少し、共同経営の有利性を計った。現在個人所有は、地理的に共同利用不可能な3戸のみで、他は全て利用組合による共同利用を行っている。」（『南網走農協のあゆみ』：1972：216-217）

つまり、大型機械化体制へ移行するにあたって、一番の課題となっていた経営の圧迫を解消するため、集落で共同出資・機械の共同所有を進めたといえる。

表 1 南網走農協の営農集団の状況（1971年2月当時）

| 集団名 | 構成戸数 | 集団の耕作面積 | | 貯金高 | |
|-----|------|----------|----------------|-----------|-----------------|
| | | 総面積 (ha) | 一戸あたりの平均面積(ha) | 総貯金高 (円) | 一戸あたりの平均貯金高(千円) |
| 16 | 12 | 163.4 | 13.6 | 22,216 | 1,851.3 |
| 17 | 13 | 163.4 | 12.6 | 29,698 | 2,284.5 |
| 18 | 13 | 164.6 | 12.7 | 30,992 | 2,384.0 |
| 19 | 19 | 239.7 | 12.6 | 48,734 | 2,564.9 |
| 20 | 15 | 235.5 | 15.7 | 32,937 | 2,195.8 |
| 21 | 14 | 212.0 | 15.1 | 51,077 | 3,648.4 |
| 22 | 16 | 213.0 | 13.3 | 41,129 | 2,570.6 |
| 23 | 11 | 164.0 | 14.9 | 40,730 | 3,702.7 |
| 24 | 16 | 218.0 | 13.6 | 47,417 | 2,963.6 |
| 25 | 23 | 250.9 | 10.9 | 35,450 | 1,541.3 |
| 26 | 14 | 150.7 | 10.8 | 23,958 | 1,711.3 |
| 27 | 29 | 271.6 | 9.4 | 36,180 | 1,247.6 |
| 28 | 25 | 288.8 | 11.6 | 46,699 | 1,868.0 |
| 29 | 22 | 246.6 | 11.2 | 36,046 | 1,638.5 |
| 30 | 9 | 86.7 | 9.6 | 12,019 | 1,335.4 |
| 合計 | 251 | 3068.9 | 12.2 | 535,282.0 | 2,132.6 |

資料：南網走農協のあゆみ編集委員会『南網走農協のあゆみ』南網走農業協同組合，1972年、を参考に作成した。

③ 網走市の機械利用組合について

網走市内でも、南網走地区は農作業と農業機械を集落で共同化する利用組合³⁸⁾（以下、利用組合）によって営農されており、農政の優等生といわれている。

この利用組合のはじまりは、1970年代に農協主導により、集落を集団と編成しそれぞれに数字を当て、集落機能を集団内で行うように指導したことが関連する（松本：2002：40-41）。そして、その集団の区分編成にもとづき農業機械を共同購入し、農作業を集団で行うようにした。それが利用組合であるが、集団の中に利用組合の方針と合わない農家が出てくることもあり、その場合は利用組合に参加せず、個人で営農する選択を取ることになる。以上のような集団と利用組合の関係性を表すと図2のように表すことができる。集団とはゲマインシャフト的な村落共同体としての役割を持ち、利用組合はゲゼルシャフト的な共同組織としての関係性を持つ。

利用組合体制はゲゼルシャフト的な特徴を持つことから、利用組合に出役するということは会社に出勤することと似ていると考えられる。そして、この村落共同体の大部分がこの利用組合体制によって成り立っていることから、網走の農家は近代家族的な特徴をもち、「近代」的の家父長制による性別役割分業が発達していると考えられる。

表2はJAオホーツク網走管内のなかでも利用組合体制による営農が中心となっている南網走地区の農家数と面積を表したものである。これによると、集団の中にも利用組合に所属していない農家が存在するが少数派である。



資料：筆者によるヒアリング調査（2021年12月）より作成した。

図2 集団と利用組合の関係図

表 2 南網走地区の経営形態と面積（2021年）

| 集団名 | 組織形態 | 組合の総面積 | | 組合加入戸数 | 組合加入者の 平均面積(ha) | 集団内の組合未 加入農家戸数 |
|-----|------|--------|--------|--------|--------------------|-------------------|
| | | (ha) | 法人所有面積 | | | |
| 20 | 利用組合 | 198.79 | - | 5 | 39.8 | 3 |
| 21 | 利用組合 | 216.82 | - | 7 | 31.0 | 1 |
| 22 | 利用組合 | 232.16 | - | 8 | 29.0 | 1 |
| 23 | 利用組合 | 202.13 | - | 8 | 25.3 | 1 |
| 24 | 法人 | 352.82 | 18.27 | 11 | 32.1 | 0 |
| 25 | 法人 | 268.99 | 24 | 7 | 38.4 | 1 |
| 26 | 法人 | 321.03 | 76.55 | 7 | 45.9 | 1 |
| 27 | 法人 | 243.56 | 14.13 | 7 | 34.8 | 4 |
| 28 | 法人 | 332.83 | 46.87 | 10 | 33.3 | 2 |
| 29 | 利用組合 | 319.90 | - | 11 | 29.1 | 0 |
| 31 | 利用組合 | 387.47 | - | 10 | 38.7 | 3 |
| 32 | 利用組合 | 96.09 | - | 2 | 48.0 | 0 |
| 33 | 法人 | 242.70 | 34.14 | 5 | 48.5 | 0 |
| 合計 | | 3415.3 | | 98 | 34.8 | 17 |

注)「-」は、該当する土地を持っていないことを示している。

資料：JA オホーツク網走の内部資料と筆者によるヒアリング調査（2021年10月）より作成した。

第5節 小括

第1章では、イエ制度や家族との関係から家父長制概念の整理を中心に、農家女性とイエの関係性に関する先行研究リサーチを行なった。それによると、イエ・ムラ理論研究の中心的存在となっていた日本農村社会学研究は、本州の農村部の研究を中心に発展してきたことから、近代以降に農事実行組合を中心に村落が形成された歴史性をもつ北海道の「農事組合」型村落に適用することが困難であることが明らかになった。そこで、近代以降に研究が盛んになった、フェミニズムが定義した「近代」的家父長制概念を用いることで、北海道の農家は公的領域と私的領域の分断によって性別役割分業意識が醸成されたと仮説を設定することができた。

[注釈]

7) イエというシステムは、庶民が生活するうえで合理的な組織であったことをふまえて、「日本の農村社会では性別によって明らかに異なった制度が用意され、抗うことの困難なジェンダー関係が存在し、重要な意思決定に女性は参加できなかった伝統が現在でも変化し存続している」。『農業経済学辞典』丸善出版、2019年11月、pp.540-541を参考にした。

8) 鳥越は、「家」の特徴を以下の3点にまとめており、『岩波女性学辞典』と類似している。「①家は家の財産としての家産をもっており、この家産にもとづいて家業を営んでいる一つの経営体である。」「②家は家系上の先人である先祖を祀る。」「③家は世代をこえて直系的に存続し、繁栄することを重視する。」(鳥越：1985：11-12)

9) 田代によると「住居および生計を共にする集団」を「世帯」とし、単身赴任者も生計を共にしていれば世帯員としている。世帯員の子どもが一人が結婚後も世帯内にとどまり世帯を継いでいく家族を「直系家族」とよび、世帯の構成員が三世代で成り立っている家族を、「直系三世代世帯」もしくは「直系三世代家族」としている。また、二世代世帯、つまり夫婦とその子供からなる世帯を「核家族」としており、近代家族の検定的な形態であるとしている。(田代：2003：199)

10) この「家族」の概念規定が戸田理論の理解につながる。欧米の社会学の影響を受けた戸田は、意識せずして西ヨーロッパ文化の思想を日本の「家族」に当てはめており、「家族」を次のように定義づけている。「家族は夫婦または親子関係にあるものおよびそれらと近親関係にあるものによって形作られる集団(戸田：1970：38)」であり、「家族は人々の感情的融合にもとづく共同である(戸田：1970：39)」としている。

11) 「「家」ということばは日本で伝統的に存在したことばであり、現在でも日常のなかでよく使われる言葉である。それにたいし、「家族」ということばはファミリーという英語の翻訳語であるとみなしてよい。あるいはラテン語の *familia* を語源として共有する西ヨーロッパの諸民族言語(フランス語、ドイツ語など)からの翻訳語である、と幅をもたせた言い方をしておいてもよい。いずれにしても、「家族」ということばには西ヨーロッパ文化が浸透している。」(鳥越：1985：6)

12) 上野は、マルクス主義フェミニズムを支持する女性学の研究者であり、「家」という表現を採用している。農村についての研究は乏しく、むらを直接扱う研究は見られないが、人間の「縁」に関する論考があり、そこで「ムラ」という表現があったので紹介したい。簡単にこの「縁」を説明すると、その類型は3種類あり、1つ目は血縁関係や婚姻関係による同集団を「血縁」、2つ目は近隣集団で構成される「地縁」、3つ目血縁にも地縁にも当てはまらない「社縁」であり、近代はこの「社縁」が拡大し、社縁が「ムラ社会」の代わりをなしていると述べられている。(上野：2020：433) このことから、都市部で形成された「社縁」は「ムラ社会」で構成された「地縁」の代替品だと言い換えることができる。

13) 黒瀧は、「寄生地主制と財閥の解体は、戦後の民法の改正とも相まって、戦前以来の「イエ」を中心とする家父長制的家族制度を解体させ、「イエ」の制限性をとりはずすことで、企業にはより蓄積の自由度を与え、賃労働の吸引に関しては、その過剰労働力を容易に流動化させる条件を作り出した。」(黒瀧：1991：205) としており、家父長制が解体されたことを述べている。しかし、「労働者の性的労働編成の中での女子労働は、家庭に片足をおくということで、男子単身賃金にプラスされる「家計補充的」低賃金の女子労働として、労働力の価値を一方向的に切り下

げられる形で利用されている。これは、兼業農家における零細私的土地所有を媒介にした低賃金構造の擬制化・再版であるといわざるをえない。」(黒瀧：1991：306)との主張は、家父長制の残滓があるために起きた事象であるにとらえることができる。これらの点においては、黒瀧秀久「農業の変貌と日本の経営」藤井光男・丸山恵也『現代日本経営史—日本の経営と企業社会』ミネルヴァ書房、1991年に詳しい。

14) 杉岡は、「農村社会」の中で組織化された、農業における相互扶助組合のことを「共同化集団」と呼び、その一つ一つの構成体を「家」としており、3類型に分類している(杉岡：1990)。

15) また、この「“いえ”意識」が希薄化した農家を、「“蛻農”現象」と表現している(梶井：1997：267)。

16) しかし、村落社会研究で『イエの継承・ムラの存続』がタイトルとなっている著書があるが、これに関しては例外的であるとの見解を示したい。カタカナ表記にした理由は明確に記されていないが、この著書は村落社会研究の論文集という性格が強く、共通テーマとして普遍性を持たせるためにあえてカタカナ表記にしたのではないかと考えられる。

17) 「同族団」とは、本家・分家からなる家々の連合体をさす。同族を形成するそれぞれの家は、通常は一定程度の自立をして家経営を行っているが、歴史的にみると分家は本家に経済的・政治的な依存をしていたとされている。「同族団—有賀喜左衛門」『社会学辞典』丸善、2010年、pp.102-103より参考にした。

18) 鈴木栄太郎は、『日本農村社会学原理』で、「村とは地縁的結合の基礎の上に、他の様々の社会紐帯による直接なる結合を生じ、その成員が彼らにのみ特有なる、しこうして彼らの社会生活の全般にわたる組織的な社会意識内容の一体系をもつ人々の社会的統一である。地縁社会を地域の近接に基く結合とのみならず、かくの如き意味での村は明らかに地縁社会以上のものである。そこには他の幾多の社会紐帯による結合も存し、彼等にのみ特有の社会意識は、原則的に、相互面識的な彼等の社会生活のあらゆる方面にわたって拘束を加えている。そのうちに生ずる多くの集団もいわばこの統一的・一般的意志にしたがって統制されている。かくの如き社会的統一が私の意味する村であって、それを自然村といってもよいであろう」(鈴木：1968a：56)。

19) 有賀の考える「同族団」の特徴は非親族を家族と認める点にある。日本の農村社会学は、非親族が家族員として構成されていたと考える点からも、有賀の系譜をたどり発展してきたといえる(細谷：2021：51)。

20) 戸田貞三『(新版)家族構成』新泉社、1970年(初版)、2001年(新版)のうち、喜多野清一による解説「日本における家族社会学の定礎者戸田貞三博士」(pp.382-404)を参考にした。

21) 形成された行政村に対して、濃密な集団・関係の地域的累積がある地区を「自然村」と名付けた。「自然村」とは、行政上の村ではなく、「農村住民の社会的諸関係が累積的に織り成す日常生活の場であり、同時に規範的行動原理である社会意識(村の精神)を共有する社会的統一体としての村」としている。鳥越皓之「自然村理論—鈴木栄太郎」『社会学辞典』丸善、2010年、pp.430-431より参考にした。

22) 伝統的支配を語るうえで一番例えやすいのが、日本の天皇制だろう。日本の天皇制は神武天皇から現在まで126代一度も途切れることなく続いていると観念されている。まさに、「昔から存在する秩序」と「支配権力」を持ち合わせており、天皇制は伝統的支配であるといえよう。マックス・ヴェーバー（著）世良晃志郎（訳）『支配の社会学Ⅰ』創文社、1960年、p.39を参考にした。

23) マックス・ヴェーバー（著）濱嶋朗（訳）『権力と支配』講談社、2012年、p.31を参考にした。

24) マックス・ヴェーバー（著）世良晃志郎（訳）『支配の社会学Ⅰ』創文社、1960年、p.39を参考にした。

25) 「「アジア的」社会の生産＝階級関係の基礎的なものは家族共同体である。」との記述がみられる（川島：2000：35）。

26) 「「アジア的」社会における階級関係の基底、その出発点は、家族共同体内の階級関係、すなわち家長による他の家族構成員の権力的支配である。家族構成員一妻・子・孫・家父長制奴隷一の剰余労働は、家長によって領有される。」（川島：2000：35）

27) 家長対家族員の力関係の観念的な側面は、力の担い手である家長の「権威」*Autorität*と、それに対する例従者＝家族員の「恭順」*Pietät*とである、としており、このピエテートは精神的雰囲気からくるものとしている。

「重要なことは、「アジア的」社会においては、現実的な権力が直接的に権力として、すなわち暴力としてあらわれないで、権威に対する心からの・情緒的な・親和的な精神的雰囲気—*Pietät*—によって媒介され、そのようなものとしてあらわれる、ということである。」（川島：2000：

36) そして、この「恭順」の源については、以下のようにまとめている。

「妻にとっては、夫の身体的及び精神的実力が通常まさっているという事実。」

「幼年の子供にとっては、親の庇護を要するという客観的な事実。」

「成長した子供にとっては、幼年時代からの習慣と教え込みの影響と、深く根を下ろした幼年時代の思い出。また、主人の勢力範囲の外では庇護を得られないという事実。」

「これらの諸事実が「恭順」の意識のみなもとである。」

「「恭順」意識が家長の「権威」の基礎を構成する。」（川島：2000：36-37）

28) 序章で、民法に規定された「家族制度」は武士階級の家制度の一部だと述べており、農民や漁民や都市の小市民の家族の制度はことなる形態を持っていたとしている（川島：2000：4）。

29) 蓮見は、「農村家族のなかでは、次三男や嫁の地位などが、家族の中で十分な評価があたえられないままに、働き手としてだけ位置付けられることが少なくなかった」（蓮見：1990：13）として、明治以降の「家制度」が農村社会と共鳴し暗い側面を残していたとしている。

30) 鎌田は、ほかに「隠居した親の権限や部屋住みの子の親権よりも当主の権限の方が重く、厄介親族に対する当主権も法的に確認できるので、当主＝家長」と認められること、「その家長権の内容としては、①外部に対する家代表権、②先祖祭祀権、③家族の人事管理権、④家産所有・経営権などを中心とする」ということなどからも、日本の近世家族に家父長制が存在したことを

主張し、そして「そのような家父長制は、幕藩権力がむしろ政策的に育成してきたものであること」を説明している。この点においては、鎌田浩「家父長制の理論」『家と家父長制』早稲田大学出版部、1992年、pp.10-27を参考にした。

31) 最初に「patriarchy」の用語が使われたのは、文化人類学の中で「父権制」の訳語として使用されていた。(社会学辞典：2010：410)

32) 性差別の歴史的起源を解明した著書として、フリードリヒ・エンゲルスによる『家族、私有財産及び国家の起源』があるが、学問的には根拠に欠け、これ以降歴史的起源を特定することに成功した業績はない。(社会学辞典：2010：411)

33) マルクス主義フェミニズムの一番の功績と言えるのは、「家事労働」の発見である。私的領域に「労働」の概念を持ち込むということは、私的領域の解体を意味しており、マルクス主義の拡張適用の試みを通じて、マルクス主義の限界を明らかにした(上野：2009：63)。

34) 上野は、「近代家父長制」としているが、(上野：2020：179)、瀬地山は「男＝生産労働／女＝再生産労働」という役割分担をもとにした日本の家族形態を「近代的家父長制」としている。(瀬地山：1996：148)日本の「家」に着目していた点から、本論では「近代的家父長制」を採用した。

35) 磯辺は、むらでは「都市での公・私の二分法はとれない。公・私のインターフェースとしての共(むら)の領域がある。」(磯辺：2000：226)としており、農村には公・共・私の3領域があることを主張しているが、本研究では「ムラ」意識が低いといわれている北海道に着目しているため、「公的領域」と「私的領域」の二項対立に限定している。

36) 広瀬は「女性植民問題」の解決モデルとしての成功例は、北越植民者であるとしている。「北越植民社は1886(明治19)年旧長岡藩氏族三島億二郎を中心に、大橋一蔵・笠原文平・関矢孫左衛門らが集まって設立された団体移住を志す集団であった。同年に江別太農場を開いたのを皮切りに、知来乙農場・野幌農場・晩生内農場・十勝農場・新篠津農場を経営した」(広瀬：2013：16)

37) 蛻農現象とは、「“形骸化した”農家、“空洞化した”農家の増大を、小倉武一博士が“蛻農”現象と表現した。“蛻”という字は“もぬけ”という意味である。(梶井：1997：268)」とのべている。

38) ここでいう「利用組合」とは、松本浩一による「全面共同型」の「機械利用組合」を指している(松本：2002：74)。

第2章 農業とフェミニズムに関する分析視角

農村社会学は、「イエ」とは何か、「ムラ」とは何かというところから、女性の自立を見ていた。一方で、農業経済学では、農業経営に関する側面から女性の自立を見ていたといえる³⁹⁾。農村社会学も経営に関する側面を見ていなかったわけではないが、農業経済学では女性をどうとらえていたのかという視点をここで確認しておきたい。よって、この章では農業経済学における女性の自立に関する論争を皮切りに、農業経営をフェミニズムの視点からみていきたい。

第1節 農業の大規模・機械化と女性の自立

ここでは農業経営を見ていく上で、大規模化・機械化という近代化に視点を向けて、農家女性の自立にどう影響してきたかについて過去の研究をまとめたい。大きく分けると、2通りの考察が考えられる。まず一つ目は、農業の機械化が農家女性の余暇時間を増加させ、自立へつながっていくという考え方である。そして二つ目は、農業の機械化が進んでも生み出された余暇時間はほかの労働へと転化されるという考え方である。

(1) 女性農業者と農家女性に関する概念整理

農家女性の自立に関して述べていく前には、まずは農業に関わる女性に関する用語が複数存在しているため、本題に入る前にまずは概念整理をおこないたい。

① “農家女性”に関する概念整理

天野は、農業に関わる女性の呼称について3つに分類している。一つ目は、「農村婦人」という呼び方で、農山漁村に住み、農業に関わってきた女性に対して、従来一般的に使われていた言葉である。二つ目は、「農家女性」という呼び方で、これは農業が「家族」つまり、「農家」として行われるものだと考えが前提となっている。「農家女性」と使うと「家」の主婦あるいは「嫁」いずれかに該当するという意味が強い呼称である。3つ目は、「女性農業者」という呼称であり、これは職業として意味を含んでおり、ジェンダーに留意した名称となっている。「女性農業者」が農政政策として初めて用いられたのは、1991年の『農業・農村の変化に伴う農村婦人の役割に関する調査報告書』（農産漁家生活改善研究会：1991）においてであり、その後は「女性農業者」という呼称が一般的となっている（天野：2001：25-32）。

これらの分類を受けて岩島は、過重労働や家父長制からの「解放」対象であった人々の呼称として「農村婦人」、活躍が求められた対象者としての女性を「農村女性」や「女性農業者」と2つに分け、それらを総称して〈農村女性〉と呼称している（岩島：2020：9）。

しかし、本研究では北海道の農村が中心であり、第1章で述べたように北海道は「自然村」を持たず「イエ・ムラ意識」が希薄である特徴を持つことから、「農村」という名称を用いると誤解を招く恐れがある。さらに、近年は夫が農家を継いだとしても農作業に関与しない

女性も現れてきている。本論ではこのような農業に従事していない農家の女性も研究領域として含んでいることから、家族内で農業従事者がいれば、当てはまる女性すべてを「農家女性」と呼びたい。この「農家女性」という呼称は、「家」制度を前提とした概念規定であり、近年の農政政策にはあまり使われない表現であるが、本論の対象者として「家族経営」であり、「夫が後継者（新規就農者ではない）」である女性を対象としていたため、あえてこの用語を使いたい。

また、本論で「女性農業者」と表記する場合は、引用であるかまたは、農業に従事している女性を指すこととする。その概念としては岩島の〈農村女性〉概念と同じように、解放されるべき女性、そして活躍を求められる女性両方を含むものとする。

② “自立”に関する概念整理

次に本論で取り上げる“自立”について整理したい。第一波フェミニズムでは、女性の自立を制度上の明示的な性差別からの自立を意味していた。第二波フェミニズム以降、女性の自立に関する理解は、結婚するかしないか、異性愛か同性愛かなど、個々人生き方の自己決定・自己実現の視点から人生における選択の権利の問題として捉えなおされた⁴⁰⁾。

天野・粕谷（2008年）は、「男女共同参画」を採用している。ここでの概念は、1990年代から日本政府が採用した「男女平等参画社会」の理念に沿っており、男女平等参画社会基本法で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

本論では、個々人生き方の自己決定・自己実現の視点から人生における選択の権利を持つことを「自立」と捉え、その基盤は男女平等社会にあると考える。

（2） 自立していくという考えとその批判

では、農業の機械化が農家女性の余暇時間を増加させ、自立へつながっていくという研究からみていきたい。

大槻は、農業の機械化と兼業化によって、農業経営の主体的な労働者が女性となったことと、家族形態が縮小し世代間のかかわりが弱まることで、農家女性が補助的立場から、自分で考えて自分で決めるという主体的に行動する立場になったとしており、近年の農家女性は自己実現を可能にし、自分らしく生きる存在となっていた、と考えている⁴¹⁾。小内も、本州の兼業化に対して農家女性の自立の契機となるとの見解を示している。小内は、近年の農家女性は「三ちゃん農業」にみられるように、女性が基幹的労働者になることによって、意見が言いやすくなったと考えている。（小内：2013：30）しかし、これが機械化・大規模化によるものだとは述べていない。あくまでも「兼業化」のためだとしている点で大槻とは異なっている。ここでは、大規模・機械化によって農家女性が自立していったかという問題提起をしているため、小内はこれに対して否定しているとも考えられるが、本州の兼業化が前提であれば肯定していると考えられる。

続いて、梶井功も大規模・機械化によって農家女性が自立していくと考えた一人である。梶井は機械化によって一人で農業経営ができる状態を「ワンマン・ファーム」と定義しており、これが農家女性への自立へつながると考えた。この梶井の主張を以下でもう少し見ていきたい。

① 蛻農現象からみる女性の自立

大規模・機械化体制によって農家女性が自立していくという主張として梶井功による、蛻農現象とワンマン・ファーム論を取り上げたい。梶井は、1986年に出版した『現代農政論』の中で、当時の農業のことを“蛻農”と評価している。“蛻”とは、「モヌケ」と読み、蛇や蟬が脱皮するという意味であるが、ここでは形としては残っているものの中身がないことという意味として使っている。

「労働の自立化が“家”業としての農業を支えてきた家族労働力の協業体制を崩し、“いえ”としての一体性を象徴した一つの財布を、二つにも三つにもしてしまっていること、それは農家としての実質を空っぽにしてしまうことであり、それを“蛻農”と表現したのである。」(梶井：1986：135-136)

加えて、北海道については、本州に比べ北海道の方が一戸当たりの農業就業人口が多いことなどから、「都府県農家については“蛻農”現象がもうその体質となってしまったのに、北海道の農家はまだ健在だといってもいいかもしれない。」と述べている。

これらの梶井の理解から分かるように、梶井は農業経営において家族の協業体制が崩れていく過程を、労働の自立化としている。そして、この協業体制が崩れて「蛻農」となる背景の一つに、「いえ」の変化を取りあげている。梶井は、かつての農家女性を農業労働も家事・育児もこなす「乳役兼用」で、かつ文句を言わない「無角牛」と例えていた。しかし、単婚夫婦中心に、単婚夫婦中心になりつつある現在では、息子が労働力主体として自立していく過程だから、その妻もそうである。したがって有角牛であり乳専用になって夫婦は協業単位の基礎にならない(梶井：1987：111)としている。

これに対して批判的なのは、美土路達夫と千葉悦子⁴²⁾である。美土路達雄による『現代農民教育の基礎構造』の中の千葉が執筆した「第2章 農業生産力の発展と婦人労働」に以下のような主張がみられる。

「(梶井の) この婦人労働に対する展望は、生産と生活を分離した「小企業農」を措定することからくと理解される。婦人の「働きすぎ」は解消されなければならないが、生産的労働に従事しないことが労働力主体としての自立的行動といえるのであろうか。婦人の全面発達とは、社会の構成員として「自然改造と社会的制御の能力」を全面的に発達させることであり、生産的労働がその基底にあるといえよう。現実には農業労働に従事する多くの婦人にとっての課題は農業労働をやめるということではなく、人間的条件のもとで、農業労働の主体としての力能をもって基幹労働力となることであり、生産と生活を統一・調和させる主体として成長していくことであろう。」(千葉：1981：283)

千葉は、農業経営内の生産と生活が分離され、いわゆる「小企業農」になる過程で、農家

女性が生産的労働に関与しない状態になることを「自立」とする梶井の主張に対して、批判的であることが分かる。梶井の主張する「小企業農」論に対して、千葉はどのように理解しているのかについてももう少し見てみよう。

② 「ワンマン・ファーム化」と農家女性の自立に関する論争

梶井の「小企業農」に対する千葉の理解は以下のとおりである。

「梶井によると、上層農の間では家族労働力の自立化により、家族協業がくずれワンマン・ファーム化が実現されているとする。・・・梶井は、中大型機械化体系が成立する上層農の動向に注目しており、「いえ」に緊縛されてやむなく家族協業の構成員となる労働力ではなく、自主的判断のできる自立した後継者が形成され、男子基幹労働力1人で十分可能なワンマン・ファーム農業が成立していることを梶井は摘出した。」(千葉：2000)

千葉はこのように「小企業農」を理解しているが、若干の誤りがあるように見える。それは、梶井は必ずしもワンマン・ファームの担い手を男性に限定していない点である。梶井は、「家族協業の解体なかで成立」する、「体系的機械化にささえられ」た、「高度の施設投資をともなった」経営体をワンマン・ファームとしている。さらに、ワンマン・ファームの事例として世帯主が種畜経営を、息子はガソリンスタンド経営を、妻が稲作経営をしている事例を取り上げている(梶井：1973：202)。梶井はワンマン・ファームの典型事例として専業主婦特化型の農家女性を取り上げているわけではなかった。

しかし、単婚夫婦の家族経営の脆弱性について語っている点においては指摘する点がある。梶井は、「いえ」としての農家女性と、「蛻農」のなかの農家女性を比べて、かつての「いえ」の女性は文句の言わない「無角牛」であったが、「蛻農」における女性は、主体的となって文句の言う「有角牛」となりさらに、家事・育児専門の「乳専用牛」となるとしている。これにより、農家女性の労働力は前の0.4人分ぐらいにしか計算できないとしている⁴³⁾。千葉は梶井のこの主張を受け、以下のように述べている。

「戦後の農民家族においては家父長制的家族協業が解体し、家族関係の民主化が実現され、女性の「自立化」が進むとみて、この女性の「自立化」の延長線上に専業主婦化があるとした。こうした把握から明らかなように、梶井には、農家女性の「自立化」を無前提に専業主婦化と直結させるという重大な誤りがあったと言わざるを得ない。」(千葉：2000)

と批判している。この千葉の批判に、私はもう一点付け加え批判したい。梶井は、この「乳専用有角牛」となる家族構成を単婚夫婦としている。かつて、直系家族制の家族経営においては、姑が育児を担当し、嫁が農作業を行うという役割分担ができていた。しかし、夫婦と子のみによる単婚夫婦となると、そういった役割分担ができなくなる。子供の世話と家事はすべて妻による担当になるため、農業労働ができなくなるのは当然だろう。そこに、農家女性の「自立化」という側面もあるのかもしれないがそれよりも、農家女性に家事・育児労働の負担が増えたことが重要ではないだろうか。

この点をふまえ、本論では北海道の農家において梶井の言うワンマン・ファーム化そして、農家女性の「乳専用」化が進んでいるという仮説を持っている。

③ 梶井と美土路・千葉による「自立」の理解

千葉の批判で気になるのは、「自立」に関して理解が異なっているに過ぎないという点である。千葉は、農家婦人は家父長制から「自立」するべき対象であるととらえている。かつての家父長制の中で支配される女性ではなく、自らの意思で主体的に農業に参加する姿に「自立」を見出していたのではないか。だとすれば、専業主婦化に対して「自立」という言葉をつかう梶井に批判的なのは理解できる。

対して梶井は、家族経営内の労働力を見ており、そこから離脱する労働力があればそれを「自立」としている。「自立」にたいして、単なる現象としてとらえているにすぎず、そこにイデオロギーは存在しない。

この梶井に対する美土路・千葉の批判に対し言えることは、両者は「自立」に対してそれぞれ異なった理解をしているというのが筆者の理解である。具体的にいうと、梶井のいう自立とは、第一波フェミニズムにおける「自立」の理解に当てはまり、女性の自立を制度上の明示的な性差別からの自立を意味している。一方、美土路・千葉のいう「自立」とは、第二波フェミニズム以降の女性の自立に関する理解だと考えられる。つまり、個々人生き方の自己決定・自己実現の視点から人生における選択の権利をもつことを「自立」としていると考えられる。そして、私が本論で取り上げたいのは、もちろん美土路と千葉の言う第二波フェミニズム以降の「自立」の概念規定である。よって、以降本論で「自立」と表記する場合は、この美土路・千葉の立場からみた概念としたい。

(3) 農家女性の自立を妨げる要因

農業の大規模・機械化体制が進み、農家女性の余暇時間が余暇時間が増えてもそれが自立につながるとは限らないということが梶井・美土路の両主張を整理することで分かってきた。では、自立を妨げる要因としてどのようなことが考えられるか検討したい。

① 農家女性に求められる労働の重層構造

農家女性は農作業を行なううえ、家事・育児を当然のように求められる実態があり労働の3重苦となっている。場合によってはこれに介護やパート労働が加わり、4重苦、5重苦にもなっていく。このように農家女性に求められる労働が重層的になっている構造を、本論では農家女性の「労働の重層構造」としたい。

田代洋一は、日本の農業経営は「いえ」経営だとしており、この「いえ」農業では将来的に無償で財産分与あるいは一括相続を受ける前提で後継者は無償の農作業労働を余儀なくされているが、女性にとってはその財産分与すら想定されていないと述べている。さらに、農家女性は育児、家事、介護のほとんども女性が担い、所得税法では一世帯一事業主とされていることから経営においては夫婦のパートナーシップは認められていない⁴⁴⁾と主張している(田代：2003：227)。

農家女性は機械化によって農作業が減っても、ほかの労働が増えるだけで余暇時間が増えるとは限らないということが考えられる。

② 「切り売り労賃」論

つぎに指摘したいのは、兼業農家の場合であるが農家女性の労賃の問題である。農村地帯におけるパート労働は、農家女性が担うことが多いとその賃金が低く押さえつけられた傾向にあった。それは、農家女性は家業の収入に支えられているため、『資本論』でいう限界生計費⁴⁵⁾が低く見積もられているためであると考えられる。

農家女性の農外就労をについて分析した美土路は、農家女性の労働力の動員の形態が完全プロレタリア化ではなく、パートなどの臨時勤務や内職に従事するのなど、「プチブルジョア家族」(美土路：1981：278)の農家女性特有の形態があるとみる。さらに、その賃金が低く抑えられる構造を、田代による「切り売り労賃説」⁴⁶⁾(田代：1992：91)を採用し、「農村切り売り賃金規定説」(美土路：1981：271)としている。この点は、黒瀧も「女子労働は、家庭に片足をおくということ、男子単身賃金にプラスされる「家計補充的」低賃金の女子労働として、労働力の価値を一方的に切り下げられる形で利用されている。」(黒瀧：1991：306)と指摘している。

③ 北海道における大規模・機械化と女性労働の関係について

北海道の場合、大規模な専業農家が多いため、田代の「切り売り労賃」論のように、工場労働として女性が社会進出することが少なかったと考える。田代の言う「切り売り労賃」とは兼業体制にある農家が大部分を占めている農村の事例であるためである。だからといって北海道における機械化体制が女性を安い労働から解放したのかといえそうではない。藤原(2017)は、機械化は女性の解放にはつながらなかったと、トラクターの歴史から分析している。また、渡辺(2002, 2003)は、北海道網走市の女性農業者に労働実態調査を行い、除草などの補助的労働に女性が就くことが多いことを結論付けた。機械化の進んだ北海道の網走地方でも、除草などの手作業は未だ欠くことができないことが分かる。その除草を主担当とするのは女性が多く、大規模化・機械化の進展とともに、女性の補助的労働の負担が増えていくことは予想ができる。とくに機械化体制が進んでいる畑作地帯はその影響が顕著であると考えられる。

第2節 北海道の農家女性が抱える課題

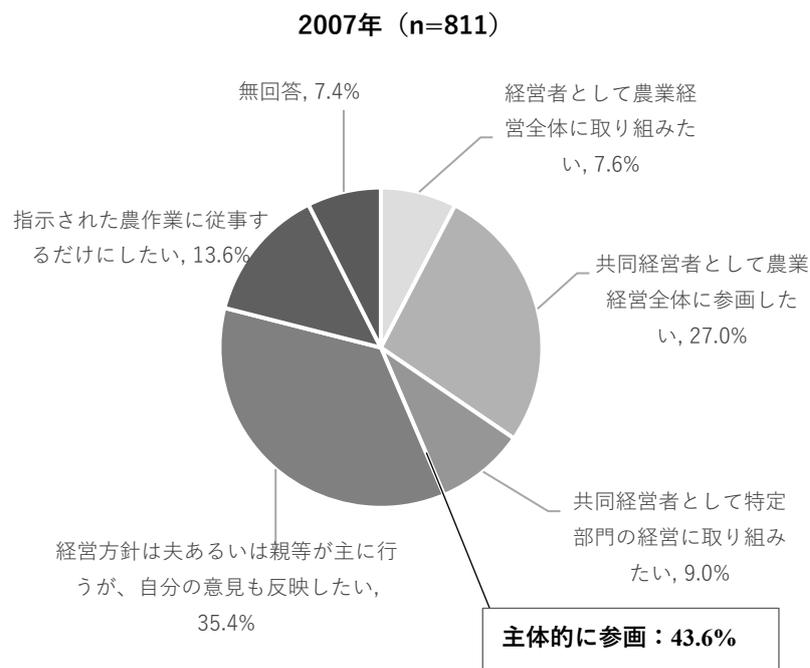
(1) 2013年ショック(平成25年度北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」の結果からみた北海道の農家女性)

北海道の農家女性の自立に関してみるために、北海道農政部が2013年に実施した「平成25年度農業・農村における女性の社会参画調査」と題されたアンケート調査をここで取り上げたい。

北海道農政部は調査の結果からその総括として以下の5点にまとめている。①女性農業

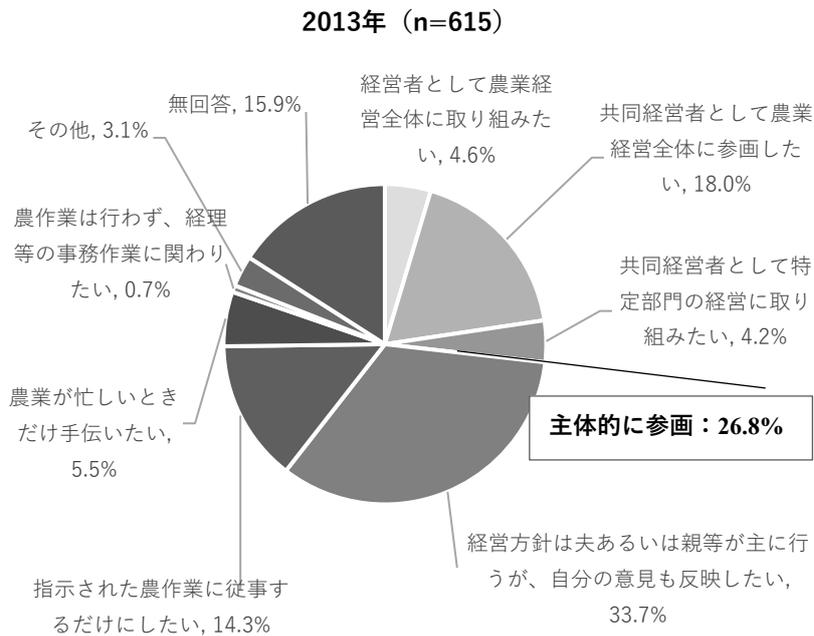
者の負担は増加する傾向にある、②女性農業者の農業経営への参画は進んでおらず、参画する意欲は低下している、③女性農業者の労働条件の取り決めは不十分である、④地域の政策や方針決定の場への女性の参画は進んでおらず、夫や家族の協力が求められている、⑤地域の運営への女性の意見反映は進展していない。この調査結果は前回の2007年度調査と比べて後退している点もみうけられ、農村における女性参画は依然として進んでいないことが分かる。小内はこの調査結果を「2013年ショック」(小内：2019：29)と呼んでいる。

ここで特に取り上げたいのは、農家女性の農業経営の参画に関する質問項目である。図4は、2013年の調査結果をまとめたものである。回答項目の「経営者として農業経営全体に取り組みたい」「共同経営者として農業経営全体に参画したい」「共同経営者として特定の部門の経営に取り組みたい」は、それぞれに参画度合の段階はあったとしても、どれも主体的に参画したいという意思がくみ取れる。そのため、この3項目を合計すると、2007年は43.6%の農家女性が主体的に農作業経営に参画していたと考えていたが、2013年になるとその数は26.8%にまで減少してしまう。



注) この設問に対する有効回答数は811件であった。
 資料：平成25北海道「北海道における女性農業者の減少 農業・農村における女性の社会参画実態調査結果から」より筆者作成。

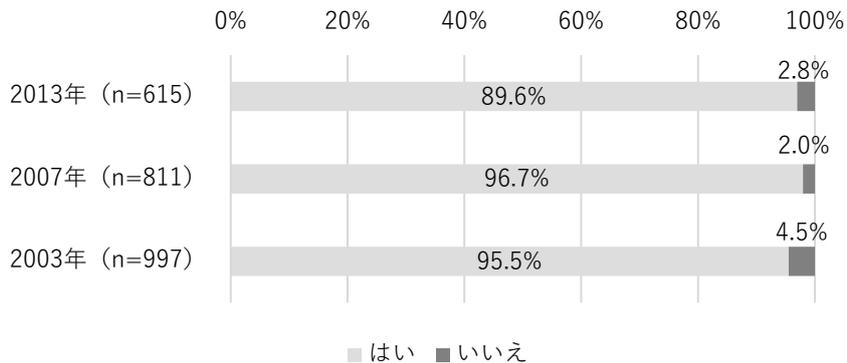
図3 農業経営の参画意向 (2007年)



注) この設問に対する有効回答数は 615 件であった。
 資料：平成 25 北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図 4 農業経営の参画意向 (2013 年)

つぎに、イエの外での発言力に対するの結果を見てみたい。図 5 は、集落における主要な役員は男性であるかを聞いた質問に対する答えを調査年別に集計したものである。ここから分かることは、2003 年から現在まで集落の主要な役員は男性であり続けていることが分かる。小内の言うように、北海道の農村において女性が政治的な発言力を持つことには依然として大きな壁がある。



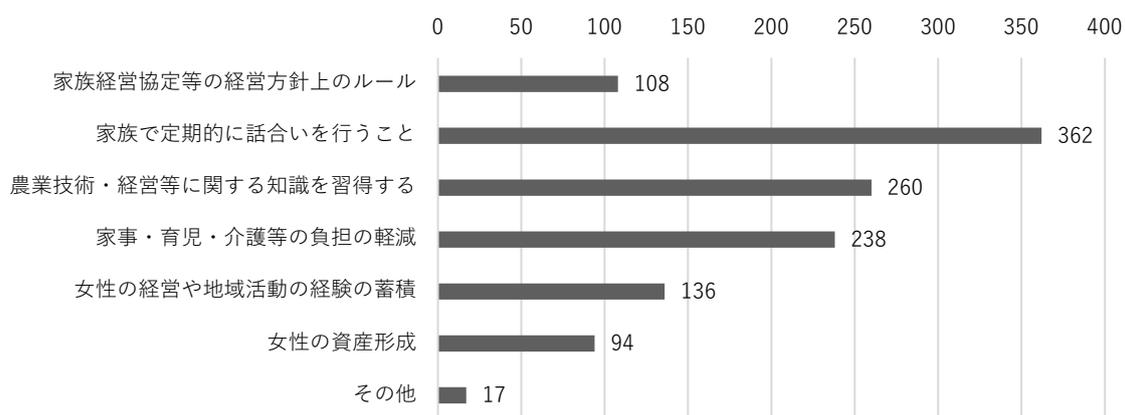
注) この設問に対する有効回答数は、2013 年は 615 件、2007 年は 811 件、2003 年は 997 件であった。
 資料：平成 25 北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図 5 集落の主要な役員は男性である

(2) ワンマン・ファーム化と性別役割分業の関係性に関する考察

調査の結果から、農家女性の農業経営への参画意識は減退しつつあるといえる。この結果を、前節までのまとめを踏まえて説明しようとする、梶井の言う「ワンマン・ファーム化」が北海道の農家に進んでいるのではないかと考察することができる。それによって、梶井の表現を借りると、農家女性は「乳役兼業」ではなく、「乳専業」になっているといえる。そう理解すると、次の図 6 も説明がつく。北海道の農家はワンマン・ファーム化による性別役割分業の明確化によって、農家女性は家事・育児・補助労働特化型となり、農業経営や農作業に関わる機会が減っていく。それぞれが別行動で動いているため、農業経営に関して女性は知識を持たず、家族での話し合いが必要だと思ふし、知識の習得が必要だとも感じている。この性別役割分業の明確化に加えて、大規模化による農業機械技術の高度化が進み、主要な農作業が一朝一夕で習得できるものではなくなり、農家女性はさらに補助労働に特化してしまう。

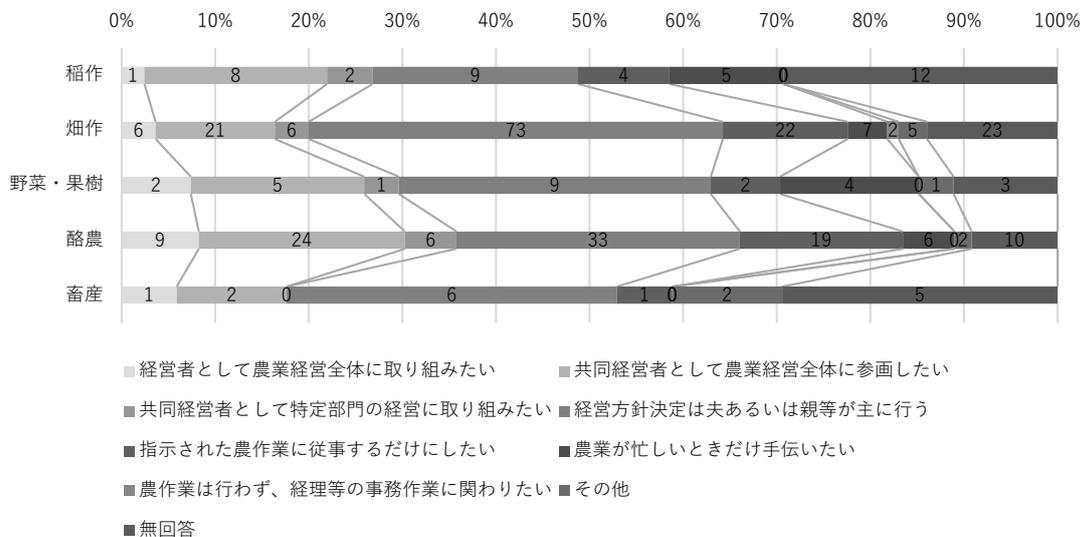
だからこそ、「家庭で定期的に話し合いを行うこと」が重要であるが、その内容についてはこれだけでは不明瞭である。よって、次章から家族内のコミュニケーションの内容について調査を進めたい。



注) この設問に対する有効回答数は 615 件であった。
資料：平成 25 北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図 6 経営参画のための環境整備

図 7 は、北海道農政部が 2013 年に農家女性に対しておこなった、農業経営の参画に関するアンケート調査の結果を示したものである。これは、「あなたは、農業経営全体に対してどのような関わり方をしたいと考えていますか。」という質問に対して 7 つの回答を用意し選択してもらった項目である。これを見ると、畜産>稲作>畑作という順に経営参画意識が、低くなっていくことが分かる。このことから、次章から北海道の畑作地域であるオホーツクに注目する。



注) この設問に対する有効回答数は以下の通りである。稲作：41件、畑作：165件、野菜・果樹：27件、酪農：109件、畜産：17件。
資料：平成25年北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図7 経営形態別・農業経営への関わり方

第3節 農家女性の自立にむけて ～自立への3要素

農家女性問題を取り上げている研究として、起業活動を中心に農家女性の自立に関して研究しているのが三原（2005）で、北海道に関する事例としては、渡辺（2002）が、北海道の農家女性で女性同士のグループを作り起業活動を行っている事例を調査し、起業が農家女性の自立を促進していることを明らかにしている。秋津ら（2007）は起業などの女性の活躍が地域に与える影響について明らかにしている。鶴は農家女性がエンパワメントを獲得した事例として、自己の財布をもつ事例、余暇時間をもち学習の機会を作っている事例、女性同士のグループを作る事例等を取り上げている（鶴：2007）。

先行研究で女性の自立する過程に重要な項目として挙げられている要素を、「余暇時間をもつこと」、「自己の財布をもつこと」、「ネットワークの形成」の3つに類型分けし、これらを本論では「自立への3要素」とし、本州の農村部での調査の結論が北海道の農村部にも当てはまるのか明らかにしたい。原口・黒瀧（2021）は北海道農家女性が夫婦協働しながら自立する事例分析を通じて、「自己の財布を持つこと」、「余暇時間の確保」、「ネットワークの形成」の3点の重要性を解明しているが、1事例をまとめたに過ぎないため、第4章、第6章で事例数を増やし、検証していきたい。似たような類型をしている研究として、中道は、農村女性問題を取り上げる研究をまとめ、これまで重要視された問題を、1. 労働過重の問題、2. 経済的問題、3. 母性保護の問題、4. 教育の問題、5. 文化的問題、6. 参政権の5つにまとめている（中道：1995：138-139）。本論では、6.は「イエと家父長制」に関する分析でおこない、1.3.は「余暇時間を持つ」、2.は「自己の財布をもつ」、4.5.は「ネットワークの形成」に当てはまると考える。

(1) “自己の財布”をもつこと

① “自己の財布”とはなにか

かつて農家女性は、たとえ兼業による農外就労だとしても、その賃金はイエの財布に入れなければならない⁴⁷⁾。そして、それに反し、イエの財布を複数持つことを梶井功は、“蛻農”と表現している。

「労働力の自立化が、“家”業としての農業を支えてきた家族労働力の協業体制を崩し、“いえ”としての一体性を象徴した一つの財布を、二つにも三つにもしてしまっていること、それは農家としての実質を空っぽにしてしまうことであり、それを“蛻農”現象と表現したのである。」(梶井：1986：306)

そして、この“蛻農”現象が体質化してしまうと、家族労働力が自立化し、“いえ”の業としての継続性が危ぶまれ、規模を拡大しても個別経営としての存続は保証しがたい状況となると考えた。梶井の理解では、日本の農業は、“いえ”制度に基づいて代々継続し発展してきたのだから、“蛻農”となって農家の個々人が自立化してしまうことは、農業の解体を意味していた。これに対し、鶴理恵子は財布を複数に分け、それぞれで主体的にお金を使うことは、農村女性のエンパワーメントを獲得するためには必要なことだととらえている。農家女性が“自己の財布”をもつことに対して以下のように述べている。

「たとえわずかな金額でも、加工場の作業をとおして得たお金で「自分の財布」を持つようになったことで、女性たち自身が自立の重要性を認識し、夫の関係も以前よりは対等なものへと向かってきている。女性たち自身がそう認識していることが、こうした話からうかがえる。」(鶴：2007：119)

天野寛子は、農家女性の労働が無償労働となる点を以下のように指摘している。

「個々の女性農業者が、将来の「見とおし」をもって生活することができること、その経済基盤ができることを筆者は「地位向上」としている。生活設計は、経済的条件整備だけが問題ではないが、経済的条件整備の欠落しているところに現実的生活設計は可能ではないし、人間としての尊厳もありえない。」

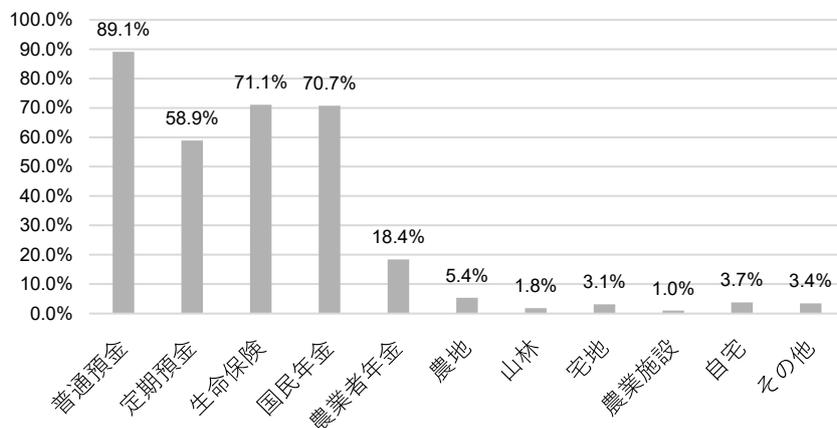
以上のように、従来農家女性が生産労働においても、家事・育児・介護労働においてもそれが無償労働となっており、それが農家女性の地位を引き下げてきた実態がある(天野：2001：303)。

このことから、自分で自由に使える“自己の財布”の存在は農家女性が自立するために重要であることが分かる。

では、北海道の農家女性の実態はどうか。そこで、北海道の農家女性が実際に所有している自分名義の財産について明らかにするために、先ほどの北海道農政部のアンケート調査より抜粋した図 8 を取り上げたい。北海道の農家女性は金融資産としては個人名義のものを持っている。梶井の言う蛻農現象が進んだ結果であるといえる。北海道の農家女性は、形式上は自己の財布を持っているともいえるが、これだけではこの普通預金の使い道が分からない。“自己の財布”というのは、ただ単に自分名義の金融資産を持つだけでは達成されな

い。使い道を自己の判断で自由に決めることができる金融資産という意味である。

北海道のアンケート調査ではその内実についてまでは分からないため、次章から検証をしていきたい。



注) この設問に対する有効回答数は 615 件であった。

資料：平成 25 年度北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図 8 北海道農家女性が所有する自分名義の財産

② 農家女性の起業活動

以上見てきたように、農家女性が自分で自由に使えるお金が持てないこと、無償労働を担っていることが、農家女性の自立を妨げる要因となってきたが、この“自己の財布”を持つ方法として、起業活動を取り上げたい。農家女性の起業活動は、農村においては新しいビジネスを生み出し、農家女性においては就業機会を与え、農業経営者として地位を高めることによって家族農業経営における農家女性の自立化をもたらす。

渡辺によると、起業活動は女性の社会的地位も向上させる側面も有する。起業活動が趣味的な活動であるころは、収入が小遣い程度であり女性の立場は弱いままであるが、これが趣味の領域を脱してビジネスとなると、経営体として自立することとなり、経営者として農家女性の立場は強くなると述べている（渡辺：2003：57）。

しかし、女性起業家をただ増やせばいいわけではない。この点を指摘するのが三原育子である。三原は、起業活動が女性達へのエンパワーメントや地域農業の活性化、地域活性化などをもたらすとして、農家女性の起業活動を取り上げている。農村の女性起業セミナーでは、自己実現の場づくりと女性の社会参画を増やすといった目的とされており、ビジネスに対する意識をもたせる点が不足しているという課題を指摘したうえで、自ら起業したいという意欲のある農家女性を支援、地域内発展のアグリビジネスとなりうるような女性起業を育成することが必要であると結論付けている。（三原：2005：73-83）

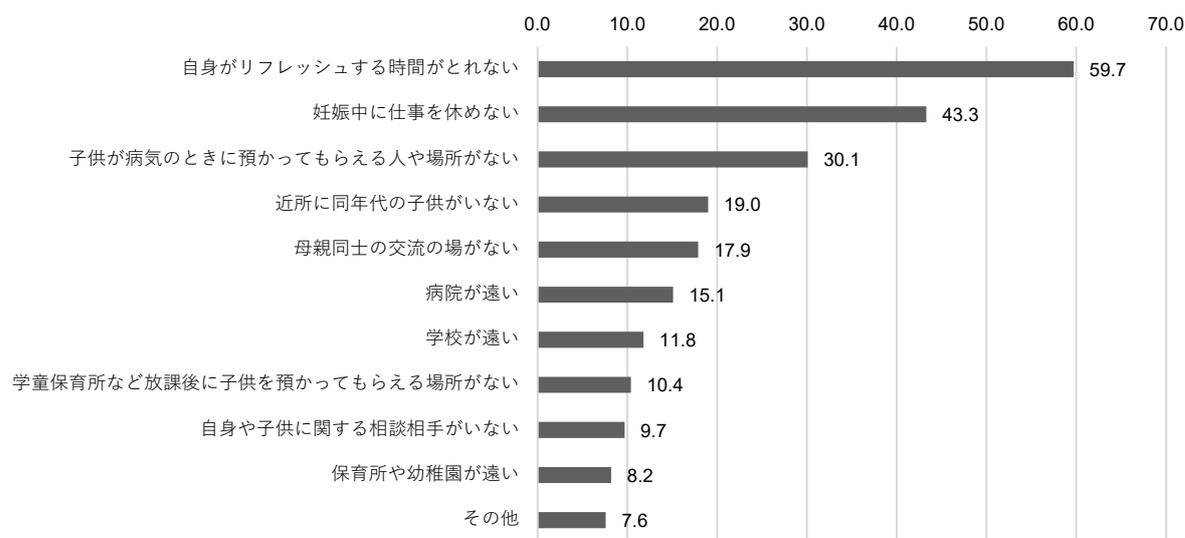
起業活動は、農家女性の自立を促すうえで、重要な転機となるだろう。しかし、三原の言うように、ただ単に起業数を増やせばいいというわけでもない。よって、以降は、起業活動

の自立化を第 5 章で評価しつつ、第 6 章では起業をしていない農家女性を取り上げ、自立への阻害要因を検討したい。

(2) 余暇時間をもつこと

鶴は農家女性が自立する過程として、「農業と家事の時間以外に、自分の時間をもつことがよりよい生き方だと確信し、各種のサークル活動などへ積極的に参加し、いくつもの顔を持つ」(鶴：2007：145) 事例を取り上げている。これをもう少し解説すると、まずは農作業や家事労働以外の余暇時間を持つことを前提に、さらにその余暇時間の使い方は個人で自由に使うことができる状態という意味である。このことを本論では「余暇時間」をもつという。

図 9 は、全国の農家女性に向けて、農業と出産・育児・子育てとの両立に関する不安や悩みについて聞いたアンケート調査をまとめたものである。これによると、農家女性の余暇時間が不足していることと、母性保護に関する課題が残されている。全国的には農家女性は余暇時間が不足しており、自分の自立への活動につなげることができず、母性保護に関する配慮も不足していると考えられる。



注) 全国の農業女子プロジェクトメンバー、4Hクラブ、一農ネット会員、農業担い手メルマガ会員、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)、JA女性組織(JA女性会・フレッシュミズ組織等)、全国生活研究グループ及び全国指導農業士連絡協議会を対象に行ったアンケート調査(有効回答者数 993人)
資料：農林水産省「2019年度女性活躍推進にかかるアンケート調査」(令和元(2019)年8月調査)

図 9 農業と出産・育児・子育てとの両立に関する不安や悩み(複数回答)

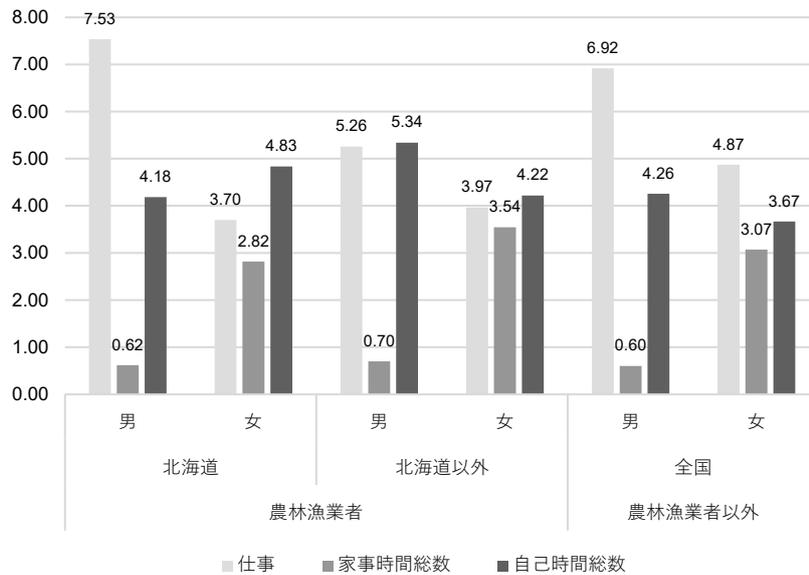
続いて近年の北海道の農家に関する研究として、渡辺麻由子の研究を取り上げたい。渡辺は、農家女性が起業活動をとおして自立している事例を取り上げ、自立した農家女性は育児に手がかからなくなった世代が中心となっていることや、嫁と姑とがうまく家事の役割分担をしていることを見出し、自立した農家女性は空き時間をうまく創出することができるという特徴を明らかにした（渡辺：2000：244）。

しかし、起業活動は一部の農家女性に限られた自立の過程であり、課題も多い。原口・黒瀧（2020）は、北海道畑作地域であるオホーツク地域の農家の労働時間を調査した。これによると、農家は余暇時間が少なく、家庭内労働力が逼迫しているという結論を出した。しかしここで注意したいのは、事例として取り上げていたのが、新規就農者と男性を中心とした農業者であった。そこで次に取り上げたいのは、図 10 の社会生活基本調査（2016 年）から抜粋し編集したグラフである。これによると、北海道の農家女性は、全国と比較しても都府県の農林業者と比較しても、余暇時間が多く仕事時間も家事労働時間も短いことが分かる。つまり、北海道の農家女性は家族内労働力が逼迫している側面も有するが、農繁期があることを考えると本州よりも北海道の農家女性は、余暇時間を多く持ち、自立のきっかけとなる起業活動やグループ活動にさくための時間がとれる環境にとも考えられる。これを見ると、北海道の農家女性は余暇時間が多く自立への道を進んでいけそうだと考えられるが、農家の家庭内における意思決定過程はどうか。北海道の農家女性について小内の主張は対照的であった。

「北海道では、男性が基幹的農業従事者として自家農業に従事しているがゆえに、世帯の代表も農業経営の代表も男性が担う傾向が強くなる。家族の内部においても外部においても男性の実質的な権限が大きくなり、それだけ女性が意思決定過程に参画するハードルが高くなるということである。」（小内：2013：31）

北海道の農家女性は余暇時間を持っているが、それを自立的に使うことができない状況にある。つまり、北海道の農家女性に置かれた課題は余暇時間の不足だけではないと仮説を立てることができる。北海道農業は専業農家が多いというゆえに生み出される問題もでてくるといえる。

次章からは北海道の村落の特徴である「農事組合」型村落における農家女性の自立に関する課題を見ていきたい。



注) 家事総数とは、「家事」、「育児」、「介護・看護」、「買い物」時間の総数で、自己時間総数とは、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」、「学習・自己啓発・訓練（学業以外）」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」時間の総数である。
 参考：総務省「平成 28 年社会生活基本調査」より、筆者作成。

図 10 一日の時間の使い方（時間）

(3) 農家女性同士のネットワークの形成

最後に農家女性の自立に関して重要な視点は農家女性同士の「ネットワークの形成」である。原は、農家女性が日常生活において利用する社会的ネットワークの実態を調査した。これにより、農家女性が主体的な生き方の選択をするためには、夫を媒介としたイエのつながりではない、女性独自のネットワークを持つことが重要であることを明らかにした（原：1995：12-17）。

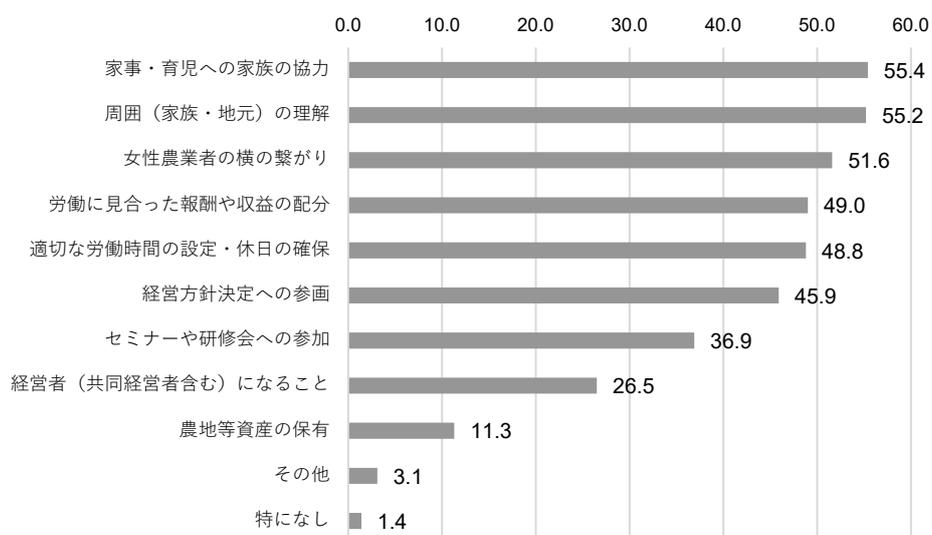
この女性独自のネットワークの具体例として取り上げたいのが鶴の事例研究である。鶴は、農家女性のネットワーク形成について以下のように述べている。

「現状では、農業女性たちが自己主張できる場は女だけの場にほとんど限定されているということである。夫に対して、あるいは、ムラのなかでは、まだ「黙ってしまうこと」のほうが多い。夫のいないところで、男たちのいないところで、女性たちは自分の意見を言い、行動している。」（鶴：2007：146）

このことから鶴は、男性を排除した活動であれば農家女性が主体的に意見を言うことが出来ると考えた。農家女性のグループ活動が、農家女性にとってどのような影響をもたらしてきたのか明らかにしたのが、西山未真である。西山は、長野県中野市の女性グループ活動を事例に取り上げ、女性たちにとってこのグループ活動は 2 つの影響をもたらしたと考察する。一つは、グループ活動を通して女性一人一人が成長していったということで、二つ目は、グループ活動の場自体が女性個々人が社会の中での位置づけを意識する場として機能したことである（西山：1998：23-32）。

農林水産省が2019年に全国の農家女性向けに実施した「女性活躍推進にかかるアンケート調査」(図11)によると、女性農業者が農業や地域で活躍するために必要な要素は、「家事・育児への協力」「周囲(家族・地元)の理解」について、「女性農業者の横の繋がり」が上位を占めていた。ネットワーク作りは農家女性の活躍において重要な要素であることが分かる。

では、実際に取り組みされてきたネットワーク活動はどのようなものがあり、農家女性の自立化にどう貢献してきたか、第3章で実態調査を踏まえて取り上げたい。



注) 全国の農業女子プロジェクトメンバー、4Hクラブ、一農ネット会員、農業担い手メルマガ会員、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)、JA女性組織(JA女性会・フレッシュミズ組織等)、全国生活研究グループ及び全国指導農業士連絡協議会を対象に行ったアンケート調査(有効回答者数1,595人)
資料: 農林水産省「2019年度女性活躍推進にかかるアンケート調査」(令和元(2019)年8月調査)

図11 女性農業者が農業や地域で活躍するために必要な要素(%)

第4節 小括

第2章では、農業の経営形態や経済的な側面から、農家女性の自立に関する先行研究について考察し、まとめた。農業経済学分野の研究からは「自立」の意味が異なって論じられていたことが分かった。本論においては、美土路・千葉の立場を踏まえた「自立」を論じた。また、フェミニズムの視点が入ってきた2000年以降の研究蓄積をみると、農家女性の自立のためには、①“自己の財布”を持つこと、②余暇時間を持つこと、③農家女性同士のネットワークの形成が重要である、という3つの類型を分けることができた。特にネットワークを形成するグループ活動では農家女性が自由に主体的な発言をするために“男性を排除する”ことが1つの方法ととらえられていた。これら3つの要素を本論では「自立への3要素」と位置づけ、以降はそれが北海道の農村部の調査にも当てはまるのか明らかにしたい。

[注釈]

- 39) 農村社会学が農家の生活の調査に依拠し、日本の社会構造を捉えた学問だとは前述したが、一方で農業経済学は、農業を産業としてとらえ、経済学的なアプローチから研究することによって、日本の食料安全保障そしてそれを生産する農家を守ろうとしてきた学問であるといえる（荏開津・鈴木：2020）。
- 40) 詳細は、天野正子「自立」『岩波女性学辞典』岩波書店，2002年，pp.252-253を参照のこと。
- 41) 「農家生活では農業の機械化により生活に大きな変化がもたらされ、機械化以降農家の妻の位置にある女性以外の家族成員は、農作業を担ってはいるが農外就労に就くこととなった。一方、大型機械の導入は農作業時間の短縮だけでなく、農家女性は農外就労に出た世帯の中心男性に代わって、農業経営において主体的な行動が求められるようになったことや家族形態の縮小などにより、農家女性の規範にも変化をもたらした。さらに家族関係では、夫婦間の情緒的結びつきが一層重視され、世代間の営農・生活の分離が促され、今日の農家女性は、補助的立場から自分で考えて自分で決めるという主体的に行動する立場となり、自己実現を可能にし、自分らしく生きる存在となっていた。」と述べている（大槻：2019：101）。
- 42) 美土路と千葉は師弟関係にあり、共著で執筆しているものが多い。その共著のひとつに、梶井を批判しているものがみられたため、「美土路・千葉批判」とした。
- 43) かつて直系家族制だった時には、農家女性は家事も育児も、農業労働も行い、それを黙々と文句を言わずにこなしていたことから、「乳役兼用無角牛」と例えている。しかし、単婚夫婦世代になると、息子は労働力主体として自立する過程にあり、当然その妻も主体的に自立していく。するとだんだん乳専用になり、無角ではなく、有角となるとしている。梶井が主張したいのは、家内労働力が脆弱化してきている過程で、フルタイム・ファーマーが結集した生産組織が増えてきているという点である（梶井：1987：111）。
- 44) 田代はこの課題をうけて、「いえ」農業は女性にとって魅力的でなく、農業青年と結婚するには相当の覚悟が必要であると述べている。
- 45) 「労働力の価値は、ある一定の生活諸手段の価値に帰着する。」とし、この労働力の価値は可変資本 V で示される。（新版『資本論』：2019：300）
- 46) 田代は農民とその主婦の農外賃金を「切り売り労賃」と規定している。農家の主婦は、主たる収入が農業で確保されており、限界生計費が低くなる。つまり、農家の主婦は低賃金でも生活できる基盤を持っている人材であり、多くの主婦が工場労働へと駆り出された。田代はこの低く見積もられた可変資本を、切り売り労賃 $=v$ と定義した。
- 47) 吉田義明は、庄内地方の農家女性のアンケート調査から、その地域の農家女性は「全体として「いえ」の都合で働きに出され、「いえ」に賃金をすべて入れて、必要最低限もらおうというのがこの地方の兼業女性の一般的傾向である」と述べている（吉田：1995：236）。

第3章 農家女性の動向と政策的展開—北海道を中心に—

第3章では、第1に、現在の農家女性に関するマクロデータを中心に、女性の自立に関する近年の動向を概観しつつ、農林水産省等による国の支援策の実施状況を検証する。第2に、過去に農家女性がイエやムラで活動していた実態を見るため、南網走農協（現在のJAオホーツク網走）における『創立30周年記念誌』等の資料をもとに、戦後から1980年代の農家女性を中心に活動の内容とその目的を読み解く。第3に、近年の北海道オホーツク地域における具体的な農家女性向けの活動として、JA女性部とオホーツク管内の普及センターの事例を検証する。

第1節 農家女性に関する動向と政策的展開

(1) 北海道と府県の基幹的農業従事者数の男女比

1970年から、2015年の45年間で、わが国の農家人口は1/5となり、基幹的農業従事者数は54.3%から42.7%に減少した（表3）。日本の農業は農家数の減少と共に、女性の農業離れが進んでいる（中道：2019：17）ものの、いまだに農家女性が農業に果たす役割は大きい。

次に北海道の農家の経営状況であるが、2020年の農林業センサスをみると、北海道における農業経営体は34,913経営体であり、5年前の2015年の調査から14.2%減少した。この34,913の農業経営体のうち家族経営⁴⁸⁾であるのは30,566経営体で、全経営体の87.5%を家族経営が占めていることとなる。法人化が進んでいるとはいえ、まだ北海道農業は家族経営が中心であることが分かる。この家族経営による農業経営体のうち、主業経営体は21,910経営体で全体の71.1%、準主業経営体は848経営体で全体の2.8%、副業的経営体は7,808経営体で全体の25.5%を占めており⁴⁹⁾、北海道の農家は主業経営体が多いことが分かる。

表3 農家における女性の人口の推移

| 年 | 単位：千人：% | | | | | |
|------------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2010 | 2015 |
| 農家人口 | 26,595 | 21,366 | 17,296 | 10,467 | 6,503 | 4,880 |
| うち女性 | 13,739 | 10,966 | 8,875 | 5,338 | 3,294 | 2,448 |
| 女性の割合 | 51.7% | 51.3% | 51.3% | 51.0% | 50.7% | 50.2% |
| 農業就業人口 | 10,352 | 6,973 | 5,653 | 3,353 | 2,606 | 2,097 |
| うち女性 | 6,337 | 4,300 | 3,403 | 1,788 | 1,300 | 1,009 |
| 女性の割合 | 61.2% | 61.7% | 60.2% | 53.3% | 49.9% | 48.1% |
| 基幹的農業従事者数 | 7,109 | 4,128 | 3,127 | 2,400 | 2,051 | 1,753 |
| うち女性 | 3,857 | 2,092 | 1,505 | 1,140 | 903 | 749 |
| 女性の割合 | 54.3% | 50.7% | 48.1% | 47.5% | 44.0% | 42.7% |

注1) 2000年以降の農業就業人口は、15歳以上世帯員による。

注2) 1990年以降の農家人口は、世界農林業センサスの農家の定義による数値。

注3) 2000年以降の農家人口は販売農家のみ数値。

資料：農林業センサス 各年次より筆者作成。

(2) いつから農政政策に「女性」が登場したのか

近年の農政の方向性として、農村女性を対象とした施策や活動が多くみられるようになったが、そのように農村女性に社会的・政策的関心が集まったのは、1990年以降であった。転換の契機となったのは、1992年に農林水産省の諮問機関である「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会」が「2001年に向けて一新しい農山漁村の女性―」（以下、「ビジョン」）を公表したことが画期となった（中道：1995）。

表 4 農家女性に関する政策

| | 内閣府 | 農林水産省 |
|-------|---------------|--|
| 1992年 | | 新しい食料・農業・農村施策の方向（新政策）、農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書 |
| 1999年 | 男女共同参画社会基本法 | 食料・農業・農村基本法 |
| 2000年 | 男女共同参画基本計画 | 平成12年食料・農業・農村基本計画 |
| 2005年 | 第2次男女共同参画基本計画 | 平成17年食料・農業・農村基本計画 |
| 2010年 | 第3次男女共同参画基本計画 | 平成22年食料・農業・農村基本計画 |
| 2012年 | | 農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（事務次官通知） |
| 2013年 | | 農業女子プロジェクト立ち上げ |
| 2015年 | 第4次男女共同参画基本計画 | 平成27年食料・農業・農村基本計画 |

参考：「令和元年度 食料・農業・農村白書」より作成した。

(3) 農業委員会における女性

続いて農村社会での女性の地位を見るためのひとつの指標となるのが、農業委員会における女性の人数である。表5は都道府県別でみた農業委員会における女性人数の割合を示しており、女性割合が下位10都道府県を示した。これによると、北海道は農業委員会の女性割合が全国ワースト3位であることが分かり、社会参画という側面に対してははまだ課題があることが分かる。

表 5 都道府県別農業委員会における女性割合

| 順位 | 都道府県 | 農業委員の総数 | | 農業委員の平均人数 | | |
|----|------|---------|------|-----------|------|-----|
| | | うち女性人数 | 女性割合 | うち平均女性人数 | | |
| 47 | 福島県 | 690 | 52 | 7.5% | 11.7 | 0.9 |
| 46 | 香川県 | 276 | 21 | 7.6% | 16.2 | 1.2 |
| 45 | 北海道 | 2,293 | 188 | 8.2% | 13.5 | 1.1 |
| 43 | 山梨県 | 379 | 32 | 8.4% | 14.0 | 1.2 |
| 42 | 愛媛県 | 355 | 31 | 8.7% | 17.8 | 1.6 |
| 41 | 兵庫県 | 586 | 54 | 9.2% | 14.7 | 1.4 |
| 40 | 和歌山県 | 371 | 35 | 9.4% | 12.4 | 1.2 |
| 39 | 岡山県 | 383 | 36 | 9.4% | 13.7 | 1.3 |
| 38 | 茨城県 | 671 | 64 | 9.5% | 15.3 | 1.5 |
| 37 | 東京都 | 567 | 55 | 9.7% | 12.9 | 1.3 |

注) 農業委員における女性割合の少ない順に都道府県別で順位を示した。

資料：農林水産省「令和2年度農業委員への女性の参画状況」より作成した。

(4) 認定農業者制度と家族経営協定

① 認定農業者

経営への参画実態を見るときに参考となるものの一つに認定農業者数がある。認定農業者に登録されると、融資や補助金など様々な支援を受けることができるが、農業経営者でないと認定農業者になれないことから、女性の経営上の地位を見る上で重要な指標になる。

農家女性が認定農業者制度を利用する場合は、単独申請と夫婦協働申請があり、共同申請の場合は、夫婦間で家族経営協定を締結し、それを継続的に守っている必要がある。そのため女性の認定農業者の人数を見ることで、各地域の特徴が出てくる。北海道は、表6の地域別の女性割合をみると、一番低く推移しているのが分かる。認定農業者数でみると、北海道の農業は女性参画が進んでいないといえる。

表6 各地域の認定農業者数

| 都道府県 | 農業経営改善計画認定数 | | | | | | 女性の割合 |
|------|-------------|--------|-------|--------|----------|--------|-------|
| | 法人 | 女性単独申請 | 共同申請 | 夫婦 | 女性認定農業者数 | | |
| 北海道 | 29,741 | 3,383 | 635 | 1,541 | 137 | 772 | 2.6% |
| 東北 | 50,885 | 3,542 | 1,363 | 1,403 | 555 | 1,918 | 3.8% |
| 関東 | 51,225 | 4,486 | 1,214 | 3,778 | 1,402 | 2,616 | 5.1% |
| 北陸 | 19,629 | 2,477 | 471 | 665 | 300 | 771 | 3.9% |
| 東海 | 8,827 | 1,532 | 150 | 667 | 135 | 285 | 3.2% |
| 近畿 | 11,400 | 1,394 | 244 | 204 | 78 | 322 | 2.8% |
| 中国四国 | 19,317 | 2,977 | 560 | 1,369 | 625 | 1,185 | 6.1% |
| 九州 | 46,685 | 4,907 | 1,217 | 4,418 | 2,253 | 3,470 | 7.4% |
| 沖縄 | 1,319 | 252 | 67 | 119 | 87 | 154 | 11.7% |
| 全国 | 239,028 | 24,950 | 5,921 | 14,164 | 5,572 | 11,493 | 4.8% |

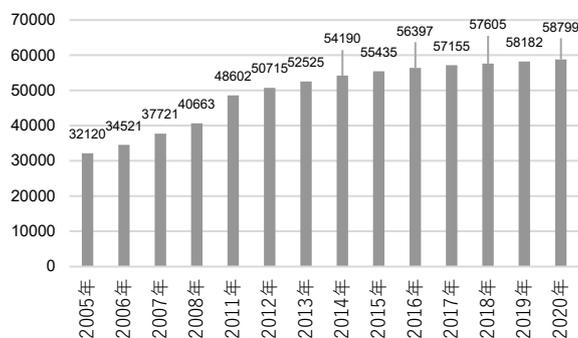
資料：農林水産省経営局経営政策課「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況（平成31年3月末現在）」より作成した。

② 家族経営協定

認定農業者の夫婦協働申請に必要な家族経営協定⁵⁰⁾についても触れておきたい。家族経営協定とは、農家家族員一人一人の役割や就業条件について書面で取り決めを行うことである。いわば農家の雇用契約書のような役割を持つ。農業経営方針や家族員の役割・就業条件について決めるため、家族員同士の話し合いの機会を持つことができる。原は「農業夫婦における対等なパートナーシップについては、・・・コミュニケーション関連の項目が重視されている」と結論付けている（原：2012：14）。

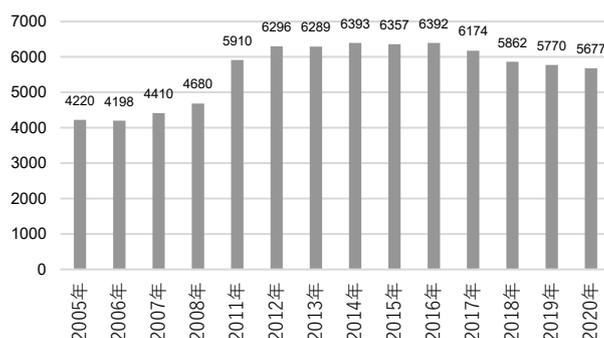
2020年の農林業センサスをみると、全国の農業経営体数が、1,075,705戸、北海道の農業経営体数が、34,913戸であったことを踏まえると、家族農業経営の締結割合は、全国では5.5%であったが、北海道では16.2%であり、北海道の農家では家族農業経営の普及が進んでいるといえる。つまり、北海道の農家の方が家族員同士の話し合いの機会を持つことができているという仮説を立てることができる。原は、家族内のコミュニケーションが農業経営内

の農家夫婦の対等なパートナーシップを築くうえで重要だとしているが、これが北海道の農家にも適合するかについては、次章以降に論じていきたい。



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」2020年

図 12 家族経営協定締結農家数（全国）



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」2020年

図 13 家族経営協定締結農家数（北海道）

第2節 オホーツク地域の農業普及事業

農業普及事業において普及指導員（旧：生活改良普及員）の活躍は農家女性のエンパワメントに大きな影響を与えてきた。小内は、北海道で取り組まれてきた生活改善運動を事例にし、「考える農民」の育成、主体性の重視、グループの育成などの生活改良普及員の活動が北海道の農村社会に脈々と引き継がれ、農村の生活水準の向上や女性の地位向上に貢献してきたと述べている（小内：2021：31）。よって、農村社会に影響を与え北海道の農家女性エンパワメントの一端を担ってきた普及指導員の活動を検討したい。

2021年12月18日に、オホーツク総合振興局網走農業改良普及センターの「担い手」業務の担当者に、オホーツク地域の普及活動と農家女性に関する活動についてヒアリング調査を実施した。以下、その内容であり、オホーツク地域にある6箇所の普及センターを総括しまとめたものとなっている。

(1) オホーツク地域における普及センターの組織体系

① 普及センターの組織体系

オホーツク管内には、農業改良普及センター（以下、普及センター）が、6箇所存在する。斜里町・清里町・小清水町を担当しているのが、「網走農業改良普及センター清里支所」で、網走市・大空町（東藻琴地区）を担当しているのが、「網走農業改良普及センター網走支所」で、美幌町・津別町・大空町（女満別地区）を担当しているのが、「網走農業改良普及センター美幌支所」で、遠軽町・佐呂間町・湧別町を担当しているのが、「網走農業改良普及センター遠軽支所」で、紋別市・滝上町・興部町・西興部村・雄武町を担当しているのが、「網走農業改良普及センター紋別支所」、そしてヒアリング調査を実施した「網走農業改良普及センター」は、北見市・訓子府町・置戸町を管轄しているほか、オホーツク管内全域の活動を包括し担当している⁵¹⁾。

② 農家女性支援に関する普及活動の目的

普及センターの支援する活動は、目的別のグループとなっている。農協女性部の取り組みはJA組織の組合員同士の交流が重視されているが、普及センターの取り組みは、農家女性の求める目的に合わせて支援しているため、農協や自治体を越えたグループ活動がみられる。

(2) 普及センターの取り組み事例

表7は、2019年に取り組まれたオホーツク管内の普及センターによる農家女性支援活動をまとめたものである。これをみると、対象地域が自治体を越えていること、農業経営や農業技術に関わる学習機会も用意されていることが分かった。

このような活動以外にも、農家に直接指導をすることもある。その一例として挙げられるのが、家族経営協定の普及活動である。家族経営協定を受理する機関は農業委員会であるが、そこでは基本的に事務的な手続きを担っており、その内容の指導は普及センターでも取り組んでいる。普及センターでは、協定内容を指導するとともに、その後協定通りに取り組まれているかも支援していくが、実態としては、人手不足で指導が難しくなっている。

表 7 オホーツク管内の普及センターによる農家女性支援活動（2019年度）

| 対象地域 | 対象者 | 内容 |
|----------------|---------------------------------------|---|
| 全域 | オホーツク管内農村女性ネットワーク「kirari ウエルカム」会員 8 人 | オホーツク管内農村女性ネットワーク「kirari ウエルカム」の活動支援 ①研修会の開催、②活躍の場の提供 |
| 北見市、訓子府町、置戸町 | 北見地区農村女性グループ「きゃっちぼ〜る」会員 49 人 | 仲間づくりや情報共有のための活動支援として、研修会の事業運営の支援 |
| 斜里町、清里町、小清水町 | しゃきっ娘めぐりセミナー参加者 31 名 | 基礎的学習機会の創出、町内外の農家女性との交流、既存のグループ「愛夢ネット」の活動支援 |
| 斜里郡、清里町、小清水町 | 斜里郡 3 町和牛女性部「べこママ会」37 戸 | 「べこママ会」の活動支援 ①研修会の実施、②技術情報提供 |
| 網走市、大空町東藻琴 | JA オホーツク網走の酪農家 45 戸 | 酪農女性の営農技術取得による経営管理能力の向上及び経営参画への意識醸成 ①酪農基礎講座の開催、②研修会の実施 |
| 美幌町 | JA びほろの農家女性、約 20 人 | 農家女性の研修事業支援 ①野菜作り講習会、②農業簿記セミナー |
| 美幌町、大空町女満別、津別町 | 美幌地区管内の農家女性ネットワーク「手と手の輪」会員 20 名 | ネットワークの運営支援 ①視察研修、②総会の運営・支援 |
| 美幌町、大空町女満別、津別町 | 美幌地区管内の農家女性ネットワーク「手と手の輪」加工部会会員 20 名 | 部会の運営支援 |
| 湧別町上湧別 | JA えんゆうフレッシュミズ会員 | 農業の基礎知識に関する研修会の支援 |
| 遠軽町 | 遠軽地区の農家女性ネットワーク「きらめく翼」会員 | ネットワーク活動の支援 ①視察研修、②研修会、③交流会 |
| 遠軽町 | 「たんぼぼの会」会員 7 戸 | 簿記記帳グループへの支援 ①研修会の実施、②会誌の発行支援 |
| 遠軽町 | 白滝じゃが生産部会加工班 8 戸 | 「じゃがリンピック」の活動支援 |
| 佐呂間町 | ハッピーライフ研究所会員 7 人 | 酪農女性グループの活動支援 勉強会の開催 |
| 紋別支所管内地域 | 紋別市、滝上町、西興部町、興部町、雄武町の農家女性 18 人 | 農家女性同士の知識向上・情報交換の場作り、勉強会の開催 |

資料：網走農業改良普及センター「令和元年度普及活動実績 地域が変わるを支援」2020年3月、より作成した。

（3） 制度改正と生活改良普及員制度の終了による影響

1991年に、農業改良普及員と生活改良普及員が改良普及員に一本化され、以後生活改良普及員としての採用枠はなくなっていった（小内：2021：29）。その影響を尋ねると、確かに以前よりきめ細やかな指導は出来なくなってきたが、それは生活改良普及員制度が終了した影響というよりは、普及指導員全体の人数が減らされてきており、生活部門だけでなく

多くの活動が以前より難しくなっているためだと述べていた。かつては、生活改良普及員が農家女性のもとに行きレシピ開発などの講座を開く等の活動をしていたが、現在はそのような活動は減ってきている。それに加えて、農家側からの依頼も減ってきていることも一因にあると述べていた。近年インターネットの普及に伴い、情報社会となったことで、分からないことがあれば普及員ではなくまずはスマホで検索するためだと述べていた。

(4) オホーツク地域の普及員の活動から分かること

支援しているグループ活動の対象地域が自治体を越えていること、目的別の支援を行っているため、希望者によっては農業経営や農業技術に関わる学習機会も用意されていることが分かった。しかし、近年の普及指導員の人員削減により以前のようなきめ細かな指導ができなくなっている。

第3節 オホーツク地域の農協女性部の活動

2021年12月3日に、JA北海道中央会北見支部の女性部担当者に、オホーツク地域にある農協の活動についてヒアリング調査を実施した。以下、その内容であり、オホーツク地域の全JAを総括しまとめたものとなっている。

(1) 北海道を中心とした農協の組織体系

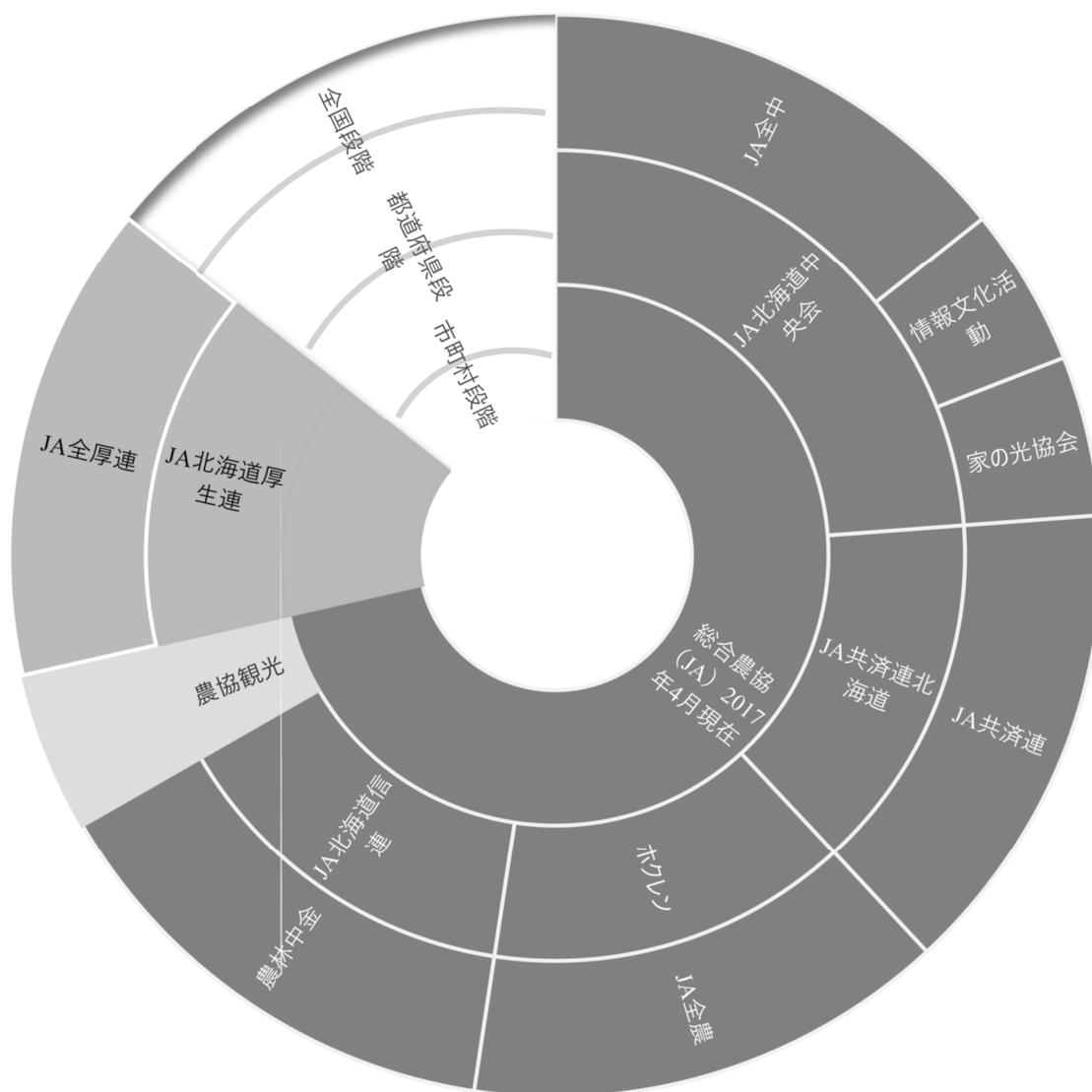
農家女性のネットワークづくりについては、農協女性部の活動が大きな役割を担ってきた。女性部の活動を明らかにする前に、まずは北海道における農協組織体制とそれに付随する女性部の概要について述べておきたい。

まずは、図14の北海道内のJA組織体制について簡単に説明したい。農業者が生組合員として直接かかわることが多いのは、市町村段階の各JAである。各農協の上部組織が主に5団体あり、全道の農協を統括している。5つの組織の役割を簡単に説明すると、1つ目の「北海道農業協同組合中央会」（以下、JA北海道中央会）は、全道の組織全体の調整役で、農政や農協本体の経営の安定化のために活動している。政治的な側面を持つ組織である。2つ目の「北海道信用農業協同組合連合会」（以下、JA北海道信連）で、農協の金融機能を担当している。3つ目の「ホクレン農業協同組合連合会」（以下、ホクレン）は、販売・購買機能を担当している。4つ目の「北海道厚生農業協同組合連合会」（以下、JA北海道厚生連）は、厚生事業を担当しており、「～厚生病院」や「～厚生クリニック」の上部組織は、JA北海道厚生連ということになる。5つ目の「全国共済農業協同組合連合会北海道本部」（以下、JA共済連北海道）は、保険などの共済事業を担当する組織である。厚生連以外の4つの上部組織の窓口になっているのが、各地域にある総合農協（以下、JA）ということとなる。

次に、全道段階の上部組織、つまり全国組織であるが、先ほどあげた5つの全道組織それぞれに上部組織として全道組織がある。それぞれ説明すると、1つ目のJA北海道中央会の

上部組織が「全国農業協同組合中央会」（以下、JA 全中）で、2つ目の JA 北海道信連の上部組織が「農林中央金庫」（以下、農林中金）で、3つ目のホクレンの上部組織が「全国農業協同組合連合会」（以下、JA 全農）で、4つ目の JA 北海道厚生連の上部組織が「全国厚生農業協同組合連合会」（以下、JA 全厚連）である。5つ目の JA 共済連北海道は、「全国共済農業協同組合連合会」（以下、JA 共済連）の支部組織である。

他に、JA の組織として、農業関連の出版を担当している「家の光協会」と、日本農業新聞などの発行を行っている「情報文化活動」、旅行業を担当している「株式会社農協観光」（以下、農協観光）がある⁵²。



資料：北海道の JA 組織の概要については、JA 北海道中央会「JA の仕組み～協同組合を学ぶ～【第三版】」を参考に作成した。

図 14 JA グループの組織図（北海道）

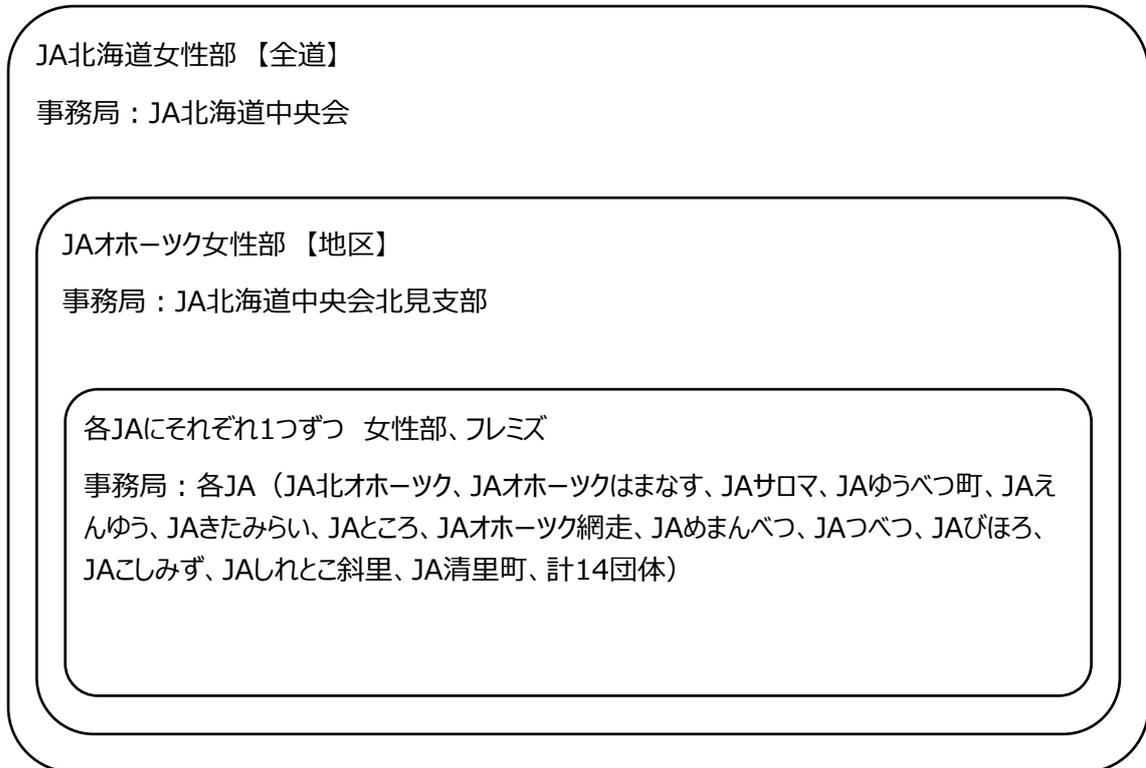
(2) 北海道を中心とした農協女性部の組織体系

① 農協女性部の組織体系

次に、女性部に着目して組織体制を述べていきたい。まず、市町村段階で農家女性の活動を取りまとめているのが、地域ごとにある JA である (図 15)。オホーツク管内にある JA は 14 団体あり、それぞれに女性部が存在する。網走の女性部を例にとると、「JA オホーツク網走女性部」という組織名となる。この 14 地域の各 JA 女性部すべてを統括しているのが、「JA オホーツク女性部」で、事務局は JA 北海道中央会北見支部が担当している。この段階の女性部の活動を、JA 中央会の担当者は「地区」の活動と呼んでいたため、本論でもそれを踏襲したい。

オホーツク地区の女性部の上部の活動として、「全道」の活動があり、その上には「全国」の活動がある。

女性部の中に、おおむね 45 歳未満を対象とした「フレッシュミズ」(以下、フレミズ) という組織がそれぞれにある。オホーツク地区での認識としては、フレミズは女性部の一部、という立ち位置であるが、フレミズ会員が女性部に入るかどうかは、各 JA で対応が異なっているという。



資料：JA グループ北海道のホームページ<<https://ja-dosanko.jp/dounaija/>> (2021年12月4日アクセス) と、JA 北海道中央会へのヒアリング調査 (2021年12月) をもとに作成した。

図 15 オホーツクの JA 女性部組織全体図

② 役職

役職は、各 JA の女性部にあるが、その上部団体である JA オホーツク女性部にもある。活動内容をみても分かるように、部長になると各 JA の活動から、オホーツク地区の活動に参加することとなる。さらに、JA オホーツク女性部の会長となれば、全道の活動、全国の活動、すべてに出席することになるため、役職につくと多くのイベントに出席することとなる。役員はイベントの参加だけでなく、イベントの運営も担当しているため、当然家を空けることが多くなる。このことから、家族（特に夫）の同意が得られず、役員ができないと述べている女性農業者も多い。

オホーツク地区の役員体制は、会長が 1 名、副会長が 2 名、監事が 2 名の合計 5 名である。役員報酬は多くないため、役員報酬のためではなく、役員の活動が楽しくて参加している女性が多いと述べている。その証拠に、オホーツク地区の役員は互選となっている。これは全道からみても珍しいという。他の地区は持ち回りで役員が決まるが、オホーツク地区の役員は立候補制で決まることから、女性部部員の積極性がほかの地域よりも高いといえる。

③ 農協女性部活動の目的

活動の目的としては、農業者女性が集まってワイワイできて、ヨコのつながりができればいいというものである。いろんな活動や部会を作って、どれか興味のあるものに引っかかってくれる女性がいればいいと考えている。取り組み内容としては、女性部部員がやりたいことを中心に、農協側ではそれにこたえるという流れで活動している。

女性部の活動を通し、組合員同士の交流を持つことで、それぞれの農業者女性が JA や女性部の一員だという意識を培うことができればいいと述べていた。このような考え方は、JA 北海道中央会だけでなく、JA オホーツク網走の女性部の担当者も同様に述べていた。

(3) JA オホーツク女性部（地区）の活動について

オホーツク地区の女性部の大きなイベントとして毎年取り組んでいる活動は、主に 4 つある。

① 6 月：オホーツク JA 女性部部長研修旅行

各 JA の女性部の部長、14 名が毎年視察研修へ行く。泊りで行くことが多く、視察先は自分たちが作っている農産物に関連した場所に行く。例を挙げると、オホーツク産の砂糖を使ったお菓子工場、オホーツク産のビール大麦を使ったビール工場、製粉工場などである。研修の目的は、自分たちが作っているものがどうなるかを見るというものであるが、もう一つの目的として、4 月に新しく入った女性部部長との交流も兼ねているため、時期を 6 月に設定しているという。

② 11 月後半：オホーツク JA 女性協フレッシュミズ部員研修会

オホーツク地区のフレッシュミズ部員全員が対象の研修会で、毎年 11 月後半に行われる。2021

年度は 140 名ほどが参加した。研修の内容は、運動会と勉強会を 1 つずつ取り入れたものとなっている。2021 年度は 2 日間にわたって開催され、一日目はヨガや健康に関する内容、二日目は講演会であった。講演会の内容は毎年異なり、SDG s のカードゲームをした年もあれば、道の駅を運営している女性農業者を講師に呼んだこともあった。またこの研修会の内容はフレミズが主体となって決めている。

③ 12 月初頭：JA オホーツク女性部部长・副部长

女性部部长と女性部副部长が対象で、約 50 名を集めて研修会を行っている。2021 年度は SDG s に関する研修で、2020 年度は種の勉強会を開いた。ほか、体操や健康に関する内容の年もあった。こちらも女性部から出た意見をもとに研修会の内容を決めている。

④ 2 月：JA オホーツク女性部研修大会・工夫展

2 日間にわたって開催され、オホーツク管内の全 JA 女性部員が対象となっており 1 年間で一番規模の大きく、毎年 200~300 人ほど集まる研修会となっている。参加人数が一番多いため、だれにでも響く内容、傾向としては生活に役立つ内容となることが多い。

研修大会と同時に工夫展も実施される。女性農業者による作品を出品して、相互評価をするイベントで、手芸作品だけでなく花壇なども対象となっている。毎年 60~70 作品が出そろい、これに出品することを生きがいとしている女性も多い。女性部員同士の投票で優秀作品が決まり、その後は全道の工夫展に出品する。

⑤ その他女性部の活動

地区大会より規模の大きい大会としては、12 月上旬に「JA 北海道女性大会・家の光大会」が開催される。全道の地区の代表者が、毎年 40~50 名ほどが参加する。同様の大会が全国規模でも存在し、女性部部长が参加する。

また、各 JA の女性部にもそれぞれ研修会や女性部の活動が行われている。例えば、JA オホーツク網走女性部は環境整備の一環として花壇を作る活動を毎年実施しており、JA きたみらいでは今年度の取り組みとして農産物を子ども食堂に提供する活動を実施した⁵³⁾。

(4) 女性農業者に対する教育制度

農業者に対する教育制度として、一般社団法人北海道農業協同組合学校（以下、JA カレッジ）が研修制度を提供しており、農協職員や組合員が受講することができる。組合員に向けた研修制度としては、表 8 に示しように、新規就農者研修と、農業経営者養成研修と、JA 青年部リーダー養成研修と、女性農業者生き生き研修の 4 種類がある。女性農業者が対象となっている研修は「女性農業者生き生き研修」であるが、これに参加する女性はほとんどいないと述べていた。

表 8 JA カレッジによる研修制度

| 内容 | 受講対象者 | 開催日数 |
|----------------|---|------|
| 新規就農者研修 | 就農後5年程度以内の新規就農者 | 3日間 |
| 農業経営者養成研修 | 就農後5年程度以上の農業者で、 5年程度以内に経営継承の予定がある農業者 | 3日間 |
| JA 青年部リーダー養成研修 | JA 青年部役員、リーダー | 3日間 |
| 女性農業者生き生き研修 | 健康・快活・活動的など 生き生きを目指す女性農業者 | 2日間 |

資料：JA カレッジ「令和3年度 研修開催案内」より作成した。

表 8 の研修内容について、JA カレッジ「令和3年度 研修開催案内」を参考にまとめた。

① 新規就農者研修

この研修は、農地を新たに取得した新規就農者にむけたものである。この研修の目的は、組合員および農業経営者としての心得を学び、協同組合の特性、JA 組織の仕組みや事業内容などの習得⁵⁴⁾をすることで、研修の内容は、JA 組織や事業の説明や、新規就農者に求められること、農業経営の基礎についての講座が開かれ、研修生同士の相互討議も含まれていた。

② 農業経営者養成研修

この研修は、農家後継者に向けたもので、目的は、経営者として、また組合員として果たすべき役割の理解することと、経営者として必要な基礎知識と地域農業推進を担う上での資質・コミュニケーション能力向上のための知識習得という点にある⁵⁵⁾。研修の内容は、JA 組織や事業の説明や、経営者に必要なことについての説明、農業経営者としてのコミュニケーション能力に関する講座や、経営継承に向けての講座が含まれていた。

③ JA 青年部リーダー養成研修

研修の目的は、JA 青年部組織活動活性化のための基本的知識と技能の習得、リーダーシップ発揮のためのコミュニケーション力の向上を図る点にあり、研修の内容は、JA 運動と青年部活動の役割、JA 青年部活動とリーダーとしての役割と心構え、JA 青年部活動とリーダーに期待すること、JA 青年部リーダーのコミュニケーションとリーダーシップに関する講座であり、相互討議も含まれていた。

④ 女性農業者生き生き研修

この研修は、地域農業・農村の活性化には、女性の活躍が必要だとしたうえで、農家女性にむけて、JA の生い立ち・理念・仕組みを理解してもらうための研修である。研修の内容は、協同組合の理念と農業・JA をめぐる情勢を理解すること、女性農業者の活動事例の紹介、健康管理・高齢者支援活動の取組み事例の紹介などの講座と、相互討議による情報交換も含まれていた。

これらの研修内容を概観すると、女性むけの研修は用意されているとはいえ、その内容は「健康管理・高齢者支援活動」というキーワードが出てくることから、やはり農家女性を家政管理者みなしている側面が垣間見える。農協の教育体制を見る限り、農家女性を一経営

者とみなす体制にはなっていない。

(5) JA へのヒアリング

① 女性部の活動から分かること

女性部の活動は、JA 単位で行われるため、農家女性の経営形態もそれぞれ異なっている。そのため、農業経営や農業技術に関する学習の機会というよりも、組合員同士の交流の機会の場を提供していることが分かった。

② JA の研修制度から分かること

農家女性向けの研修が用意されていると述べていたが、農業経営に関する内容は含まれていなかった。研修内容に「健康管理・高齢者支援活動の取組み事例の紹介」が含まれていることから分かるように、農協において農家女性は家政の担当者という位置づけにあることが分かる。また農業経営者育成研修の対象者は、「経営継承の予定がある農業者」としており、ここに男性のみとは記載していないが、農地の継承方法として、直系長子相続が一般的な北海道の畑作地帯においては、実質は男性専用の講座であり、女性が農協経営を学ぶ機会はないといえる。

第4節 南網走農協（現：JA オホーツク網走）婦人部の取り組み

(1) 南網走農協の婦人部の取り組み事例から分かる 1970～80 年代の農家女性

過去に行われた農協婦人部の取り組み事例として、南網走農協（現在：JA オホーツク網走）を取り上げたい。

農協婦人部長であった鈴木和子氏のあいさつ文「創立 30 周年記念誌発行に当たって」を見ると、1979 年当時の農家女性の農業経営における立ち位置がうかがえる。

「昔の女性の評価はただ働きさえすれば良い女性、良い女房といわれました。だが現在は心身の健康、文化・教養などバランスのとれた女性が要求されています。また、生きている限り一人でも多くの方々が、知性を磨くための勉強を続けなければなりません。南網走の農業は、機械の共同利用も徹底していて婦人の余暇が出来、教養を高める機会も多くなりました。そして以前とは違い、どこの家庭も都会の方々が訪れたとき羨まれる程の美しい環境になりました。また他の地域では女性がトラクターに乗って作業する際、女性の長髪が事故原因となることの多いなかで、この地域では誰一人女性がトラクターに乗っている姿は見られません。これも先輩方々の指導がよかったことと感謝でいっぱいです。今後も私達婦人は機会ある限り研鑽を積み、よりよい農協運動の担い手として努力を続けてゆきたいと存じます。」（『南網走農協のあゆみ 第3巻』：1979：668）

1979 年当時、農家女性は「農村婦人の地位向上をめざして、組織の充実と共に農協への理解協力や、営農、生活の改善合理化、学習活動を中心とした組織活動も活発になって来て

いる。」としたうえで、『南網走農協のあゆみ 第3巻』：1979：669-700）1979年当時に行っていた農協婦人部の活動は以下のとおりである。

- 「1. 農協事業の推進研究」
- 「2. 生活の合理化運動の推進（工夫展、消費者講座、家計簿の記帳）」
- 「3. 健康管理運動の推進（農民体育大会の開催、花壇作り、婦人科ガン検診）」
- 「4. 学習活動（各種研修会への出席、若妻・中高年層の集い、部員視察研修、座談会の開催、文集の発刊）」
- 「5. その他（交通安全運動にも積極的参加）」

活動内容をみると、家事・育児に関連する行事が多いことが分かり、性別役割分業を明確化させている。

1989年に発行された『南網走農協のあゆみ第4巻』にも婦人部長の鈴木氏のあいさつ文が記載されていたため紹介したい。

「婦人部創立当時の30年前といえば、戦後間もないころで、農作業もほとんどが手仕事で、農村婦人としての余暇どころか、髪をふり乱し畠の中をはだして駆けまわり、過酷な労働、家事、育児と追いまわされる日々の連続でした。古い家族制度や、しきたりの中で、男女の差別のくさりにしばられた生活をしておりました。そのような中、農村婦人の解放なくて農業の発展はあり得ないと、心ある方々のおはからいで、農協婦人部の結成をみましたことは、それまで光を見ることができなかった農村婦人にも、光明を見い出せたのです。・・・また、南網走地区は、昭和39年ごろから構造改善事業による機械の共同利用で営農が進められ、婦人の労働が軽減されて、主婦としての生活が多く持てるようになり、誰もが薄化粧さえして、女性であることを喜びとする、ゆとりのある生活もできるようになりました。また、うわべだけのお化粧ではなく、高度成長で物の価値感が薄れ、ぜいたくの習慣が身についてしまった。この厳しい80年代をどう生きるのかの生活設計、あるいは健康管理のための自給食品の確保、また環境美化と、婦人としての知性豊かな教養を身につけ、明るい農村をめざして真剣に努力して参りました。」（『南網走農協のあゆみ 第4巻』：1989：208-209）

2000年と2015年にも同様に南網走地区として記念誌を発行しているが、女性部に関する活動は記録されていなかった。近年婦人部の活動の重要性が薄れてきていると考えられる。

（2） 南網走農協音根内支部婦人部の活動

ここでは部落（ムラ）単位婦人部として、南網走農協音根内支部婦人部（以下、音根内婦人部）の活動を取り上げる。音根内支部婦人部1963年に音根内婦人会を吸収合併し設立された。1978年当時、音根内婦人部の支部長であった小田切政子氏のあいさつ文から、当時の農家女性の実態がうかがえる。

「農村の主婦は経済観念が乏しいと聞き、家計簿の記帳を活動の中にとりいれ、年々続

けているが、全戸記帳は非常に難かしさがある。だが、しかし、年間を記帳し続けると交際費や飲料費が多いのと、農村でありながら、緑黄野菜の不足に気づき、ビニールハウスの必要性を知り、四十三年頃から普及し、今では個々の家で部員全員が胡瓜、トマト、ナス等たわいに実らせ、農村のよさを満喫している。又、そのハウスで花の育苗をし、音根内研修センターに設置。・・・花によって仲間意識も高まり心を和らませてくれるせいか明るい人間関係を続けている。(原文をそのまま引用)」（『開基 70 周年記念音根内部落史』：1978：73）

以上のように、1978 年当時の網走の農家女性は、家計簿全戸記帳をめざしていたがそれが困難であると分かったと、ビニールハウスを使った家庭菜園の普及や、花壇の整備へ活動の重点を移していったことが分かった。

当時の音根内婦人部の活動内容は以下のとおりである。

[教育部]

- 一、研修旅行実施
- 二、研修会、講習会、婦人学級行事参加
- 三、文集発行
- 四、部落記念行事協力

[生活部]

- 一、家計簿記帳運動
- 二、花育苗
- 三、交通公園花壇設営
- 四、工夫展示会
- 五、新生活運動の推進
- 六、健康管理の理解を深める

[芸能部]

各種余興には協力（運動会農民体育大会、部落記念行事祭典等）

[若妻部]

- 一、学習活動参加
- 二、バレーボール、スケート競技等を行う

[理事班長]

- 一、農協事業の推進
- 二、連絡の強化

「健康管理」や「花壇」に関する活動が盛んだったことから分かるように、当時の婦人部の活動は家政担当者という意識のもと活動をしていたことが分かる。

(3) 南網走農協（現：JA オホーツク網走）の史料から分かること

戦後の高度経済成長期から 1970 年代にかけて婦人部の活動をみると、当時の農家女性は農業経営への参画というよりも、家政管理者としての意識の形成が進められたことが分かった。つまり、当時の農協婦人部は性別役割分業に肯定的に推進していたことが明らかとなった。

第5節 小括

第3章では、第1に、現在の農家女性に関するマクロデータを中心に、女性の自立に関する近年の動向を概観しつつ、農林水産省等による国の支援策の実施状況を検証した。その結果、北海道の農村では農家女性の社会参画が消極的であることが明らかになった。

第2に、過去に農家女性がイエヤマラで活動していた実態を見るため、南網走農協（現在の JA オホーツク網走）における『創立 30 周年記念誌』等の資料をもとに、戦後から 1980 年代の農家女性を中心に活動の内容とその目的を読み解いた。その結果、当時農家女性が村落で取り組んでいた内容は家政管理者としての活動が多く、農作業労働から農家女性を排除することを推進する傾向にあり、性別役割分業を肯定的にとらえていた実態が明らかとなった。

第3に、近年の北海道オホーツク地域における具体的な農家女性向けの活動として、JA 女性部とオホーツク管内の普及センターの事例を検証した。その結果、JA 女性部の活動については“農業者女性が集まり語り合う”組合員同士の交流の場を提供することが主目的となっており、農業経営に関する教育等の提供は不十分であることが分かった。また、農家女性向けの支援活動については、農業改良普及センターが中心的に取り組んでいたが、近年は普及センターの人件費削減によって、普及指導員の職員数が減少し、支援体制の維持が困難になっていることが明らかとなった。

[注釈]

⁴⁸⁾ 2020 年農林業センサスでは、「個人経営体」と記されており、農業経営体のうち世帯単位で事業を行うものであり、一戸一法人を除く経営体としている。

⁴⁹⁾ 1990 年世界農林業センサス以降の定義によると、「主業経営体」とは、農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家で、「準主業経営体」とは、農外所得が主（農家所得の 50%未満が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家で、「副業的経営体」とは、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）を指す。

⁵⁰⁾ 家族経営協定の目的は、1.「家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長していく

ため」、2.「家族一人ひとりが尊重される家族関係を作っていくため」、3.「次の世代にスムーズに引き継いでいくため」とされており、農業委員会がこれを承認すれば農業者年金制度を受けることができる。

51) オホーツク管内の普及センターの組織体系については、ヒアリング調査と、北海道オホーツク総合振興局ホームページ「網走農業改良普及センターの活動体制」

<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/9/6/9/1/0/6/_/R03hukyutaisei.pdf>を参考にした。

52) 北海道のJA組織の概要については、JA北海道中央会「JAの仕組み～協同組合を学ぶ～【第三版】」を参考にした。

53) JAきたみらいのホームページ<<https://www.jakitamirai.or.jp/tsushin/activities-report/33624/>> (2021年12月4日アクセス)を参考にした。

54) この研修のねらいとして以下の3点があげられていた。①協同組合の特性、JA理念と組織・事業、農業者としての役割を理解する。②健全な経営を実現するための農業者、経営者の心構えを理解する。③農業経営と地域農業推進の担い手としての自覚と自己発信力のあるコミュニケーション能力を高める。

55) この研修のねらいとして以下の4点があげられていた。①協同組合の特性、JA理念と組織、事業の内容、組合員の役割を理解する。②経営の健全経営、更なる発展と経営者としての自覚を高める。③経営者、組合員として、地域農業の担い手として協調性あるコミュニケーション能力を高める。④円滑な経営継承に向けて、事前準備や心構えを理解する。

第4章 農家女性の意識調査からみる実態 ー茨城県行方市と北海道網走

市のアンケートの比較ー

第1節 アンケート調査の目的と方法

第4章では、アンケート調査を中心に北海道の村落の特徴である「農事組合」型村落における農家女性の自立に関する課題を見ていきたい。

(1) 調査目的

本章の目的は、農家女性の農業経営における主体性について、北海道畑作地帯にみられる特殊性を明らかにする点にある。そこで、北海道と本州の農家を比較し、農家女性の農業経営内での主体性に関するアンケート調査を行った。本稿は農家女性の主体性獲得への阻害要因を研究するものであり、その北海道の特殊性に着目している。そのため、比較対象として北海道以外の地域を選ぶ必要があった。

よって、北海道の比較対象として、本州で農業が盛んにおこなわれている茨城県行方市を周辺とした地域を対象とし、同一の調査を行った。

また、実施した調査では北海道における地域特性を見るという目的があるが、比較対象地域が兼業農家の多い地域となると、農業形態による影響なのか、家父長制の地域特性が異なるのかが分からなくなってしまう。そこで、専業農家の多いJA なめがたしおさいの女性部を対象とした。

梶井によると、末子の均分相続が実施されている鹿児島県では「いえ」意識が弱い（梶井：2003：205）としており、北海道でみられる一般的な長子一括相続がみられる点も、茨城県行方市を比較対象として選定した理由である。

(2) 調査方法

調査対象者は、JA オホーツク網走女性部 167 名と、JA なめがたしおさい女性部 150 名で（以下、「網走」「行方」とする。）、調査方法は、北海道農政部が 2013 年に実施したアンケート⁵⁶⁾（以下、全道）と比較できるように、同じ質問項目を記載したアンケートを配布した。さらに家族のコミュニケーションに関する質問項目を追加した。調査期間は、網走では 2021 年 8 月 10 日から 9 月 10 日まで、行方では 2021 年 7 月 9 日から 8 月 9 日を回収の期間とした。回答数は、網走では 33 人で 20%の回収率、行方では 64 人で 42.7%の回収率であった。これらの調査をもとに、農家女性の社会的地位と家族的地位について、北海道にみられる特殊性を明らかにする。

第2節 調査対象地域の概況

(1) オホーツク地域にある網走市の概況

オホーツク地域は、北海道東部に位置し、オホーツク海と 280km の海岸線で接している

いる。総面積は10,691km²と全道面積の12.8%を占め、岐阜県の面積を上回る広さからなる。オホーツク地域とされるのは、オホーツク総合振興局に含まれる、雄武町、興部町、西興部村、紋別市、滝上町、湧別町、佐呂間町、遠軽町、北見市、訓子府町、置戸町、網走市、大空町、美幌町、津別町、小清水町、清里町、斜里町の、3市14町1村で、人口は約29万人である。資源に恵まれたオホーツク海に面し、広大な農業地帯を有するオホーツク地域は、漁業と農業が盛んな地域であり、4,641戸の農家がここで営農している。

JA オホーツク網走のある網走市と旧東藻琴村⁵⁷⁾は、北海道東部に位置しており、オホーツク海に面していることから、農業と漁業が盛んにおこなわれている。農業は、大規模畑作により、ムギ・ジャガイモ・甜菜の輪作体系のもと、農業の大規模化・機械化による効率の良い農業生産が進んでいる地域である（表9）。表10によると、JA オホーツク網走の正組合員数は、753名であり、このうちの女性部加入者が本研究の対象者となっている。

表9 JA オホーツク網走の概況

| 品目 | 耕作面積 | 割合 |
|-----------|--------------|--------|
| 麦類 | 5,428.89ha | |
| （小麦） | (4,220.02ha) | 29.9% |
| （二条大麦） | (1,208.87ha) | |
| 甜菜 | 4,443.21ha | 24.4% |
| 馬鈴薯（種子含む） | 3,051.36ha | 16.8% |
| 青果 | 563.29ha | 3.1% |
| 果樹 | 6.58ha | 0.0% |
| ワサビ | 17.18ha | 0.1% |
| 豆類 | 831.94ha | 4.6% |
| 飼料作物 | 3,279.59ha | 18.0% |
| その他 | 555.40ha | 3.1% |
| 合計 | 18,177.44ha | 100.0% |

資料：JA オホーツク網走の内部資料（2021年）より作成。

表10 JA オホーツク網走の構成員

| 構成員 | 人数 | |
|------|--------|---------|
| 組合員 | 正組合員 | 753名 |
| | 準組合員 | 974名 |
| | 正組合員戸数 | 454戸 |
| | 組合員合計 | 1,727名 |
| 職員 | 正職員 | 129名 |
| | 男：女 | 90名：39名 |
| | 準職員 | 8名 |
| | 男：女 | 6名：2名 |
| | 臨時職員 | 25名 |
| | 男：女 | 10名：15名 |
| 営農集団 | 営農集団 | 49集団 |
| | 農事組合法人 | 14法人 |
| | その他法人 | 54法人 |

資料：JA オホーツク網走の内部資料（2021年）より作成。

(2) 茨城県行方市の概況

JA なめがたしおさいは、茨城県の東南部に位置しており、霞ヶ浦・北浦・鹿島灘に挟まれ⁵⁸⁾、半島状の地形となっている。台地では大規模畑作によるサツマイモやエシャレット、キャベツなどの露地野菜、みず菜、ちんげん菜、大葉、メロンなど施設（ハウス）を用いた果菜類が生産（表 11）されており、管内東南部は、平地が続き、水はけの良い肥沃な土壌を活かしたピーマンの生産が盛んである。近年は、稲作経営の規模拡大が進められる一方で、せり、れんこんや施設栽培による、果菜類、葉しょうが、などが生産されており、全国でも有数の多目的産地としての農業地帯を形成している⁵⁹⁾。

表 12 によると、JA なめがたしおさいの正組合員数は、13,062 名であり、このうちの女性部加入者が本研究の対象者となっている。

表 11 JA なめがたしおさいの受託販売取扱高

(単位：百万円)

| 販売品目 | 2019 年 | | 2020 年 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| | 取扱高 | 割合 | 取扱高 | 割合 |
| 麦 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 野菜 | 17,138 | 91.1% | 18,730 | 92.1% |
| 果実 | 965 | 5.1% | 971 | 4.8% |
| 畜産物 | 49 | 0.3% | 29 | 0.1% |
| 花き・花木 | 567 | 3.0% | 518 | 2.5% |
| 直売所・インショップ | 90 | 0.5% | 78 | 0.4% |
| 合計 | 18,812 | 100.0% | 20,326 | 100.0% |

資料：『2021 年 JA なめがたしおさいの現況』より作成した。

表 12 JA なめがたしおさいの構成員

| 構 成 員 | | 人 数 |
|-------|-------|--------|
| 組合員 | 正組合員 | 13,062 |
| | 準組合員 | 5,834 |
| | 組合員合計 | 18,896 |
| 職員 | 正職員 | 193 |
| | 常勤嘱託 | 91 |
| | 職員合計 | 284 |

資料：『2021 年 JA なめがたしおさいの現況』より作成した。

第 3 節 調査結果

(1) 農家女性のプロフィール

表 13 の回答者の年齢をみると、網走では 30 歳代から 60 歳代までと幅広い年齢層であったが、行方では 50～60 歳代に集中している。また、表 14 の回答者の出身をみると、網走の場合は非農家出身の嫁入り妻が多く、行方では農家出身の嫁入り妻が多かった。これは年齢が高い人は農家出身がおおく、年齢が低い人は非農家出身が多くなる傾向にあるため、年齢構成の地域差が出た結果だと考えられる。

表 13 回答者の年齢

| | 網走 | | 行方 | |
|--------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| 10 歳代 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 20 歳代 | 2 | 6.1% | 0 | 0.0% |
| 30 歳代 | 4 | 12.1% | 2 | 3.2% |
| 40 歳代 | 9 | 27.3% | 7 | 11.1% |
| 50 歳代 | 9 | 27.3% | 16 | 25.4% |
| 60 歳代 | 8 | 24.2% | 30 | 47.6% |
| 70 歳代 | 1 | 3.0% | 8 | 12.7% |
| 80 歳以上 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 合計 | 33 | | 63 | |

資料：アンケート調査の結果（2021 年）より作成した。

表 14 回答者の出身

| | 網走 | | 行方 | |
|------------------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| 非農家出身の嫁 | 19 | 57.6% | 16 | 26.2% |
| 農家出身の嫁 | 11 | 33.3% | 34 | 55.7% |
| 農家後継（既婚） | 3 | 9.1% | 10 | 16.4% |
| 農家後継（未婚） | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 非農家出身の経営者（新規就農者） | 0 | 0.0% | 1 | 1.6% |
| 全体 | 33 | | 61 | |

資料：アンケート調査の結果（2021 年）より作成した。

(2) 経営形態

表 15 は網走と行方それぞれの経営形態をまとめたものである。これをみると両地域ともに専業農家が多いことがわかる。次に表 16 は、作付け状況を示したもので、網走は畑作経営が主流で、行方は稲作と野菜作による作付け状況が多かった。表 17 は、各地域の経営耕地面積を規模別にまとめたものである。網走は 20ha 以上が多く、行方は 10ha 以下が多いことが分かった。

以上をまとめると、網走と行方は両地域ともに専業農家が多いが、作付け状況と経営面積が異なるといえる。網走は大規模で畑作経営が中心で、行方は小規模で野菜と稲作が中心であることが分かる。

表 15 兼業・専業

| | 網走 | | 行方 | |
|----|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| 専業 | 31 | 93.9% | 53 | 91.4% |
| 兼業 | 2 | 6.1% | 5 | 8.6% |
| 合計 | 33 | 100% | 58 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

表 16 作付け状況（複数回答）

| | 網走 | | 行方 | |
|-------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| 稲作 | 0 | 0.0% | 34 | 68.0% |
| 畑作 | 32 | 97.0% | 22 | 44.0% |
| 野菜・果樹 | 4 | 12.1% | 42 | 84.0% |
| 酪農 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 畜産 | 2 | 6.1% | 0 | 0.0% |
| その他 | 0 | 0.0% | 1 | 2.0% |
| 回答数 | 33 | | 40 | |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

表 17 経営耕地面積

| | 0~0.9 | 1~9 | 10~19 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~ |
|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 網走 | 0 | 1 | 0 | 7 | 8 | 10 | 4 | 2 |
| 行方 | 26 | 21 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

（3） 農作業体制

表 18 の農作業従事日数を見てみると、一番多い回答があったのは、網走で 200～299 日で、行方で 300 日以上であった。網走は行方よりも農作業従事日数が少ないといえる。これは網走だと降雪による農閑期があることが大きいと考えられる。このことから網走の農家女性の方が、余暇日数が多く取れる状況にあると推察される。

次に家族経営協定についての項目であるが、表 19 は締結数をまとめたもので、網走も行方も締結しているが 40% を超え、全道の調査と比較すると締結数は多いといえる。表 20 は、家族経営協定を締結している人になぜ締結しているのかを聞いた項目で、網走は「役割分担、就業条件、経営移譲等の明確化」が 64.3% であり、「農業者年金加入のため」が 57.1% を占めて 2 つの項目が同数に近かった。これは全道でも「役割分担、就業条件、経営移譲等の明確化」が 58.5% であり、「農業者年金加入のため」が 43.1% であったことから網走と同様の結果が得られたといえる。しかし、行方は「農業者年金加入のため」が少なかった。

このことから網走の場合は、全道と比べて締結数が多いが、実態は家族内の役割分担や就業条件、経営移譲などを明確化するためというよりは、農業者年金に加入するためという側

面が大きいことが考えられる。

表 18 農作業従事日数

| | 網走 | | 行方 | |
|-----------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| 149 日以内 | 8 | 25.0% | 2 | 3.3% |
| 150~199 日 | 9 | 28.1% | 3 | 4.9% |
| 200~249 日 | 11 | 34.4% | 11 | 18.0% |
| 250~299 日 | 3 | 9.4% | 10 | 16.4% |
| 300 日以上 | 1 | 3.1% | 35 | 57.4% |
| 合計 | 32 | 100% | 61 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021 年）より作成した。

表 19 家族経営協定締結数

| | 全道 | | 網走 | | 行方 | |
|---------|-----|-------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % | N | % |
| 締結している | 130 | 23.9% | 14 | 43.8% | 23 | 41.1% |
| 締結していない | 415 | 76.1% | 18 | 56.3% | 33 | 58.9% |
| 全体 | 545 | | 32 | | 56 | |

資料：アンケート調査の結果（2021 年）より作成した。

表 20 締結している理由

| | 全道 | | 網走 | | 行方 | |
|---------------------|-----|-------|----|-------|----|------|
| | N | % | N | % | N | % |
| 農業者年金加入のため | 56 | 43.1% | 8 | 57.1% | 0 | 0% |
| 役割分担,就業条件,経営移譲等の明確化 | 76 | 58.5% | 9 | 64.3% | 22 | 100% |
| その他 | 7 | 5.4% | 0 | 0.0% | 0 | 0% |
| 回答数 | 130 | | 14 | | 22 | |

資料：北海道農政部「平成 25 年度農業・農村における女性の社会参画調査」と、アンケート調査の結果（2021 年）より作成した。

図 16・図 17 のグラフは、農家女性と配偶者の農繁期の農作業時間と家事労働時間を聞き、「農家女性の労働時間」から「配偶者の労働時間」を差し引いた値である。つまり、プラスは妻が多く担っている時間で、マイナスは夫が多く担っている時間である。調査番号は回答者それぞれの通し番号を示している。

このグラフから分かる各地域の特徴が 4 点ある。

i. 夫の農作業労働 = 妻の家事労働

まず 1 つ目は、妻の家事時間が多い分、夫の農作業時間が多くなっている事例で、これは網走に多かった。特にその差が 4 時間以上となっているのが、網走の 5 番、14 番、25 番、33 番だった。

ii.農作業時間も家事時間も妻が多い

次に特徴的なのは、家事も農作業も妻が担っている事例である。これは兼業農家による「三ちゃん農業」体制になっていると考えられ、行方に多い。行方の女性部は専業農家が多いと述べていたが、兼業農家も存在する。特に農作業時間が4時間以上となっているのが、行方の9番、31番、44番であった。

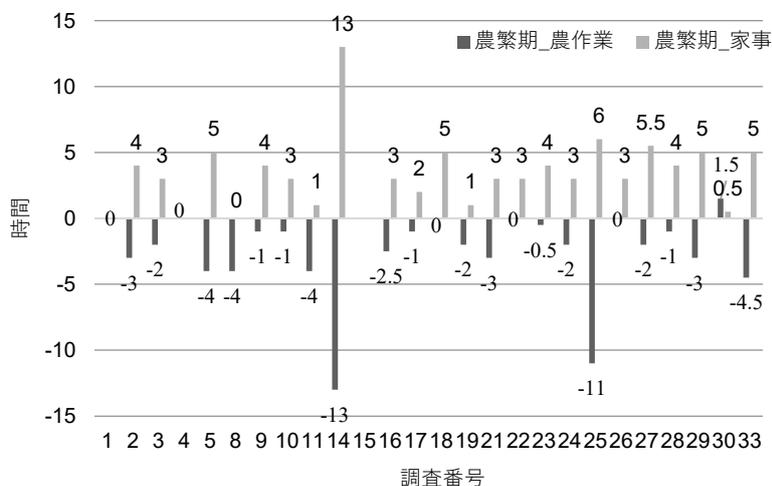
iii.農作業は平等、家事労働は不平等

両地域にみられるのが、農作業は夫と同程度行うが、家事時間が妻の方が多くなる事例である。農作業時間の差が0で、家事労働時間が3時間以上となっているのが、網走の18番、22番、26番、行方の5番、8番、16番、32番、49番、51番であった。

iv.差の大きさに着目して

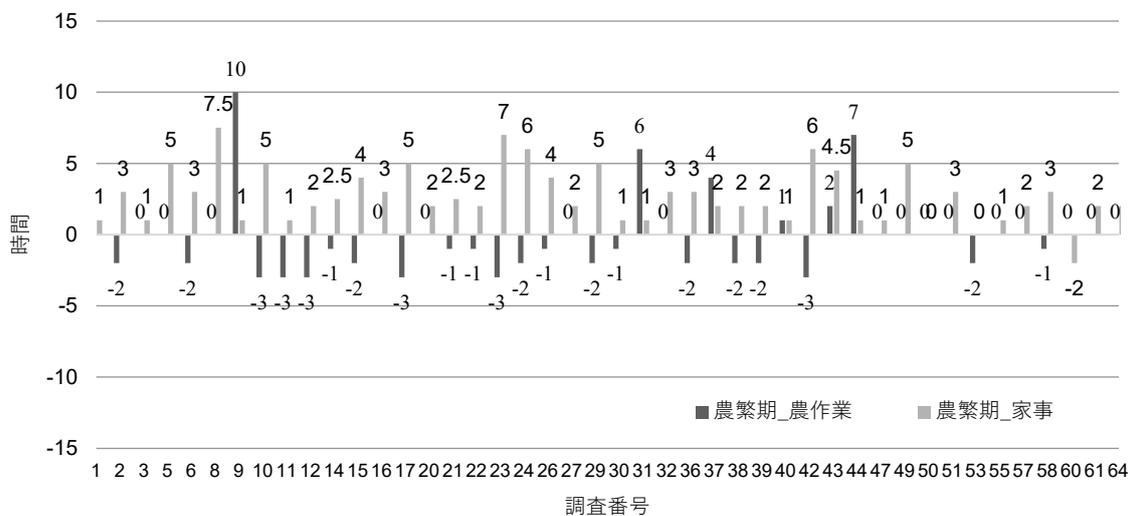
時間の差について着目すると、網走の方が農作業と家事時間の差が大きいことが分かり、北海道の農家は性別役割分業の明確化が強いことが分かった。

以上のことから、北海道の農家においては性別役割分業を明確化していることが分かり、これらについて家父長制概念を踏まえて検討すると、北海道の農家における家父長制は、性別役割分業規範による「近代」的家父長制による影響が強いことが考えられる。



資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

図 16 家事労働時間と農作業労働時間の夫婦間の差（網走）



資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

図 17 家事労働時間と農作業労働時間の夫婦間の差（行方）

（4） 主体性に関する項目

経営状況や経営計画の把握状況（表 21）をみると、「すべて把握している」と答えたのは網走では 3.0%しかいなかったが、行方では 29.3%の回答率を得ることができた。対して、「把握していない」と答えたのは網走では 27.3%で、行方では 6.9%であった。経営の把握状況でいうと、行方より網走の方が把握していない状況にあるといえる。

表 21 経営状況や経営計画の把握状況

| | 全道 | | 網走 | | 行方 | |
|------------|-----|-------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % | N | % |
| すべて把握している | 281 | 49.6% | 1 | 3.0% | 17 | 29.3% |
| だいたい把握している | | | 11 | 33.3% | 27 | 46.6% |
| 少しだけ把握している | | | 12 | 36.4% | 10 | 17.2% |
| 把握していない | 286 | 50.4% | 9 | 27.3% | 4 | 6.9% |

注) 全道調査は、「把握している」と「把握していない」の二択であった。

資料：北海道農政部「平成 25 年度農業・農村における女性の社会参画調査」と、アンケート調査（2021年）より作成した。

（5） 家族会議の有無と主体性

次に家族間のコミュニケーション（以下、家族会議）が農家女性の農業経営の主体性形成につながるかを検討したい。まず、「家族会議」という表記であるが、ここでは家族間で農業経営の参画に関して話し合うことを指している。表 22 をみると、家族会議の有無の割合は網走も行方も同程度であった。

次にこの家族会議が農業経営における主体性の形成にどう影響しているのかについて検

討する。表 23 は、営農計画へ意見を述べるかどうかと、家族会議の有無のクロス集計表である。これによると、行方は、家族会議があると営農計画に主体的に意見を述べるが増えて、家族会議がなくなると、参画していないが増えるという傾向がみられた。これに対して網走は、家族会議がなしの場合はほとんどが経営主に相談された時だけ意見をのべると回答し、家族会議を設けると参画していないが増える。このような傾向は表 24 の農作業分担を決める際も同様の結果となった。

次に、子どもの有無で検討すると、表 25 をみると、子どもを持つ農家女性は農業経営に参画していないことが分かる。

以上のことから、北海道の農家女性の農業経営への参画状況は、家族会議を設けると参画しなくなる傾向がみられ、これは子どもがいるために夫婦間で公的領域（農作業労働）と私的領域（家事労働）⁶⁰ をそれぞれ性別で役割分担しているためだと考えられる。

表 22 家族会議の有無

| | 網走 | | 行方 | |
|------|----|-------|----|-------|
| | N | % | N | % |
| あった | 17 | 56.7% | 33 | 57.9% |
| なかった | 13 | 43.3% | 24 | 42.1% |
| 全体 | 30 | 100% | 57 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

表 23 家族会議の有無×営農計画への発言

| | 網走 | | | | 行方 | | | |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 家族会議あり | | 家族会議なし | | 家族会議あり | | 家族会議なし | |
| | N | % | N | % | N | % | N | % |
| 主体的に意見を述べる | 0 | 0.0% | 1 | 8.3% | 10 | 32.3% | 4 | 23.5% |
| 経営主に相談された時だけ意見を述べる | 8 | 53.3% | 11 | 91.7% | 20 | 64.5% | 10 | 58.8% |
| 参画していない | 7 | 46.7% | 0 | 0.0% | 1 | 3.2% | 3 | 17.6% |
| 合計 | 15 | 100% | 12 | 100% | 31 | 100% | 17 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

表 24 家族会議の有無×農作業分担の決定への発言

| | 網走 | | | | 行方 | | | |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 家族会議あり | | 家族会議なし | | 家族会議あり | | 家族会議なし | |
| | N | % | N | % | N | % | N | % |
| 主体的に意見を述べる | 5 | 31.3% | 5 | 41.7% | 16 | 51.6% | 5 | 29.4% |
| 経営主に相談された時だけ意見を述べる | 6 | 37.5% | 8 | 66.7% | 14 | 45.2% | 10 | 58.8% |
| 参画していない | 5 | 31.3% | 0 | 0.0% | 1 | 3.2% | 2 | 11.8% |
| 合計 | 16 | 100% | 13 | 100% | 31 | 100% | 17 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

表 25 営農計画への発言×育児の有無（網走）

| | 子ども_あり | | 子ども_なし | |
|--------------------|--------|-------|--------|-------|
| | N | % | N | % |
| 主体的に意見を述べる | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 経営主に相談された時だけ意見を述べる | 9 | 56.3% | 10 | 83.3% |
| 参画していない | 7 | 43.8% | 2 | 16.7% |
| 合計 | 16 | 100% | 12 | 100% |

資料：アンケート調査の結果（2021年）より作成した。

第4節 小括

第4章では、JA オホーツク網走女性部と、その比較対象地域として、本州において専業農家が比較的多い茨城県行方市を中心に JA なめがたしおさい女性部を取り上げた。JA オホーツク網走女性部 167名と、JA なめがたしおさい女性部 150名に対して、農家女性の自立に関するアンケート調査を行った。調査結果に基づき、農家女性の社会的地位と家族的地位について考察したところ、行方の農家女性と比較して北海道畑作地帯の農家では夫婦間の性別役割分業が明確化している特殊性があり、家事労働に特化した時間の使い方をしている。このジェンダー非対称性が、北海道畑作地域の農家女性を農業経営の主要な意思決定権から排除する側面をもつことが示唆された。

（1） 北海道の農家は性別役割分業の明確化が強い

行方の調査結果でも分かるように、家事時間と農作業時間両方に時間を割いていた人が多いことから、本州の農家は農作業と家事・育児労働両方の担い手であり、労働の重層性がみられる。この点は吉田（1995）や天野（2001）など多くの研究者が指摘してきたことであり、本州の農村のイエ制度は、解体した家父長制の影響－「伝統」的家父長制による影響－が強く残っていると考えられている。しかし、網走の結果においては、男が農作業労働、女が家内労働を担当していることが明らかとなり、性別役割分業が明確化しているといえる。つまり、かつて先行研究でいわれてきたような、農家女性が生産労働と再生産労働両方においてシャドウ・ワークを担ってきたという課題から、北海道畑作地域はある程度改善されているように見える。しかし、それが農業経営内の主体性の形成、ひいては農家女性の自立につながっているのかという疑問が残る。本論では、網走の農家女性は行方の農家よりも経営状況を把握していないことが明らかとなり、このことから網走の農家女性は農業経営に主体的に参画しているとはいえない。

家父長制の研究整理を踏まえると、北海道の農村は「近代」的家父長制による影響が強いことが考察される。

(2) 家族会議と農業経営内の主体形成の関連性のちがい

先行研究で、家族内のコミュニケーションが女性の農業への参画に重要だとの結論が多い⁶¹⁾。しかし、網走では家族会議をすることで、「参画していない」人が増えることから、農作業をしないことも含めて家族会議をしていると考えられる。

一方、行方では家族会議と農業経営内の主体性の形成が関連するが、網走では関連しないということが明らかとなった。これらを踏まえると、家族経営協定によって家族内で話し合いのタイミングを持ったとしても、北海道の場合はそれが農家女性の自立にはつながらない側面も考察される。

[注釈]

56) 北海道農政部が 2013 年に実施した「農業・農村における女性の社会参画調査」として取り組んだアンケート調査の事を指す。

57) JA オホーツク網走の管轄する地域は、網走市全域と、大空町東藻琴地区が該当する。

58) JA なめがたしおさいの管轄する地域は、行方市を中心に、神栖市、鹿嶋市、潮来市事業区域としている。

59) JA なめがたしおさいのホームページを参考にした。<<https://ja-ns.or.jp/>> (2022 年 1 月 2 日アクセス)

60) 「近代家族」が作られる前、江戸時代の庶民層では、隣の家の人や町内会や役所が、家族内の決定（結婚など）に直接に命令してくることがあった（千田：2013：34-35）。このことから、明治期以前の家族は、「公的領域」と「私的領域」が分割されていない形態を作っていたといえる。しかし、近代になって産業が勃興し、賃労働者が増えてくると、外で働いてお金をえる「生産労働」と家で家事・育児を行う「再生産労働」が分離されていく。「生産労働」をおこなう場を「公的領域」、「再生産労働」をおこなう場を「私的領域」といい、各領域が性別役割分業によって分断していった。この分業とはつまり、公的領域は夫が担当し、私的領域は妻が担当するという役割分業である（落合：2019）。

61) 「農業者夫婦における対等なパートナーシップについては、経営上の問題・悩みの共有、十分なコミュニケーション、相互の尊敬というコミュニケーション関連の項目が重視されている。」と主張している。この点は、原珠里「農業者夫婦における「対等性」の現状と課題」『農村生活研究』144号、2012年9月、pp.2-15、を参考にした。

第5章 北海道オホーツク地域においてモデルケースとなる農家女

性の事例 —D 氏の事例—

オホーツク地域において農家女性が自立的に活動するにあたって超えるべきハードルは多くある。その一つとして考えられるのが、北海道オホーツク地域の農村は専業農家の多い地域であるため、農作業の中心が経営主である男性になることが多い。そのため、女性のみで農業経営を行うことは都府県のような小規模兼業農家でない限り難しくなってくる。そこで、夫婦での協働的な活動がみられ、男性を排除せずとも農家女性が活躍している D 氏に注目し、オホーツク地域の農家女性が自立的に活躍している事例として取り上げ、農家女性が主体的な活動をするにあたって重要な点を論じた。

D 氏は、機械化・大規模化が進んでいる地域に居住しており、北海道津別町の専業農家で和牛の肥育を行う D 牧場に嫁いだ。彼女が今までどのようにして家族経営の中で地位向上をはかり、自己実現を得てきたのかを明らかにしていきたい。

第1節 D 氏の住む地域の概況

津別町は、北海道オホーツク地方にあり、人口 5000 人の小さな町である。そのうち農業就業人口は約 400 人で農家戸数は 153 戸ある。総土地面積のうち約 85% が林野で覆われており、林業が盛んな地域である。「愛林のまち津別町」というスローガンを掲げ、歴史的にも林業と農業で発展した地域である。山に囲まれた中山間地域で、畑作や酪農においては条件不利地域とも言えるため人口の流出は周辺地域よりも進んでいる実態がある。津別町の人口に占める高齢者率は 2019 年 3 月末時点では 44.6% で、人口減少率は、10 年間で約 20% 減少している。比較対象として、オホーツク管内全体と比べると、2015 年国勢調査の高齢化率は 29.0% で、10 年間の人口減少率は約 4% 減であった。津別町は、周辺地域の中でも特に少子高齢化の課題に直面している地域といえる。

津別町の農業は、畑作も畜産も盛んにおこなわれている。畑作は、オホーツク地域の代表的作付け品目である馬鈴薯、麦、甜菜を中心とし、それに加えてカボチャやタマネギといった野菜も作付けされている。表 26 の経営体数をみると畑作経営が主流であるともいえるが、農業産出額を見ると、畜産の方が畑作より多くなっている。中でも和牛の生産は津別町の特徴でもあり、ふるさと納税で採用されるほどである。津別町のブランド和牛は、「つべつ和牛」と「流水牛」の 2 つがあり、ここではこの「流水牛」の生産者である D 牧場についての考察を行う。

表 26 津別町の作付け品目別算出額と経営体数

| 作付け品目 | 農業産出額 | 農業経営体数 |
|--------|---------|---------|
| 畑作計 | 368 千万円 | |
| 米 | 1 千万円 | 4 経営体 |
| 麦類 | 22 千万円 | 109 経営体 |
| 豆類 | 31 千万円 | 81 経営体 |
| いも類 | 90 千万円 | 72 経営体 |
| 野菜 | 160 千万円 | 65 経営体 |
| 工芸農作物 | 62 千万円 | 84 経営体 |
| 畜産計 | 370 千万円 | |
| 肉用牛 | 246 千万円 | 23 経営体 |
| 乳用牛 | 114 千万円 | 25 経営体 |
| その他畜産物 | 10 千万円 | |
| 合計 | 738 千万円 | 168 経営体 |

注) 工芸作物の中に甜菜が含まれる。
資料：農林業センサス（2015）より作成。

第2節 D 牧場の経営展開

津別町は少子高齢化、人口減少など、地域の存続に関わる課題に直面している地域であることを述べた。そういった課題を持ちながらも、危機感を持った住民が主体的となって様々な事業を展開している。その中でも D 牧場は、和牛のブランド化をはじめ、和牛を中心とした経営を展開してきた。経営主の妻である D 氏は、自ら生産する和牛を活用した加工品を開発し、それを自身が経営するファームレストランなど提供するといった事業を展開している。その成果が認められ、北海道の平成 30（2019）年度女性・高齢者チャレンジ活動表彰⁶²⁾で最優秀賞を受賞した。

以下では、D 牧場が今までどのように和牛の生産や六次産業化の事業を展開していったのかを考察してみよう。全体についての流れは表 30 にまとめて示した。

(1) D 牧場のはじまり

D 牧場のはじまりは、明治 30 年頃に遡る。D 牧場の 1 代目が、福井県大野町から現在の北海道津別町に入植した。1 代目は入植後も土地を広げていったが、戦時中になると区画整理によって政府に土地を没収されてしまったため、経営規模は現在よりも小さかった。

2 代目は、農業経営に携わることがなく、規模に変化はなかったが、現在の経営主の父である 3 代目に継承し本格的に農業を営むようになると、土地の規模が大きく拡大する。

3 代目の D 氏の義父は農家の経営主であったと同時に、当初は農協との関りも厚かった。そのことから地域の中でも周辺農家からの信頼が厚く、離農した周辺農家の土地を引き継

ぐという形で農地を拡大していった。この農地の拡大は現在の D 牧場の経営規模の基盤となるが、当時は土地の価格が高かったため、その後の負債の返済が経営を圧迫することにも繋がってしまった。

3代目は土地の拡大とともに、作付け品目も変化させていった。最初はビート、小麦、水田、豆（大正金時、小豆、大豆等を試行錯誤で栽培）、ホワイトアスパラを作付けしていたが、途中から小麦、南瓜またはスイートコーン、メロン、牧草と牛（ホルスタイン）の肥育を含めた営農形態に転換させた。1986年から1993年のGATTウルグアイラウンドのよって、牛肉の輸入自由化への転換が検討され始めると、危機感を感じた3代目清が、友人農家2戸と、新たな経営展開を模索し始めた。そして1988年に3戸と共同で和牛の導入を開始すると2000年頃には小麦、牧草、和牛へと作目を限定しより効率的な経営へと転換する。現在は牧草とデントコーンに絞り作付けし、一部の農地は貸し付けている。

経営移譲については、1990年3代目が60歳の時に、長男であるD氏の夫と3男が兄弟で土地を分割相続した。D氏の夫は56ha、その弟は3.5haの土地を相続し、ともに和牛の生産を継承した。今回取り上げるD牧場とは、兄とその家族の経営のことである。

（2） 和牛の導入とブランド化

1982年、牛を飼っていた町内の畜産農家が畜産基地建設事業⁶³⁾に採択され、その補助金をもとに牛舎改築し、機械やトラックを購入した。それまでは手作りの牛舎を使用していたことから、この事業はD牧場にとって近代化への大きな転換点となる。

1988年、畜産基地建設事業に採択された農家3戸で、鹿児島県の黒毛和牛を導入し、現在の和牛ブランド「流水牛」の先駆けとなる和牛の生産を開始する。導入当初、畜産技術は鹿児島県の飼養方法を参考にしていたが、気候が大きく異なる北海道で同じように育てることは難しかった。そこで北海道の気候に合う飼料の配合を独自に開発し、脂の質が良い彼らオリジナルの和牛ができあがった。1989年には、共同で和牛の導入をした3戸で「流水ファームグループ」を結成し、独自の飼育方法で育てた和牛を「流水牛」と名付け、名称を商標登録し、これが後の和牛ブランドへ発展していく。

土地の購入と、牛舎の近代化にともなった借金が返済されたのは2010年頃、子育ての終了と負債返済の見通しが立ったのが同時期ぐらいであったという。経営の管理をしていたD氏の夫は金銭面で余裕ができ、妻であるD氏は、子育てがひと段落したことによって時間的な余裕ができる。その頃から、夫婦共に新たな事業へ取り組む精神的な余裕が生まれ、6次産業化への展開が始まることとなる。その内容については後に詳細に取り上げたい。

（3） 家族構成と役割分担

表27に示すようにD牧場は、現在経営主である夫とその妻の2人で経営しており、D氏の義両親とは20年前から別居している。D氏夫婦には4人の子どもがいたが今は全員町外で別に生計を立てている。

流水牛の生産については、町内の農家 5 戸と「流水ファームグループ」という組織を作り、月に一回ブランドづくりのために出荷頭数を組織で協議し管理しているが、作業はそれぞれが独立して行っている。

D 牧場では、基本的な作業はすべて 2 人でまかなっている。それぞれの作業内容については、以下の表 27 でまとめている。牛舎の管理や、牧草の生産に関わることは夫が担当し、妻は、その補助を担当している。カフェやイベントの運営に関しては妻が中心となっており、最近までは次女も 2 人のサポートをしていた。次女が家業を手伝うようになってから、イベントや営業等で人と関わるが増え、彼女の人脈の広さから加工品の受注も増えていったという。

表 27 D 牧場の担当別作業内容

| 担当 | 仕事内容 |
|----|--|
| 夫 | 牛舎の管理、圃場管理、繁殖管理（生まれる前） |
| 妻 | 圃場管理の補助、繁殖管理（生まれた後）、カフェの運営、出張の食堂、イベントの準備 |

資料：ヒアリング調査より作成（2020 年 1 月調査）。

（４） 肉用牛経営の展開

① D 牧場の経営規模

D 牧場の経営規模について、表 28 に示した。D 牧場では 55ha の耕地を所有しているが、実際に牧場内の飼料として利用しているのは 15ha の牧草地のみである。デントコーンを 2.5ha 作付けしているが、D 牧場の直営作業は、植え付けから管理作業までで、収穫作業は委託している。収穫後のデントコーンは、町内の酪農家へそのまま販売するため、牧場内で飼料として使用することはない。他の 35ha は貸付農地なので、現在 D 牧場内での管理はしていない。

肥育牛の飼養頭数は 2019 年度で、全体で 211 頭、うち和牛が 168 頭、和牛の育成牛が 22 頭、F1 種が 21 頭であり、年間の出荷頭数は、85 頭であった。和牛と F1 種の比率はおおよそ 9：1 の割合で生産している。

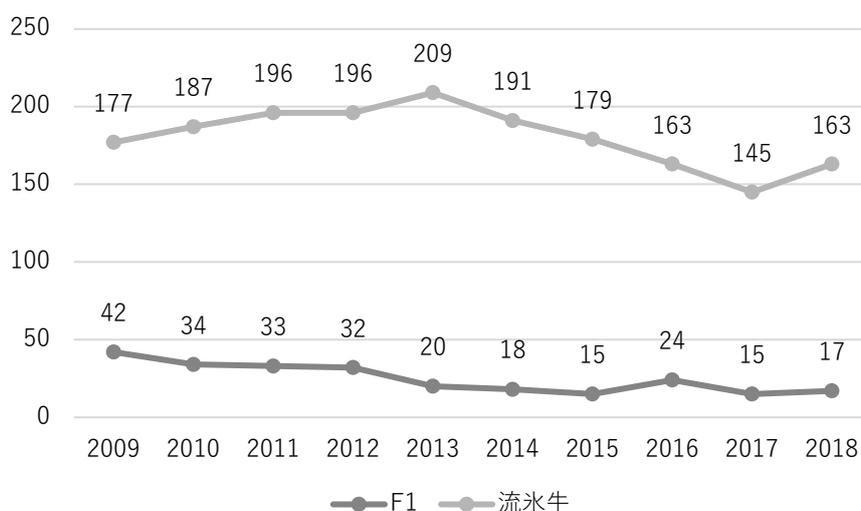
飼料となる牧草は、すべて自己生産であるが、肥育後期の粗飼料の稲わらと、敷料の麦稈とバークは、購入している。

表 28 調査対象農家の基本概況 [1]

| 所有面積(ha) | | | 経営耕地利用内訳(ha) | 飼養頭数(頭) | | | 出荷頭数 | |
|----------|-----|----|-------------------------------------|---------|-----|----|------|----|
| 経営耕地 | 貸付地 | 和牛 | | 和牛(育成) | F1種 | | | |
| 55 | 20 | 35 | 牧草(15), デントコーン(2.5), その他(2.5) | 211 | 168 | 22 | 21 | 85 |

注) 数値は 2019 年度の実績値。
資料: ヒアリング調査より作成 (2020 年 1 月調査)。

過去 10 年間の出荷頭数を図 18 からみると、流水牛は 2011 年から漸減しており、F1 は 2013 年がピークでその後漸減している。D 氏は、その理由を労働力の減少と、子供たちへの養育費がかからなくなってきたためと話す。2011 年に、四女が高校を卒業したのが 2010 年で、大学を卒業し全員が経済的自立をしたのが、2015 年になる。借入金の返済が終わったのが 2010 年頃であったので、この時期から出荷頭数を減らすようになったのも理解ができる。現在は子どもたちが全員自立したため、経営規模は縮減傾向にある。



資料: ヒアリング調査より作成 (2020 年 1 月調査)。

図 18 D 牧場の和牛等生産頭数の推移

② D 牧場の収入

D 牧場の収入をまとめた表 29 をみると、2018 年は農業収入の 9,793 万円に加えて、貸付による地代収入が 660 万円であった。つまり農業収入は、1 億 454 万円となる。一方、6 次産業化における収入は、353 万円であり、そのうち 10 万円ほどがグリーン・ツーリズムによる収入である。収入でみると、農業収入が 6 次産業化の収入を大きく上回る。

表 29 調査対象農家の基本概況 [2]

| 農業収入 (千円) | 農業外収入(千円) | | 所得 (千円) |
|--------------|------------|-------|------------|
| | 貸付地代 収入 | 6次産業化 | |
| 97,939 | 10,142 | 6,608 | 8,077 |

注) 数値は 2018 年度の実績値。

注) 6次産業化のうち 10 万円ほどがグリーン・ツーリズムによる収入である。

注) 所得は、農業収入+農業外収入から農業経営費を差し引いたものである。

資料：ヒアリング調査（2020 年 1 月調査）より作成。

生産した流氷牛は流氷ファームグループでの出荷となっているが F1 種と一部の和牛はホクレンの系統出荷であり、生体のまま船を使い東京食肉市場株式会社まで輸送している。出荷は毎月 2~3 回あり、一回につき 1~4 頭が目安であるが、需要が多く取引価格の高い年末になると出荷頭数が増える。

D 牧場では、貸付地で地代収入も得ている。D 牧場の所有地は津別町内に点在しており、自作地の時は離れた場所だと自宅からその農地まで車で 20~40 分くらいかかってしまっていた。しかし、現在遠距離の農地は貸付地にしており、使用しているのは、D 牧場周辺の農地に集約化している。

表 30 D 牧場の変遷 [1] _畜産農家として

| 年 | 出来事 |
|-------------|----------------------------|
| 1890 年代 | 1 代目が福井県大野町より入植 |
| 1982 年 | 畜産基地建設事業に採択され、補助金をもとに近代化 |
| 1986 年 3 月 | 妻 (D 氏) が D 牧場に嫁ぐ |
| 1987 年 | 研修生の受け入れを開始 |
| 1988 年 | 3 代目の D 氏の義父が和牛を飼い始める |
| 1989 年 | 流氷ファームグループを結成 |
| 1990 年 | 4 代目 D 氏の夫に経営移譲をする |
| 1995 年 7 月 | 第三回東京食肉市場出荷協同組合共励会 最優秀賞 |
| 1995 年 11 月 | 第三回東京食肉市場出荷協同組合牛枝肉研究会 最優秀賞 |
| 2000 年 | D 氏が食品衛生管理者の資格を取得 |
| 2006 年 | 「流氷牛」の銘柄を取得 |
| 2010 年頃 | 設備投資と土地購入の借金を返済する |
| 2017 年 | 次女が U ターンで戻ってくる |
| 2019 年 4 月 | 令和元年度全国肉用牛枝肉共励会 優秀賞 |
| 2021 年 | 合同会社 D 牧場の設立 |
| 2021 年 9 月 | 次女が結婚し、D 牧場から離れる |

資料：ヒアリング調査より作成（2021 年 10 月調査）。

第 3 節 新事業への挑戦

表 32 に D 牧場における 6 次産業への挑戦の変遷を記載した。6 次産業化の取り組みが

本格的に開始するのは、子育てがひと段落する 2010 年以降のことであるが、その前からもともと商家（雑穀販売・飲食業）から嫁いできた D 氏の胸中には、「なにか農業以外の仕事をしたい」という希望があった。1998 年にアロマ・コーディネーターの資格を取得するが、畜産農家との関連が薄いため日々の仕事と両立するには難しく、事業化するには至らなかった。同時期に食品衛生管理者の資格を取得しパン作りを始め、食品加工に興味を持つようになったが当時実際に販売をまでには至らなかった。

子育てがひと段落すると、夫婦ともに精神的な余裕ができ何か新しいことにチャレンジしたいという希望が目覚め始めた。2009 年に津別町で後述するグリーン・ツーリズム研究会が発足し、D 牧場もそれに参加することとなった。以前より畜産関係の研究生を受け入れていた経験もあり、グリーン・ツーリズムの受け入れはスムーズに始められたが、開始当初から受け入れ規模が大きくなることはなく、「なにか農業以外の仕事をしたい」という希望を充分満たしていないと感じていた。

6 次産業化への挑戦として大きな転機となったのは、2012 年に東京農業大学オホーツクキャンパス内にある「オホーツクものづくり・ビジネス地域創成塾」⁶⁴（以下、創成塾）を受講し、商品開発について学ぶこととなったことからである。

表 31 に示したとおり、2018 年度までにおける創成塾の成果は、修了生延べ 128 名、新商品開発が 47 商品、新事業創出が 13 事業となっており、2019 年度にも 3 名が修了したため、延べ 128 名が修了しており、D 牧場の商品化や新事業成果もこれに含まれている。

表 31 創成塾受講生の成果（2009 年度～2018 年度）

| 受講生の属性 | 修了生数 (1～8 期) | 新商品開発 | 新事業 |
|--|-----------------|-------|-------|
| 第一次産業 (主に農業、酪農業、漁業) | 39 名 | 14 商品 | 7 事業 |
| 第二次産業 (主に食品製造業、醸造業、乳製品製造業、水産加工業) | 21 名 | 18 商品 | 1 事業 |
| 第三次産業 (主に飲食店、サービス業、福祉、公務員、農業改良普及センター) | 65 名 | 15 商品 | 5 事業 |
| 合計 | 125 名 | 47 商品 | 13 事業 |

資料：東京農業大学オホーツク実学センターの内部資料（2019 年 4 月）より作成。

D 氏が受講したきっかけは、夫が「和牛を使った加工品を作りたい」と発言したことからであり、最初は夫婦そろって受講しようとしていたが、最終的には妻のみが参加することとなった。

創成塾 3 期生の時、和牛を使った加工品を開発すると、その年の 2012 年には牛肉ウインナーとフランクの製造を北海道大空町にある大空フーズに委託するまでに至った。翌年の 2013 年には、100 万円をかけて小さな小屋を建設し、直売所をオープンする。その後も創成塾での

受講は継続し、創成塾5期生まで延長し、結果として合計3年間大学へ通った。これらの学びから、自分で加工品を販売すれば付加価値がつき、商品を高く売ることができることを知り、カフェで加工品を使ったメニューを提供しようという発想に至る。そして、2015年11月に自宅の1階部分を約1,000万円かけて改装し、カフェをオープンした。これでようやくD氏の「なにか農業以外の仕事がしたい」という長年の希望が叶った。加工品の製造を始めた初年度は、年間で2頭分を加工していたが、すべて売ることができず賞味期限切れによる廃棄が多く出てしまっていた。しかし、イベントの参加を重ねると、口コミやメディア等で取り上げてもらうことでだんだんと知名度を上げていき、現在は3頭分を加工しても廃棄分がほとんど出ないくらいの売り上げに成長した。さらに近年では、精肉が不足気味になるまでになっている。

事業を継続していると、子どもたちにも変化が現れた。2017年、次女が就職活動の合間に帰ってくると、家の仕事を手伝うようになり、労働力にゆとりができた。人手が増えたことで、カフェの運営もゆとりができると、新たな事業として東京農業大学の学食でのランチ営業を開始した。現在、次女は町外に引っ越し、手伝うことはなくなったが、D牧場が新しい事業を始める大きな転換点となったことは間違いない。



写真 1 カフェの内装 1



写真 2 カフェの内装 2

(1) グリーン・ツーリズム研究会への参画

D牧場では、加工品の製造だけでなく、ファームステイの受入も行っている。津別町には、2009年からグリーン・ツーリズム研究会というファームステイの受入を仲介する組織があり、D牧場はそこに加入している。D牧場の取り組みを取り上げる前に、まずはその組織の来歴を簡単に説明しておきたい。

発足のきっかけとなったのは、2005年ごろに津別町内の農家が旅館業として農家民宿を開業したことである。2009年に、その農家が中心となって、研修生などの教育目的の宿泊者を受け入れることを目的とした、グリーン・ツーリズム研究会が発足した。事務局は、津別町役場の農政課が担っている。発足後も活動を広げるものの、2018年11月の時点で研究会への加入者は約20経営体であり、現在はその数は減少傾向にある。研究会の代表は津別町内の畑作農家の経営主が務めている。参加者は、3経営体が宿泊業者で、その他が酪農と畑作農家で構成されている。

D 牧場も発足時から現在までグリーン・ツーリズム研究会に参加しているが、ファームステイの受け入れを開始したのは、この研究会の発足以前からであった。始めたのは D 氏が結婚した次の年である 1987 年からであり、船橋市との姉妹都市交流事業として、1 年ごとに交換留学生のような形で実習生を受け入れていた。

現在は、一部屋の空き室を提供し、施設は簡易宿所として登録している。グリーン・ツーリズム研究会で紹介される高校生や短大生の受入と、D 牧場に直接依頼の来る実習生の受入を継続している。体験してもらう内容は牛舎での作業が中心で、作業内容は朝夕の給餌、床替え、牛舎内の清掃などである。



写真 3 グリーン・ツーリズムの体験

(2) 次女の U ターンで新たな事業に挑戦

2017 年に東京で会社員として働いていた次女が転職するため津別町へ一時的に帰省すると、D 牧場の状況が大きく変わることとなる。当時、次女には次の職に就くまでの期間限定というつもりで農作業を手伝ってもらっていた。期間限定といっても牛舎の仕事は毎日こなし、カフェやイベントでの仕事では、彼女の今までの経験が活かされ、牧場全体を通して助かっていたという。次女が帰ってきたことから、引き受ける仕事も増えていった。その一つに学食の運営がある。労働力に余裕ができカフェの運営にもゆとりができていたころ、東京農業大学オホーツクキャンパスから、食堂の使っていない調理場を利用して大学生に学食の提供をしないかとの誘いを受けた D 氏は、次女の助けを借りながら、引き受けることを決断した。その後、週に 1 回、次女と D 氏の 2 人で学生に向けてカフェのメニューを提供することとなった。次女の活躍は D 氏の事業展開の背中を押すこととなったが、2021 年 9 月に彼女は結婚し D 牧場を離れることとなったため、現在は夫婦 2 人で経営している。



写真 4 食堂の委託調理



写真 5 学食のメニュー

表 32 D 牧場の変遷 [2] _6 次産業化への挑戦

| 年 | 出来事 |
|-------------|---|
| 1998 年 | D 氏がアロマ・コーディネーターの資格を取得 食品衛生管理者の資格を取得 |
| 2009 年 2 月 | D 牧場が旅館業法簡易宿所の許可を取得 |
| 2009 年 | GT 研究会設立、同時に受け入れを開始 |
| 2010 年頃 | 設備投資と土地購入の借金を返済する |
| 2012 年 4 月 | D 氏が創成塾 3 期生として入塾、加工品の開発を始める |
| 2012 年 | 牛肉ウインナーとフランクの製造を大空フーズに委託する |
| 2013 年 9 月 | 直売所をオープン |
| 2014 年 4 月 | 妻が創成塾 5 期生として入塾 |
| 2015 年 | 加工品の製造元を吉川産業（株）に変更 |
| 2015 年 11 月 | カフェをオープン |
| 2016 年 | 北海道女性農業者倶楽部（マンマのネットワーク）に参加 |
| 2017 年 | 次女が U ターンで戻ってくる |
| 2018 年 4 月 | 大学の学食でカフェのメニューを提供 |
| 2019 年 | 女性・高齢者チャレンジ活動表彰で最優秀賞受賞 |
| 2021 年 9 月 | 経済産業省の中小企業持続化補助金に採択される |

資料：ヒアリング調査より作成（2021 年 10 月調査）。

（3）現在の六次産業化への取り組み

次に現在行っている六次産業化の実態をみると、加工品の委託製造先は、遠軽町にある吉川産業（株）で、商品はウインナー、フランク、ジャーキー、コールドビーフ、ローストビーフである。ウインナーとフランクは、精肉として売りにくい部位を加工品にしており、加工による付加価値化を実現している。委託製造の方法は、加工業者に成形料と加工料を払い商品を買戻すという形をとっている。それらの委託料に関しては表 33 に一覧で示している。成形料はどの加工品にも 1 kg あたり一律で 200 円がかかり、加工料は品目で異なる。これに送料を含めたものを委託料として支払っている。

表 33、表 34 に加工品の販売価格と販路先の割合を示している。買戻した加工品の主な販路は、フランク、ローストビーフはカフェで使われ、ウインナー、フランク、ビーフジャーキーは津別町のふるさと納税の返礼品として使われている。加工品全種類はもちろん

精肉もパック詰めをしており、電話や直売所で直接購入が可能である。



写真 6 加工品直売所



写真 7 左から、ウインナー、フランクフルト、ローストビーフ

表 33 加工品の委託料

| 成形料 (円/kg) | 加工料 (円/kg) | |
|------------|------------|-------|
| 200 | ローストビーフ | 850 |
| | ビーフジャーキー | 2,600 |
| | ウインナー、フランク | 1,000 |

資料：ヒアリング調査（2020年2月）より作成。

表 34 加工品の価格と販路先

| 商品名 | 価格（直売） | 販路の割合 |
|---------|--------------|-----------------|
| | | （ふるさと納税：個人販売など） |
| ウインナー | 130g / 600 円 | 5:5 |
| フランク | 130g / 600 円 | 6:4 |
| ジャーキー | 30g / 600 円 | 2:8 |
| コーンビーフ | 50g / 600 円 | 3:7 |
| ローストビーフ | 100g / 600 円 | 8:2 |

資料：ヒアリング調査（2020年2月）より作成。

カフェは、週1日土曜のみの営業であるが、地域の人に限らず町外からも老若男女が利用するカフェとなっており、そこでは、加工品をメニューに加えて提供している。現在取り扱っているメニューは、ホットドック、ローストビーフ、ヤキニクドック、ウインナーパン、菓子パンである。

カフェを始める前は、流水牛は専ら東京市場に出荷・消費されており、地元の人が食べられる機会がなかった。このことから D 氏は、地元の人にも津別町の“牛飼い”を身近に感じてもらうため、我が家の牛肉を食べてもらいたい、という思いが芽生え、自宅を改装しカフェを開業する。使うものは、自分の家で育てた和牛とホルスタインの交雑種で、市場よりも低価格での提供を実現している。使用しているのは経産牛であるが、出産を1回しかしていない若い牛を使っているため、味が濃くも肉質も柔らかい。品質は出荷する和牛と遜色ないという。カフェの開業は、結果的に地産地消にも寄与することとなった。



写真 8 左から、ヤキニクドック、ローストビーフドック、ホットドック



写真 9 D 氏ご夫婦

(4) With コロナ時代に向けた取り組みと今後の展望

2020年に新型コロナウイルスが日本に蔓延すると、カフェの経営にも変化が求められた。コロナ禍になったばかりのころは、休業や営業再開を繰り返していたが、現在はテイクアウトを増やし緊急事態宣言下でも営業を継続している。この転換が功を奏し、カフェの利用客数が以前よりも増えたという。このことを受けて、今後テイクアウト中心のカフェへ業態転換することを決意し、2021年9月に経済産業省の中小企業持続化補助金の採択を受けた。

現在はその準備期間中であるが、予定では2022年4月までに補助事業を終えることとなっている。

今後の計画としては、カフェの運営は、週1回から、週3回に営業日を増やし、直売所の運営は、インターネットでの通信販売も加える予定である。1人アルバイトの雇用を増やし、コロナに負けず、6次産業化をさらに拡大していくことを語っていた。

第4節 小括

大規模専業農家地帯である北海道津別町に嫁いだ、D氏が今までどのようにして家族経営の中で地位向上をはかり、自己実現してきたのかを検討する。

(1) 学ぶ機会とネットワーク形成の重要性

農村女性が主体的となった事業を行うためには、農業の知識を得るといった機会が重要となる。農業女性の多くは地域外から嫁いできた人が多く、結婚後は家事育児に時間を取られ、家業である農業は補助的な作業に従事することが多い⁶⁵⁾。農家に嫁ぐだけで、農業の知識が深まるとは限らない。

そこで、家業以外にも農業についての知識を得られる機会が必要となってくる。D氏は、JA女性部などの集まりや、創成塾での人とのつながりがきっかけで、加工品の開発に踏み込むことができたと話す。創成塾のような学ぶ機会や、女性部のような女性同士のネットワーク形成が農村女性たちのエンパワーメントを高め、新しい事業への大きな後押しになると考えられる⁶⁶⁾。

また、学びの機会を作ることは、知識を得る以外にもメリットがある。北海道の農家は、集落としての機能が気薄なことや、散居制の家屋が多く、農村女性に孤独感が募る可能性が大きい。しかし、創成塾に通うことで、農業以外の様々な業種の人と出会い連帯感が生まれることで孤独ではなくなり、生きがいにつながる。また、新たな人間関係が作られることで視野が広がり新しい事業の構想も芽生えるきっかけとなる。将来の展望として、学生と一緒に学食を提供したいということを述べていたことを振り返ると、今までの人間関係とは違う、学生との交流ができたことによって、新しい発想が生まれたと考えられる。

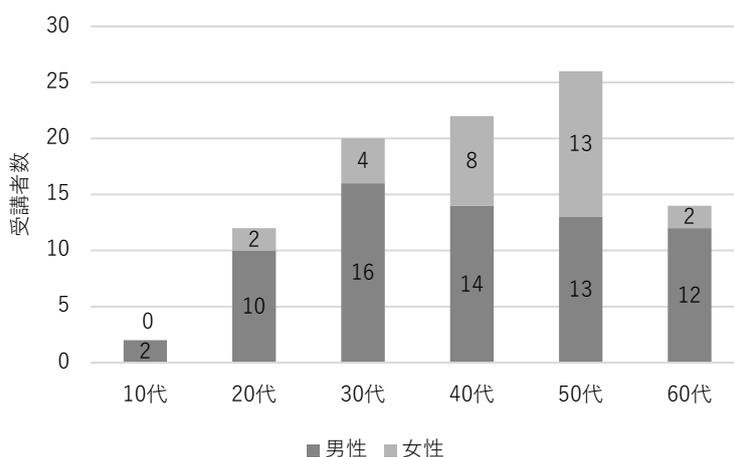
これらの意味でも、創成塾の受講は、D氏にとって大きな転換点となったといえる。

(2) 農村女性の活躍には子育てが大きな転換点となる

女性の活躍にとって、子育てにかかる時間が減るというタイミングは大きな転換点となる。図19は、東京農業大学の創成塾受講者を年代と性別で分けて示したグラフである。これを見ると、男性は20歳代から60歳代にかけて受講生の数は横ばいを示しているのに対し、女性は50歳代にかけて増加傾向を示している。これは、50歳代の母の子どもたちが自立するタイミングであり、時間にゆとりを持った女性たちが新しい挑戦として創成塾を受

講しているともみてとれる。

D氏の事例を見ても、農村女性の活躍を考えると、「子育て」が大きなキーワードとなることが分かる。子育てがひと段落した高齢女性であれば、彼女たちの意欲を後押しするサポートが必要であり、子育て世代の女性であれば、まずは子育てへのサポートが必要になることが考えられる。



注) 第1~3期生の入塾時点の年齢、職種で作成。
資料：東京農業大学オホーツク実学センターの内部資料（2019年4月）より作成

図 19 受講生の年齢別男女比

(3) “自己の財布”を持つことでの心の変化

農村女性は家事や育児、家庭菜園など、アンペイドワークを担うことが多い。ところが、起業などで“自己の財布”を持つことによって、自己の労働に対する正当な評価をえられることとなる。このことは、農村女性の自立へ重要な役割をもつと言える⁶⁷⁾。

D牧場でも同様の変化がみられていた。直売所の運営までは、経済的な管理はすべて夫が担当していたため、D氏が何か欲しいものがあるときは夫の許可が必要となっていた。しかし、カフェを始めると、個人の口座を持つこととなり、買いたいものもその中でやりくりして許可を得ずに買うことができるようになった。結果として、カフェで必要なものの経費の支出は事後報告でも良くなったことから、気持ちとして開放されたという。

カフェの350万円という収入は農業収入と比べると一見少額に感じるが、D氏の自己実現を得ることに繋がると考えると、小さな収入でも大きな意味を持つこととなった。専従者給与としても350万円近く得ていても、与えられるお金と、自らが主体的に働いて得たお金とでは、農村女性にとって価値の大きさが異なるといえる。D牧場の六次産業化は、女性が“完全自立”するという事例ではないが、女性が財布を持つことで、地位向上と生きがい実現論につながるということが分かる事例である。

これまでの農村女性の研究として、兼業農家による女性の自立的活動に着目することが多かった。しかし、今回の事例は北海道の専業農家の中で、収益を目的とした起業化を行う

ことで、6次産業化による経営内の分業が女性の自立化を促す事例としてとらえることができる。このことがすぐに一般化できるとは言い切れないが、農業経営内での6次産業化や起業を通じた農村女性の自立化を促すきっかけになる新たな事例と考えられる。

[注釈]

62) 女性・高齢者チャレンジ活動表彰とは、北海道が主催している表彰であり、農業経営の改善や起業化、農村生活の充実、地域の振興などのために積極的に活動している北海道内の女性農業者や高齢者のグループ又は個人等を表彰し、その活動成果を広く紹介するためのものである。この事業のはじまりは、1998年から開始した「農村の暮らしと地域を活かす女性・高齢者グループ表彰」であり、2008年に「女性・高齢者チャレンジ活動表彰」と名称を変更し、現在も続いている。

63) 畜産基地建設事業について、北海道農務部農政課は「畜産基地建設事業は、未利用、低利用の土地が存在する地域において、近代的な畜産物の濃密生、産団地を建設し、大型畜産経営群の創設を図ることにより、農畜産物の安定的供給と農業経営の合理化に資することを目的として進めているものである。」と説明している。計画は1978年から始まっており、1984年に全事業が終了する。

北海道農務部農政課「畜産基地建設事業について」<https://hlgs.jp/archive/ralm_14-01.pdf>

64) 「オホーツクものづくり・ビジネス地域創成塾」について、D氏の転機となった創成塾について、触れておきたい。創成塾とは、東京農業大学オホーツクキャンパスが実施機関となっている人材育成プログラムである。最終的な目的は、地域資源を利用した高付加価値型の新商品開発や起業化・事業化を促進し、同業種連携・異業種連携の強化、新産業創出、雇用の拡大につなげることである。プログラムは、地場産品を利用した食品開発に関する知識・技術力・創造力を身に着けたための内容で構成されており、その特徴は、商品開発のみならず、ビジネスやマーケティング能力も養成する点にある。なお、この点に関しては、菅原優・末松広行・小川繁幸・黒瀧秀久「農業・食品製造業における事業の多角化と産学連携・人材育成の意義－北海道オホーツク地域を事例として－」『オホーツク産業経営論集』東京農業大学産業経営学会、2020年3月、pp.29-41を参照のこと。

65) 渡辺めぐみ『生きがいの戦略 農業労働とジェンダー』有信堂、2009年を参照のこと。

66) 秋津元耀・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー女性と地域への新しいまなざし』昭和堂、2007年を参照のこと。

67) 靄理恵子『農家女性の社会学』コモンズ、2007年を参照のこと。

第6章 農家女性へのヒアリング調査 ー網走市ー

前章では、D氏の事例を通して、オホーツク地域における農家女性のエンパワーメントの事例についてみてきた。D氏は夫婦協働によって活躍しているため、専業農家地帯での先進事例と言えるが、実際にD氏のような起業活動ができる女性は少ないのが実情である。そこで、専業農家で男性が経営主である農家を対象に、農家女性がどういった場面で自立が阻害されているのか、またその阻害要因に対して農家女性自身はどう感じているのか、北海道網走市の農家女性に行ったヒアリング調査をもとに明らかにしていきたい。

第1節 研究方法

(1) ヒアリング調査の方法

網走市の農家女性5名にヒアリング調査を行った。各対象者に、E～Hのアルファベットを割り当てている。対象者の選定方法は、利用組合に加入している女性と加入していない女性、後継者の嫁と経営主の妻とを比較できるように選んだ(表36)。対象者には事前に前章のアンケート調査に回答してもらったうえで、その回答用紙を見ながら内容について質問する形式をとった。

(2) イエ・ムラ規範の検証方法

① ムラ意識に関するアンケート調査

第4章のアンケートに、「農村における男女の状況について」の項目があり、事前にそれに回答してもらったうえで、ヒアリング調査によってその詳細を聞き取った。質問項目については、章末のアンケート用紙内の問15～18を参考いただきたい。

② イエ意識に関するアンケート用紙

イエ意識を検証するため、第4章のアンケートとは別のアンケート用紙に回答してもらった。このアンケートには農家女性だけでなく、農業経営に関わる家族員を対象とした。アンケートの質問項目は、梶井功が実施したアンケート⁶⁸⁾を参考にしており、表35に示した。これらの質問について賛成する場合は①、反対する場合は⑤の5段階で評価してもらった。こちらも詳細は章末のアンケート用紙を参考いただきたい。

以上の回答に対して、イエ意識⁶⁹⁾が高い回答を5点、低い回答が1点となるように得点を付けた。各質問項目に対する得点のつけ方に関しても、表35に示した。

表 35 イエ意識の質問項目と得点表

| | 質問項目 | ①の得点 |
|------|---|------|
| (1) | お墓守や先祖のまつりは絶やしてはならない。 | 5 |
| (2) | わが家はたとえ規模を縮小しても農家として永続させたい。 | 5 |
| (3) | 家の跡取りは、長男であるべきだ。 | 5 |
| (4) | 子どもがいないときには、養子をもらうなどして家を絶やさないようにすべきだ。 | 5 |
| (5) | 家の存続よりも、今は個人の生活が大切である。 | 1 |
| (6) | 子どもがよそへ行ってしまい、家の跡取りがいなくなるのもやむを得ない。 | 1 |
| (7) | 家の跡取りは、兄弟の順や男女にこだわらなくてよい。 | 1 |
| (8) | 農家の跡取りは、結婚後は親と同居する方がよい。 | 5 |
| (9) | 同居して親の面倒を見るのは、跡取りの役割である。 | 5 |
| (10) | 嫁も将来の相続のために、婚家の養父母と養子縁組をするのがよい。 | 1 |
| (11) | 家ででの重要事項の決定には、父親の意見を重視するのがよい。 | 5 |
| (12) | 会社勤めなどしていても家族の一員であるからには、土日や年休を利用して家の農作業に従事すべきだ。 | 5 |
| (13) | 農家の働き手は、会社などの給料を家に入れるべきだ。 | 5 |
| (14) | 今の法律では財産は子どもたちに平等に分けることになっているが、農家の場合、少なくとも、農地は跡取りがまとめて相続するのがよい。 | 5 |
| (15) | 先祖から受け継いだ田畑山林であっても、お金が必要なときは、手放してもよい。 | 1 |
| (16) | 自分の代には、利益にならなくても、子や孫のために土地改良をすべきである。 | 1 |
| (17) | 農業を共にやっている子供や嫁にも給料を出すべきだ。 | 1 |
| (18) | 農家の嫁の主な仕事は家事をすることだ。 | 1 |
| (19) | 事情があるなら、農業経営を断念するのも仕方がない。 | 1 |
| (20) | 親夫婦と子供夫婦は一つの財布で家計や生活費をまかなうのがよい。 | 5 |

資料：梶井功（2003）を参考に、筆者により作成した。

(3) 調査対象者の選定方法

調査対象者は5名で、それぞれの類型を表36に示した。機械利用組合⁷⁰⁾に加入しているかどうかという点と、嫁入りしたか婿入りを迎えたかという点の2点で分類した。

E農家は、機械利用組合に加入しており、経営主である長男が組合の役員を務めている。E氏は北海道内の非農家の出身で結婚を機に就農した嫁入りの農家女性である。H農家は、機械利用組合に加入しておらず農作業は家族内労働力でまかなっている。H氏は実両親から家業を受け継ぐ形で就農し、H氏の夫は結婚を機にH農家の農作業に加わっている。h氏はH農家の後継予定である長男の妻である。H氏とは嫁と姑の関係にある。h氏は現在農作業を行なっておらず、公務員としての職を持っている。調査当時は育休中であるが復職する予定である。F氏は嫁入りの農家女性で、姑の立場である。G氏も嫁入りの農家女性で、こちらは嫁の立場である。

表 36 調査対象者の類型

| | 機械利用組合に加入している | 機械利用組合に加入していない |
|-----|---------------|----------------------|
| 婿入り | — | H (56) |
| 嫁入り | E (66) | F (55)、G (42)、h (33) |

注)「—」は、該当者がいないことを示している。

注)「h」は、Hの息子の嫁を示している。

注) 数字は年齢を示している。

資料：筆者によるヒアリング調査（2021年12月）より作成した。

(4) 記載方法

対象者を「妻」、対象者の配偶者を「夫」、配偶者の親を「義父」・「義母」、対象者の子どもを「娘」・「息子」もしくは「長男」・「長女」、跡取りをする息子の妻を「嫁」と表記している。

対象者である農家女性を示している場合は「○氏」とし、その家族を示す場合は「○農家」とした。

利用組合で行っている日々の作業は「組合の仕事」、繁忙期に利用組合で行う共同作業は「共同作業」、利用組合が関与しない個人で行う仕事を「家の仕事」と表記している。

第2節 機械利用組合加入・嫁入り（E氏）

（1） 基本情報（家族構成とライフコースの概要）

① 家族構成とライフコース

表 37 は、E 氏のライフコースを示したものである。E 氏は、1955 年に生まれ、1981 年に結婚し、現在 66 歳である。1981 年に現在の経営主である長男、1985 年に双子の兄妹が生まれた。

E 氏が農作業に参加し始めたのは出産後生活が落ち着いた昭和 60 年ごろからで、義父から夫へ経営移譲をしたのが 1958 年で、夫は 2019 年に、義父は 2021 年に亡くなっているため、現在の農業経営は息子とその嫁の 3 人で行っている。2021 年の作付け品目と栽培面積は、ビートが 12.5ha、ジャガイモが 7.5ha、麦が 13.2ha、長芋が 1.7ha、センキュウが 0.5ha、小豆が 1.6ha で、今年から小豆の導入を開始し、来年からセンキュウの栽培をやめることになっている。機械利用組合に加入しており、利用組合での共同作業も E 氏が出役している。E 氏は非農家出身で、結婚前は小学校の教員だった。しかし、結婚当時は農繁期の共同作業の負担から教員の職を続けることが困難だったため結婚と同時に退職した。

表 38 は現在の E 氏の家族構成である。現在同居している家族構成員と年齢は、対象者の E 氏が 66 歳、息子である長男が 40 歳、その嫁が 40 歳、その子供が双子で長女と長男が 2 歳、合計 5 人で生活している。近年に亡くなられたご家族も含めてライフコースを聞き取りしたため、家族構成の全体図を示した図 20 も併せてみてほしい。

現在の主な農業従事者は E 氏と長男で、嫁は共同作業以外の家の仕事を E 氏と交代で担当している。この「家の仕事」とは、E 家の場合、除草作業であることが多い。

表 37 E 氏のライフコース（概要）

| | 年齢 | できごと |
|--------|------|----------------------------|
| 1955 年 | 0 歳 | 網走市外（オホーツク管内）で生まれる |
| 1977 年 | 22 歳 | 大学卒業後、就職 |
| 1981 年 | 26 歳 | 結婚、長男出産、義両親と同居をはじめ |
| 1983 年 | 28 歳 | 義父から夫へ経営移譲 |
| 1984 年 | 29 歳 | 双子の兄妹を出産（次男次女と表記する） |
| 1985 年 | 30 歳 | E 氏が本格的に農業に従事し始める |
| 2003 年 | 48 歳 | 次男と次女が進学のため別居 |
| 2007 年 | 57 歳 | 長男が就農 |
| 2006 年 | 51 歳 | 次女が就職し自立 |
| 2008 年 | 53 歳 | 次男が就職し自立 |
| 2014 年 | 59 歳 | 長男が結婚、増築し別居 |
| 2015 年 | 60 歳 | 夫が 65 歳になると長男へ経営移譲 |
| 2019 年 | 64 歳 | 夫が 69 歳で亡くなる、長男に双子の兄妹が誕生する |

資料：ヒアリング調査（2021 年）より作成。

(2) 農作業労働時間の推移

E氏は、1999年から2016年まで農作業日誌に労働時間や農作業内容を詳細に記録していた。それらのデータとライフコースと合わせてみていくことで、ライフコースの変化が農作業労働時間の増減にどのように影響するのかについて見ていきたい。

① 家族のライフコース (1999年～2000年)

まずは、E氏のライフコースについて1999年からまとめたものが表40である。1999年までは3人の子どもと同居していたが、2000年になると長男が大学進学のために別居する。2003年には次男と次女も別居するため、子どもたち全員がそれぞれの生活を別にする事となった。2006年には次女が2008年には次男が就職し経済的自立をした。2007年に、長男が家業を継ぎ、2015年、夫が農業者年金をもらう65歳になったタイミングで長男に経営移譲をした。2014年に長男が結婚し、家を増築したため長男夫婦が別居することとなったが、実際には食事や子供の世話などで一緒に生活することが多い。2019年に夫が亡くなり、同年に長男夫婦が双子の兄妹を授かる。

② 農作業時間とライフコース

図21は、月ごとの農作業時間を2000年、2005年、2010年、2015年とで比較したものである。

2000年は高校に通っているため、E氏は農作業より家事と育児を優先していたと考えられる。次に2005年を見てみると、2000年より5月と7月の農作業時間が増加している()。2005年は子ども全員が大学進学のため別居していたため、いままで家事と育児に充てていた時間が農作業に充てられたと考えられる。

2010年になると長男が就農しているが、対象者の農作業時間が減ることはない。2005年と比較すると特に6月の労働時間が増えており、2015年になると5月と7月も再び増加している。()。E氏の場合、労働時間の増加は人手不足とは関連しないといえる。家事・育児の時間が減ったため、農作業労働時間に置き換わったといえる。

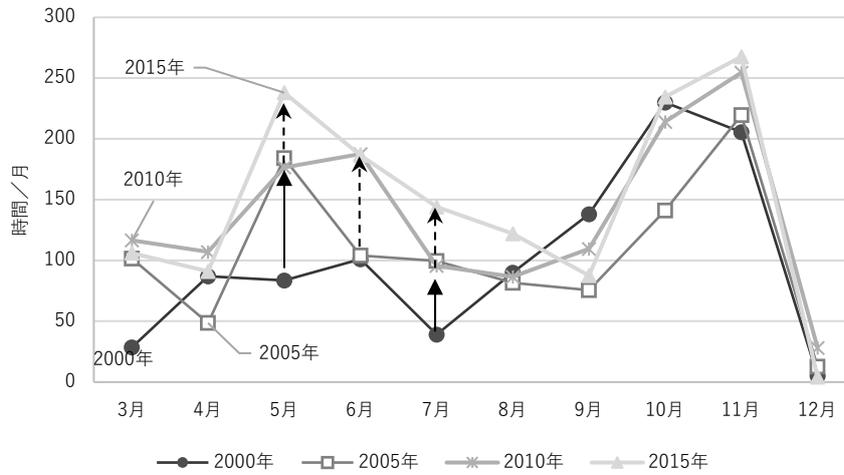
図22は、年間の合計農作業時間の推移を示したものである。2016年で急減しているが、これは通院のため農作業ができなかったと述べていた。

図23は、年間の合計農作業時間を年間の農作業日数で割ったものであり、1日当たりの平均農作業時間を示したものである。農作業日数と農作業時間ともに近似直線を加えているが、ともに増加傾向であることが分かる。

表 40 E氏家族のライフコース

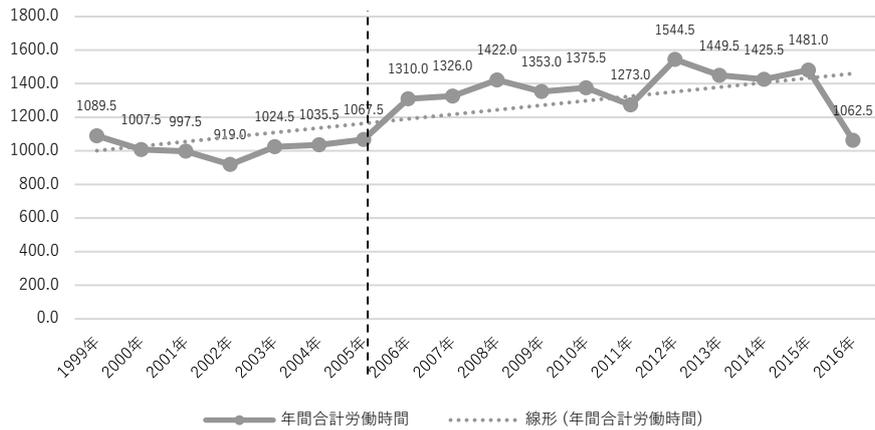
| 西暦 (年) | 年 齢 | | で き ご と | | |
|-----------|-----|----|---------|--------|--------|
| | 夫 | 妻 | 長男 | 次男 | 次女 |
| 1981 | 31 | 26 | 誕生 | | |
| 1982 | 32 | 27 | | | |
| 1983 | 33 | 28 | | | |
| 1984 | 34 | 29 | | 誕生 | 誕生 |
| 1985 | 35 | 30 | | | |
| 1986 | 36 | 31 | | | |
| 1987 | 37 | 32 | | | |
| 1988 | 38 | 33 | 小学校入学 | | |
| 1989 | 39 | 34 | | | |
| 1990 | 40 | 35 | | | |
| 1991 | 41 | 36 | | 小学校入学 | 小学校入学 |
| 1992 | 42 | 37 | | | |
| 1993 | 43 | 38 | | | |
| 1994 | 44 | 39 | 中学校入学 | | |
| 1995 | 45 | 40 | | | |
| 1996 | 46 | 41 | | | |
| 1997 | 47 | 42 | 高校入学 | 中学校入学 | 中学校入学 |
| 1998 | 48 | 43 | | | |
| 1999 | 49 | 44 | | | |
| 2000 | 50 | 45 | 大学入学 | 高校入学 | 高校入学 |
| 2001 | 51 | 46 | | | |
| 2002 | 52 | 47 | | | |
| 2003 | 53 | 48 | | 予備校に通う | 短大入学 |
| 2004 | 54 | 49 | 研修生 | 大学入学 | |
| 2005 | 55 | 50 | 大学院入学 | | 専門学校入学 |
| 2006 | 56 | 51 | | | 就職 |
| 2007 | 57 | 52 | 就農 | | |
| 2008 | 58 | 53 | | 就職 | |
| 2009 | 59 | 54 | | | |
| 2010 | 60 | 55 | | 結婚 | |
| 2011 | 61 | 56 | | | |
| 2012 | 62 | 57 | | | |
| 2013 | 63 | 58 | | | |
| 2014 | 64 | 59 | 結婚、増築 | | |
| 2015 | 65 | 60 | 経営移譲 | | |
| 2016 | 66 | 61 | | | |
| 2017 | 67 | 62 | | | 結婚 |
| 2018 | 68 | 63 | | | |
| 2019 | 69 | 64 | 双子兄妹誕生 | | |
| 2020 | | 65 | | | |
| 2021 | | 66 | | | |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。



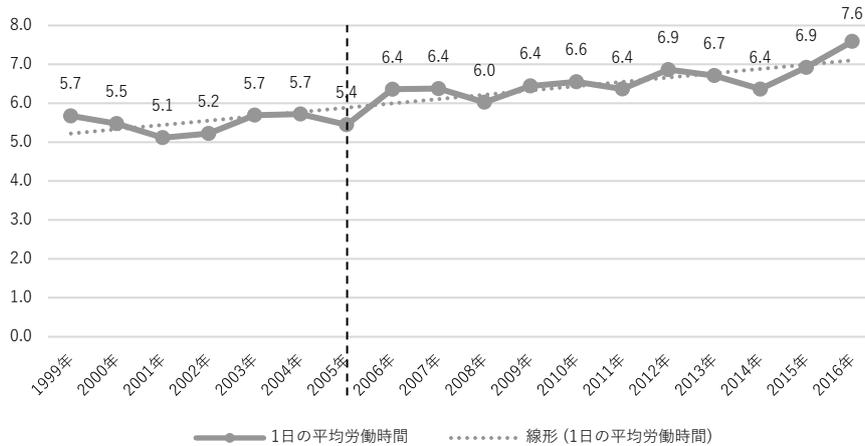
資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

図 21 E氏の年間農作業時間の比較



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

図 22 E氏の年間の合計農業労働時間の推移



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

図 23 E氏の1日あたりの平均農業労働時間の推移

(3) 農作業内容と労働時間 (2015年)

子どもの自立や直売所への出荷と、農作業時間の関連について年ごとに比較してみたが、どの年も1年を通して農作業時間は一定ではなかった。よって、次は代表的な年を抽出して、月ごとに比較し、農作業内容との関連を見ていきたい。2015年が平均的な作業ができた年であったと述べていたことから、2015年を基準として、農作業の内容とその取り組み時間について詳細に見ていきたい。2015年の時の家族構成員と農作業時間は現在と若干異なっているため、再度確認しておこう。

① 2015年度の経営形態と規模

2015年の作付け品目と栽培面積は、ビートが11.5ha、ジャガイモが10.5ha、麦が11.0ha、長芋が1.8ha、センキュウが0.5ha、小豆は当時取り入れておらず、個人で販売するために、アスパラが0.7ha、その他野菜が0.5ha、自家栽培用にさくらんぼが0.5haであった。2015年と2021年の作付面積の比較が表41である。2015年は直売所用に出荷をしていたため、アスパラと野菜の項目がある。なお、ニンジンも野菜の面積に含まれている。

表 41 E氏の作付面積の比較

| | 経営形態 | 2015年 | 2021年(参考) |
|-------|----------|-------|-----------|
| ビート | 利用組合 | 11.5 | 12.5 |
| ジャガイモ | 利用組合 | 10.5 | 7.5 |
| 麦類 | 利用組合 | 11 | 13.2 |
| 長芋 | 利用組合 | 1.8 | 1.7 |
| センキュウ | 利用組合 | 0.5 | 0.5 |
| 小豆 | 利用組合 | - | 1.6 |
| アスパラ | 個人(直売所用) | 0.7 | - |
| 野菜 | 個人(直売所用) | 0.5 | - |
| さくらんぼ | 自家消費用 | 0.5 | - |
| 合計 | | 37 | 37 |

資料：ヒアリング調査(2021年11月)より作成。

② 農作業の担当者

表42は、E氏家族の農作業分担を示したものである。役割分担の基準としては、トラクターを扱う作業に関してはすべて長男が担当しており、手でできる作業はE氏が担当している。主担当の「利用組合」とは、利用組合で行う作業であるため、長男を含め利用組合の組合員がそれぞれ担当を振り分けて作業を行っている。利用組合が関与しない家の仕事に関しては、長男の嫁と協力して取り組んでいる。利用組合の共同作業については、E氏が出役しており、嫁が出たことはまだない。

表には記載していないが、2017年度ごろまでは個人で直売所に野菜を販売していた。この時の作業分担は、直売所用の野菜の播種は夫、収穫と出荷は夫婦で共同で行っていた。営農計画など農協と関わることは夫に任せていた。

表 42 家族内の農作業分担（E氏）

| 担当項目 | | 主担当者 | 副担当者：内容 |
|-----------------------|-------|-------------------|---|
| 農作業内容の進行計画 | | 長男 | 妻 |
| 全体の作物栽培・管理 (除草も含む) | | 機械作業は 利用組合 | 手作業は妻、嫁は妻のサポート |
| 家庭菜園の作物栽培・管理 | | 妻 | 嫁は妻のサポート |
| 家庭菜園の資材の購入 | | 長男 | — |
| 生産資材の購入 | | 長男 | — |
| 収穫 作業 | ビート | 利用組合 | 妻：落ちたビートを拾う |
| | ジャガイモ | 利用組合 | 妻：落ちたイモを拾う (去年と今年は体調が優れないため実施していない) |
| | 麦 | 利用組合 | — |
| | 長芋 | 利用組合 | 妻：利用組合の共同作業で出役 |
| | センキュウ | 利用組合 | 妻：利用組合の共同作業の種切りで出役していたが、 来年は種をまかないため今年の作業はなかった |
| | 小豆 | 利用組合 | — |
| 機械作業 | | 利用組合 | — |
| 農畜産物加工・販売 | | 利用組合 | — |
| 営農計画書の作成 | | 長男 | — |
| 雇用者の管理 | | 長男 | — |
| 農作業日誌の記録 | | 自分の作業に関して、それぞれが行う | |
| 簿記記録 | | 税理士 | — |
| 財務管理 | | 長男 | — |

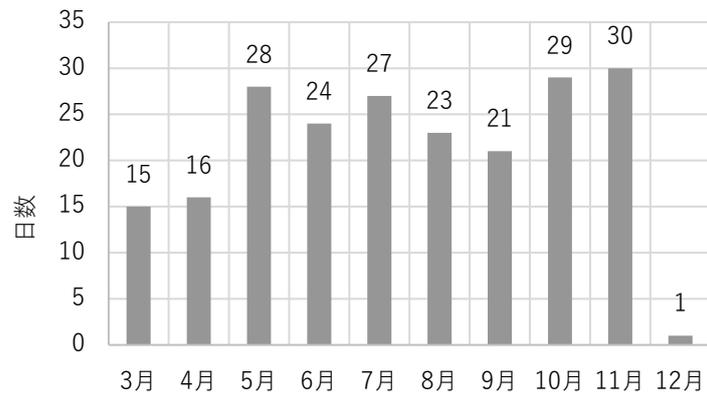
注) 主担当にある「利用組合」には長男が出役している。

資料：2021年11月のヒアリング調査より作成。長男：経営主、妻：E氏、嫁：経営主の妻

③ 農作業日数と農作業時間

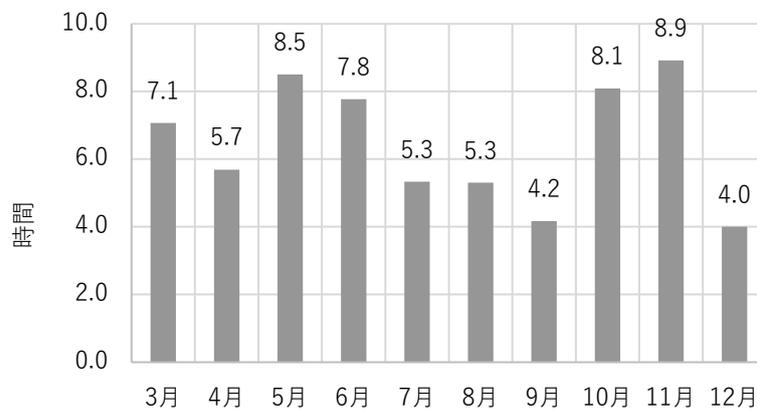
図 24 は、E 氏の農作業日数を月ごとで合計したもので、図 25 は、1 日当たりの平均農作業時間を示したものである。

これをみると、5～6 月、10～11 月は、ほぼ毎日 8 時間近く農作業をしており、7～9 月は日数は多いものの、時間は 5 時間くらいであることが分かる。春は播種、秋は収穫で利用組合の共同作業が多いことから、農作業が長時間になると考えられる。また、夏は個人で行う除草作業や直売所に出荷するための農作業が中心であるため、生活に合わせて農作業ができ、朝から晩まで出役する必要が無いいため農作業時間が少なくなっていると考えられる。



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

図 24 農作業日数（2015年）



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

図 25 1日の平均農作業時間（2015年）

④ 農作業内容と工程

農作業時間に季節性があることは分かったが、もう少し詳細に農作業内容についてみていきたい。図 26 は、E 氏の 1 年間の農作業スケジュールを示したものである。

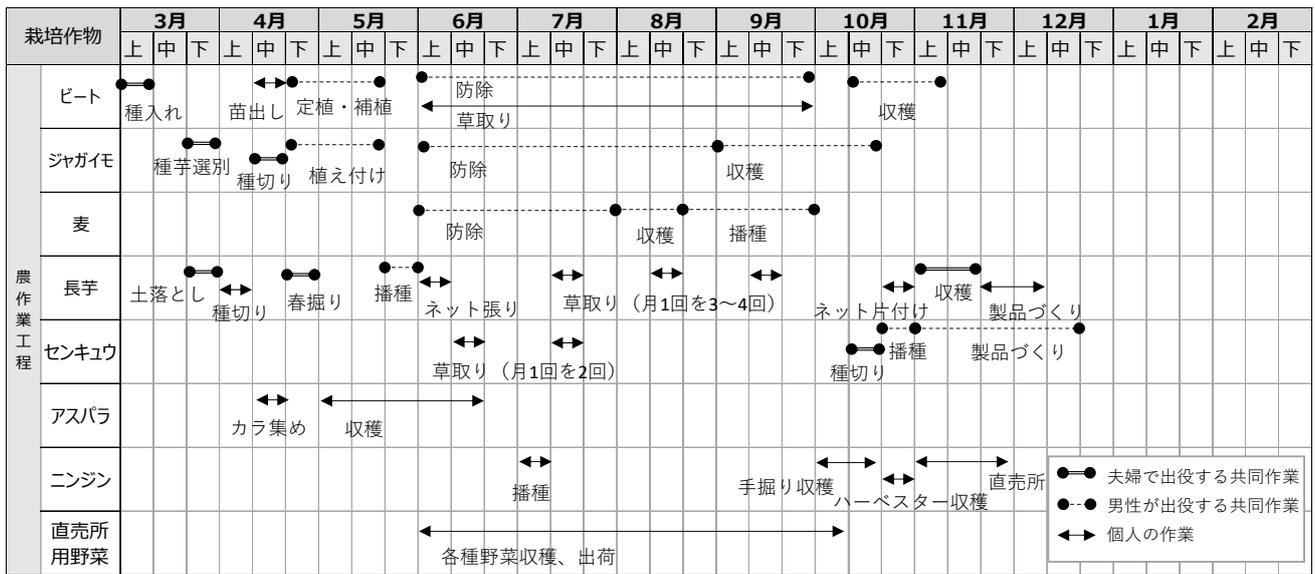


図 26 1年の農作業内容（E氏）

（4） 主体性に関する項目について

① 農業経営の方針決定と、経営状況の把握

i. 農業経営の方針決定

農業経営の方針決定の参画状況について尋ねたところ、「営農計画」、「資金借入」、「資産運用」について参画していないと回答していた。その理由は、まず営農計画に関しては、農協との協議で輪作体系が決まっているから、意見を言うタイミングが無いと述べており、資金借入と資産運用に関しては、お金に関することはすべて夫に任せていたと述べていた。

ii. 経営状況の把握

経営状況を把握しているかという質問項目については、「少しだけ把握している」との回答であった。その理由としては、経営計画については利用組合で話が進むため、女性が関わることがないと述べていた。

金銭に関わることは夫が担当しており、「今年の売り上げはよくない」などと聞くことはあっても、それが具体的にどれほど良くないのかまでは把握していなかった。

iii. 農業経営に対しての関わり方

農業経営に対しての関わり方として、結婚前も現在も「農作業が忙しいときだけ手伝いたい」と回答していた。その理由としては以下のように述べている。

—「(E氏のいる) 地域は利用組合体制で仕事が進むので農業経営に参画して来たというより農作業の一端を担ってきたという感じです。個人的に不満ではなく自分のできるところで夫をサポートして来ました。」

この発言で分かるように、利用組合体制が女性の農業への参画のハードルを高くしていると考えられる。

また、現在の地域における女性の立ち位置の変化について以下のように述べている。

—「40 年程前結婚したころは、農繁期女性の共同作業が多く勤めを続けることは不可能でした。現在は農業女性として専念して働き作物を育て報酬を得るのもひとつですし、自分の仕事を続けたり、資格や経験を生かして生活するのもひとつの生き方だと思います。ただ、家業として支え合う家族の協力する気持ちは忘れずにたいです。」
このことから、分業体制が進むことについて、ポジティブにとらえていることが分かる。

② 家族内のコミュニケーションと家族経営協定について

i. 家族経営協定

家族経営協定については締結しておらず、その理由としては「必要と思わない」ためと述べていた。

ii. 家族内のコミュニケーション

農業経営にどう関わっていくかを家族と話し合うタイミングはあったかという質問に対して、「あった」と答えている。そのタイミングについては、「子どもが生まれる時期」と「親から経営移譲をする時期」の2回あった。

③ 指導者について

「農業の知識や技術は、だれから教わりましたか」という質問については、「夫」と自由記載で、「利用組合の共同作業の時に先輩女性を見習う」と回答していた。

④ 労働報酬について

現在 E 氏は、専従者給与として経営主である長男から月額約 20 万円受け取っている。この専従者給与を取り入れたのは、確定申告が白色申告から青色申告に変わったタイミングであり、金額は税理士との相談の上決めている。使い道は E 氏が自由に使うことができ、主に、子供の教育費、日々の食費などの買い物に充てられていた。子供たちが大学進学した際の仕送りなども専従者給与から支払っていたため、当時は今よりも金額が多かった。

⑤ 利用組合の総会について

利用組合で行う仕事は基本的に男性のみで決定されて、女性はその決定に従う形で農作業が進んでいくと述べていたが、利用組合の総会は夫婦 2 人で参加しており、夫が亡くなってからも毎年出席している。家によっては夫婦と息子の 3 人で参加している家庭もあるという。ところが、1 月の末にある 4 集団が集まる「大きい総会」（広域での機械利用組合、具体的には麦の収穫作業などを共同で行う機械利用組合）となると、参加者は男性のみで、女性は懇親会にのみ参加していた。最近では懇親会に入る女性も減ってきているという。

(5) イエ・ムラ意識について

表 43 の、「地域での行事や共同作業などの運営について、女性の意見が聞き入れられていますか」という質問項目については、「一部聞き入れられている」と答えていた。また、「農村は都市部と比べ男女の性別役割意識が強いですか」という質問項目については、「今は」思わない」と回答していた。この回答について、以下のように述べている。

—「今は」思わないとしましたが、3～4世代同居が多いためずっと性別役割意識、加えて嫁としての立場意識が強かったと思います。今は家庭の差はあるでしょうが、女性自らが行動し、自由に考えを言い合える場や家庭が増えたと感じます。」

表 44 の、地域で見られることについては、「地域の集会には男性が多い」、「集落の主要な役員は男性である」、「会議などで女性が発言すると嫌われる」という項目に対しては、「はい」と回答し、「会合などの席順は男性が上座」という項目に対しては、「いいえ」と回答していた。「会合などの時、接待などは女性が行っている」については、「いいえ」との回答であったが、「主催者側が飲み物を配る程度」で接待があると追加で記載していた。

また、地域での活動に関しても以下のように述べていた。

—「子ども関連や地域の役にはずっと関わって来ていますが、出来れば役員は避けたいと考える人の方が多いのも女性が少ない理由のひとつです。」

これらの事から、近年の農家女性はイエの内部では発言権が得られるようになってきたが、それがムラの単位となると主体的に関わることを避けていることが分かる。

表 43 農村における男女の状況について (E 氏)

| 質問項目 | 回答 |
|---|-------------|
| 地域での行事や共同作業などの運営について、女性の意見が聞き入れられていますか。 | 一部聞き入れられている |
| 農村は都市部と比べ男女の性別役割意識が強いですか。 | 「今は」思わない |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

表 44 地域で見られること (E 氏)

| 質問項目 | 回答 |
|-----------------------|----|
| ①地域の集会には男性が多い | ○ |
| ②集落の主要な役員は男性である | ○ |
| ③会議などで女性が発言すると嫌われる | × |
| ④会合などの席順は男性が上座 | × |
| ⑤会合などの時、接待などは女性が行っている | × |

注) みられる場合は「○」、見られない場合は「×」で示した。

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

第3節 機械利用組合非加入・嫁入り（F氏）

（1）基本情報

① 家族構成とライフコース

F氏は網走市内で生まれ、高校卒業后市外の農協へ就職し、網走市内の自宅から通っていた。F氏の夫は高校卒業後すぐに就農していた。

F氏は22歳の結婚を機に就農、義両親との同居を始めた。義両親は60歳で農業を引退したいと思っていたことと、義母が免許を持っていなかったため、F氏は結婚と同時に就農した。農作業があるときは、子どもたちの世話は義母が担当していた。

夫が31歳の時、経営移譲をした。現在の経営主は夫であり、後継者の夫婦には毎月給与として支払っている。

長男の結婚が決まると、同じ敷地内に別棟を立てて、長男夫婦と別居した。同居を選択しなかった理由としては、長男の結婚した時期にはまだ長女が高校に通っており、同居できるスペースがなかったことと、家が古かったことからである。別居ではあるが、食事は一緒にとり、F氏が孫の世話をすることもある。

② 経営形態と規模

F氏は、家族経営で専業農家である。作付け面積は表48にまとめて示した。ビートは15ha、ジャガイモが9ha、小麦が15ha、ビール大麦が5ha、大豆が2ha、小豆が4haであった。長男は今年からカボチャやインゲン、小豆のインターネット販売を開始しており、これらの作付けを今後増やしていく可能性があるが、まだ確定していない。経営面積は現在増える予定はないが、長男の意向としては、将来的には拡大し従業員も増やしていきたいと述べている。しかし、この点も現在は確定していない。

表 45 F 農家の家族構成

| | 年齢 | 農業従事 | 扶養者 | 居住 |
|--------|----|------|-----|-------|
| 義父 | 92 | × | 夫 | 同居 |
| 義母 | 91 | × | 夫 | 同居 |
| 夫 | 60 | ○ | × | 同居 |
| 妻（対象者） | 55 | ○ | 夫 | 同居 |
| 長男 | 31 | ○ | × | 敷地内別居 |
| 嫁 | 32 | ○ | 長男 | 敷地内別居 |
| 孫 | 10 | × | 長男 | 敷地内別居 |
| 孫 | 7 | × | 長男 | 敷地内別居 |
| 孫 | 5 | × | 長男 | 敷地内別居 |
| 次男 | 30 | × | × | 別居 |
| 長女 | 27 | × | × | 別居 |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

表 46 F 氏のライフコース概要

| | 年齢 | できごと |
|-------|-----|---------------------|
| 1966年 | 0歳 | 網走市内で生まれる |
| 1984年 | 18歳 | 高校卒業、市外のJAへ就職 |
| 1988年 | 22歳 | 結婚、就農、義両親と同居をはじめ |
| 1990年 | 24歳 | 長男誕生 |
| 1991年 | 25歳 | 次男誕生 |
| 1992年 | 26歳 | 義父から夫へ経営移譲 |
| 1993年 | 27歳 | 長女誕生 |
| 2010年 | 44歳 | 長男が就農、次男が就職のため別居・自立 |
| 2011年 | 45歳 | 長男が結婚し、同敷地内で別居を開始 |
| 2012年 | 46歳 | 長女が大学進学のため別居を開始 |
| 2016年 | 50歳 | 長女が就職し自立 |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

表 47 F 農家の子どものライフコース

| 西暦 (年) | 年 齢 | | で き ご と | | |
|-----------|-----|----|---------------------|----------|------------|
| | 夫 | 妻 | 長男 | 次男 | 長女 |
| 1988 | 27 | 22 | | | |
| 1989 | 28 | 23 | | | |
| 1990 | 29 | 24 | 誕生 | | |
| 1991 | 30 | 25 | | 誕生 | |
| 1992 | 31 | 26 | | | |
| 1993 | 32 | 27 | | | 誕生 |
| 1994 | 33 | 28 | | | |
| 1995 | 34 | 29 | | | |
| 1996 | 35 | 30 | 小学校入学 | | |
| 1997 | 36 | 31 | | | |
| 1998 | 37 | 32 | | 小学校入学 | |
| 1999 | 38 | 33 | | | |
| 2000 | 39 | 34 | | | 小学校入学 |
| 2001 | 40 | 35 | | | |
| 2002 | 41 | 36 | 中学校入学 | | |
| 2003 | 42 | 37 | | | |
| 2004 | 43 | 38 | | 中学校入学 | |
| 2005 | 44 | 39 | 市内の高校入学 | | |
| 2006 | 45 | 40 | | | 中学校入学 |
| 2007 | 46 | 41 | | 市内の高校入学 | |
| 2008 | 47 | 42 | 市外の農業大学校入学 | | |
| 2009 | 48 | 43 | | | 市内の高校入学 |
| 2010 | 49 | 44 | 就農 | 就職（別居開始） | |
| 2011 | 50 | 45 | 結婚、孫誕生、 敷地内で別居開始 | | |
| 2012 | 51 | 46 | | | 大学入学（別居開始） |
| 2013 | 52 | 47 | | | |
| 2014 | 53 | 48 | 孫誕生 | | |
| 2015 | 54 | 49 | | | |
| 2016 | 55 | 50 | 孫誕生 | | 就職 |
| 2017 | 56 | 51 | | | |
| 2018 | 57 | 52 | | | |
| 2019 | 58 | 53 | | | |
| 2020 | 59 | 54 | | | |
| 2021 | 60 | 55 | | | |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

表 48 F 氏の 2021 年度作付け面積 (ha)

| | |
|-------|---------|
| ビート | 15 |
| ジャガイモ | 9 |
| 小麦 | 15 |
| ビール大麦 | 5 |
| 大豆 | 2 |
| 小豆 | 4 |
| 家庭菜園 | ハウス 1 棟 |
| 合計 | 50 |

注) 毎年の変動があるため平年の概算を記載している。
資料: ヒアリング調査 (2021 年 11 月) より作成した。

(2) 農作業内容と労働時間

① 農作業の担当者

農作業の進行計画は、現在は長男が主担当となっているが、長男が就農する前は夫が主担当となっていた。管理作業は、機械作業については主に長男が行い、除草のための手作業については長男が声をかけたタイミングで家族総出となっていく。生産資材の購入は、夫が中心に行っている。

麦類と大豆の刈り取りはコンバインを使うため、利用組合で機械を共同購入し、収穫は共同作業を行っている。他にも、今年まではビートの播種作業も共同で行っていたが来年度から個人で別々に行うこととなった。農産物はすべて農協を通して出荷しており、農協とのやり取りは夫が担当している。

農作業分担の決め方については、夫が中心になって決めている。最近は長男が言えるようになってきた。農協と関わることに関しては夫が担当しており、環境整備などの地域活動に関しては家族全員で参加している。

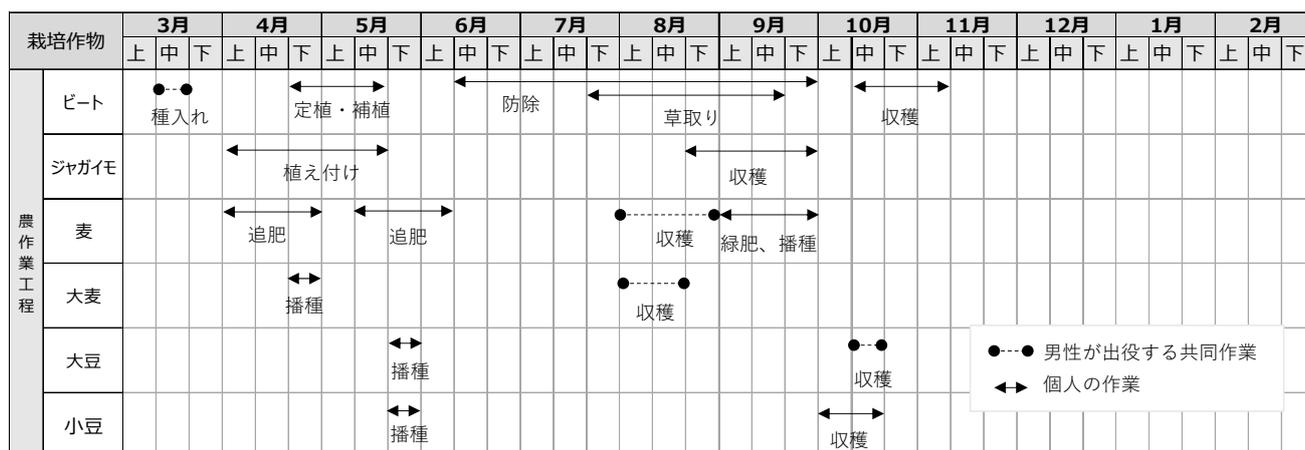
表 49 農作業分担 (F氏)

| 担当項目 | | 主担当者 | 副担当者 |
|-----------------------|-------|-------------|---------------------|
| 農作業内容の進行計画 | | 長男 | 夫 |
| 全体の作物栽培・管理 (除草も含む) | | 機械作業は主に長男 | 長男が計画し、 家族がそれに従う |
| 生産資材の購入 | | 夫 | 長男 |
| 家庭菜園の作物栽培・管理 | | 妻 | × |
| 家庭菜園の資材の購入 | | 妻 | × |
| 収穫作業 | ビート | 長男 | 妻 |
| | ジャガイモ | 長男 | 妻、嫁 |
| | 小麦 | 長男、夫 (共同作業) | × |
| | ビール大麦 | 長男、夫 (共同作業) | × |
| | 大豆 | 長男、夫 (共同作業) | × |
| | 小豆 | 夫 | 長男、妻 |
| 機械作業 | | 長男、夫 (同程度) | 妻 |
| 農畜産物加工・販売 | | すべて農協に出荷 | × |
| 営農計画書の作成 | | 夫 | 妻 |
| 雇用者の管理 | | × | × |
| 農作業日誌の記録 | | 夫 | × |
| 簿記記録 | | 夫 | × |
| 財務管理 | | 夫 | × |

資料：ヒアリング調査 (2021年11月) より作成した。

② 農作業内容と工程

夫は役職についているため、会議などで家を離れることが多い。そのため長男より労働時間が少なくなっている。

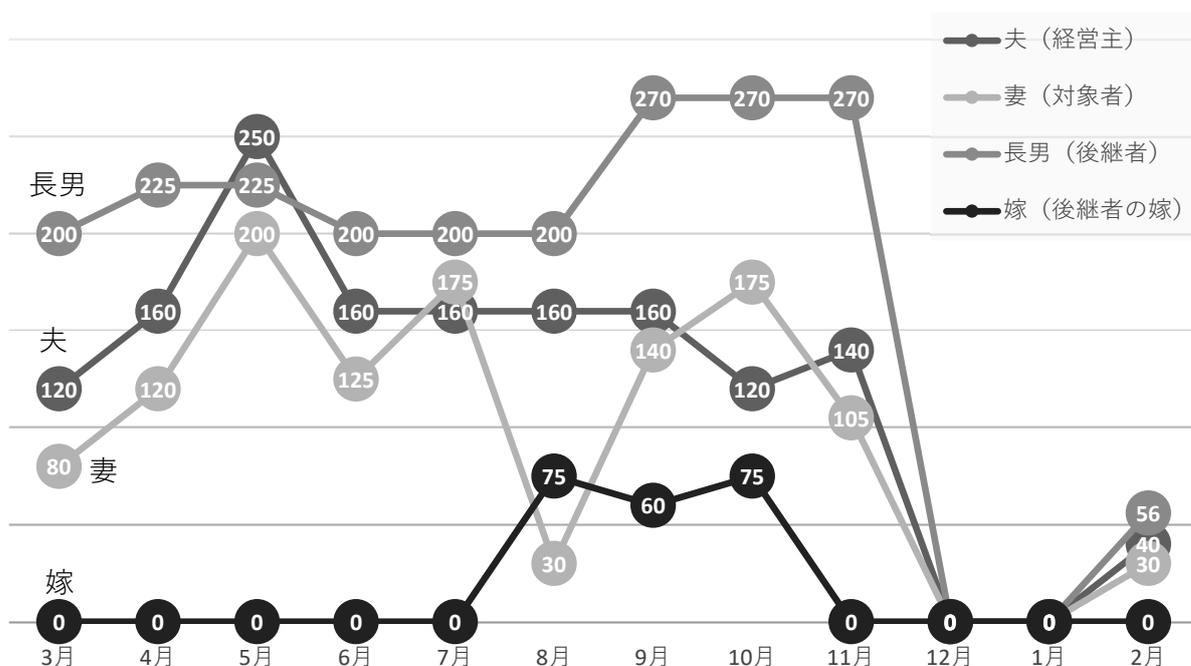


資料：ヒアリング調査 (2021年11月) より作成した。

図 27 農作業工程 (F氏)

③ 農作業日数と農作業時間

図 28 は、F 農家における農作業労働時間を月ごとに集計したものである。長男の労働時間が一番多く、ついで F 氏の夫が多い。一番少ないのは F 氏の長男の嫁で、理由は子育てに専念しているためである。



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

図 28 月別の総労働時間（F 農家）

(3) 主体性に関する項目について

① 農業経営の方針決定と、経営状況の把握

i. 農業経営の方針決定

農業経営の方針決定への参画について尋ねた質問項目については、「営農計画」と「農業計画」と「農作業の役割分担」に関しては「経営主に相談された時だけ意見を述べる」と述べており、「新規投資（土地・施設・機械購入）」と「資金借入」と「資産運用」については「参画していない」と述べていた。

ii. 経営状況の把握

経営状況を把握しているかという質問項目については、「把握していない」との回答であった。「金額を把握しておらず、収支を見ることはない」と述べていた。

iii. 農業経営に対しての関わり方

農業経営に対しての関わり方として、結婚前は「農業には関わりたくない」と回答していたが、現在は「経営方針は夫あるいは親などが主に行うが、自分の意見も反映したい」と述

べていた。変化した理由としては、夫一人で農業経営がすべて完結してしまうことに違和感があったため。徐々に変化していった。今後は、もうすぐ長男の代となる予定で、長男は妻とコミュニケーションが取れていることから、もっと関わり方が変わって行くだろうと述べていた。

② 家族内のコミュニケーションと家族経営協定

i. 家族経営協定

家族経営協定については締結しておらず、その理由としては「夫が把握していない」ということと「家族経営協定のメリットが分からない」と述べていた。

ii. 家族内のコミュニケーション

農業経営にどう関わっていくかを家族と話し合うタイミングはあったかという質問に対して、「なかった」と答えている。理由は、妻は反論せず従うべきという雰囲気の家や家族内にあったためと述べている。

③ 指導者について

「農業の知識や技術は、誰から教わりましたか。」という質問に対しては、「夫」と、「農協女性部・地域婦人会」と回答していた。

④ 労働報酬について

現在 F 氏は毎月決まった額を専従者給与としてもらっている。専従者給与は夫に経営移譲してからもらうようになった。経営移譲する前は夫から生活に使う分だけもらうという形で支払っていた。現在の専従者給与の金額は月に 22 万円で、金額は生活にかかる金額を夫婦で話し合っただけで決めた。専従者給与の使い道は主に生活費と養育費で、使い道は 22 万円の範囲であれば妻の判断で自由に使うことができた。しかし、大学の入学金など金額が大きくなる出費がある場合は相談の上、専従者給与とは別に支払っていた。

F 氏は経営主からの専従者給与以外で得ている収入はない。

(4) イエ・ムラ意識について

① イエ意識

イエ意識に関する発言としては、「結婚した当時は、いつの時代の家に来たのかわからないという印象を持っていた。同じ市内出身であるが、ここまで違うとは思わなかった。」と述べていた。結婚前から嫁に来たら農作業をしてもらわないと困るといわれて嫁にきたという経緯があった。

結婚当初は周囲に農家出身の嫁しかおらず、非農家出身の農家女性は F 氏くらいだったという。当時は女がものをいうと生意気、ハイと言わないと生意気と言われた。しかし近年は、昔体質な家から、少しずつ変わって行った。とくにきっかけがあったわけではなく、徐々に変化していった。現在は祖父母世代があるのでまだ少し残っているが、自分の嫁世代にはもう影響がなくなっていると考えている。

② ムラ意識

「地域での行事や共同作業などの運営について、女性の意見が聞き入れられていますか」という質問項目については、「ほとんど聞き入れられていない」と答えていた。また、「農村は都市部と比べ男女の性別役割意識が強いと思いますか」という質問項目については、「そう思う」と回答していた。

地域で見られることについては、「地域の集会には男性が多い」、「集落の主要な役員は男性である」、「会議などで女性が発言すると嫌われる」、「会合などの席順は男性が上座」、「会合などの時、接待などは女性が行っている」というすべての質問項目に対して、「はい」と答えていた。

表 50 地域で見られること (F 氏)

| 質問項目 | 回答 |
|-----------------------|----|
| ①地域の集会には男性が多い | ○ |
| ②集落の主要な役員は男性である | ○ |
| ③会議などで女性が発言すると嫌われる | ○ |
| ④会合などの席順は男性が上座 | ○ |
| ⑤会合などの時、接待などは女性が行っている | ○ |

注) みられる場合は「○」、見られない場合は「×」で示した。

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

第4節 機械利用組合非加入・嫁入り (G 氏)

(1) 基本情報

① 家族構成とライフコース

表 51 は、対象者の家族構成をまとめたものである。G 氏は 1979 年生まれの現在 42 歳で、2016 年に結婚し、夫は現在 51 歳である。同居している家族は夫の他に現在高校生になる子供が 2 人いる。義両親とは結婚してから同じ敷地内で別居している。農業経営は義父と G 氏と夫の 3 人で行っており、現在の経営主は義父である。いつ義父から夫に経営移譲するかはまだ明確に決まっていない。G 氏は結婚する前会社員として働いていたが、結婚と同時に退職している。結婚前も同じ網走市内に住んでいた。

表 51 G 氏の家族構成

| | 年齢 | 農業従事 | 夫が扶養している | 居住 |
|----|------|---------|----------|-------|
| 義父 | 76 歳 | ○ (経営主) | × | 敷地内別居 |
| 義母 | 70 歳 | × | × | 敷地内別居 |
| 夫 | 51 歳 | ○ | — | 同居 |
| 妻 | 42 歳 | ○ | ○ | 同居 |
| 子 | 18 歳 | × | ○ | 同居 |
| 子 | 16 歳 | × | ○ | 同居 |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。なお、年齢は2021年12月31日時点のものとする。

表 52 は、G 氏のライフコースをまとめたものである。農業に従事していたのは結婚後 2017 年からで、現在の農業従事歴は 5 年である。

表 52 G 氏のライフコース

| | 夫年齢 | 妻年齢 | | 第一子 | 第二子 |
|--------|------|------|------|--------|--------|
| 2016 年 | 46 歳 | 37 歳 | 結婚 | 中学 1 年 | 小学 5 年 |
| 2017 年 | 47 歳 | 38 歳 | 農業従事 | 中学 2 年 | 小学 6 年 |
| 2018 年 | 48 歳 | 39 歳 | | 中学 3 年 | 中学 1 年 |
| 2019 年 | 49 歳 | 40 歳 | | 高校 1 年 | 中学 2 年 |
| 2020 年 | 50 歳 | 41 歳 | | 高校 2 年 | 中学 3 年 |
| 2021 年 | 51 歳 | 42 歳 | | 高校 3 年 | 高校 1 年 |

資料：ヒアリング調査（2021 年 11 月）より作成。なお、年齢は 2021 年 12 月 31 日時点のものとする。

② 経営形態と規模

G 氏は、家族経営で専業農家である。表 53 は、G 氏の経営規模である。2021 年の作付け品目と栽培面積は、ビートが 11.82ha、ジャガイモが 5.53ha、小麦が 19.14ha、ビール大麦が 4.77ha、小豆が 6.22ha、牧草が 21.23ha で、肉牛を 36 頭飼養している。オホーツクの畑作地帯に多い、3 品（ビート、ジャガイモ、麦類）と近年オホーツク地域で増加傾向にある小豆を作付けしている。加えて、肉牛を使用しているが G 氏家族の特徴である。

表 53 2021 年度の経営規模 (ha)

| | |
|-------|----------------|
| ビート | 11.82 |
| ジャガイモ | 5.53 |
| 小麦 | 19.14 |
| ビール大麦 | 4.77 |
| 小豆 | 6.22 |
| 牧草 | 21.23 |
| 合計 | 68.71 +肉牛 36 頭 |

資料：ヒアリング調査（2021 年 11 月）より作成。

(2) 農作業内容と労働時間

① 農作業内容と工程

G 氏は、肉牛を飼養していることから、年間を通して農作業にあたっている。それに加えて畑作の作業がある。日々の農作業は 1 時間程度夫の方が多いが、基本的には夫婦 2 人で行っている。家事労働については、妻が 4 時間ほど行っているとの回答だった。反対に地域での活動は夫の方が多いたとの回答を得た。

② 農作業の担当者

基本的に農作業はすべて夫が担当している。夫婦で行う作業の時は、2人で相談しつつ仕事を決めいている。また、機械作業などで手伝ってほしいときがあれば妻から義父に連絡して来てもらうときもある。近年は、機械作業など徐々に妻ができる農作業が増えてきたと述べている。農作業への関わり方に関して、就農してから仕事の内容を理解できるようになると徐々に自分の意見も反映できるようになってきたという。家庭菜園に関する作業は義両親が担当している。

(3) 主体性に関する項目について

① 農業経営の方針決定と、経営状況の把握

農業経営の方針決定への参画について尋ねた質問項目については、「資産運用」について参画していないと回答していた。その理由は、「資産運用」していないからとのべている。反対に主体的に意見を述べることができる項目として、「農作業計画」と「農作業の役割分担」を挙げていた。これらは就農3~4年後、農作業のことが分かってきて自分の意見を言えるようになってきたと答えていた。

経営状況を把握しているかという質問項目については、「少しだけ把握している」との回答であった。しかしG氏本人は、経営状況は夫婦ですべてを把握していた方が、経営がうまくいくかもしれないと感じている。

農業経営に対しての関わり方として、G氏は「経営の方針決定は夫あるいは親などが主に行うが、自分の意見も反映したい」と回答しており、その考え方は結婚前も結婚後も変わっていない。

② 家族内のコミュニケーションと家族経営協定

夫と義両親とは、日常生活で農作業について密接に話す機会がないため、農業経営への関わり方について家族で話し合ったことはない。また、家族経営協定についても、必要が無いとG氏が判断し締結していない。

③ 指導者について

「農業の知識や技術は、誰から教わりましたか。」という質問に対しては、「夫」、「義父」、「義母」と、「農協」と回答していた。

④ 労働報酬について

G氏は、毎月専従者給与として23万円をもらっている。もらい始めたのは結婚した時からで、金額は義母と同じ額をもらっている。専従者給与の使い道は生活費や子供の養育費に充てており、毎月とくに変動がないため自分の裁量で使いことができる。専従者給与以外で得ている収入はない。

(4) イエ・ムラ意識について

「会議などで女性が発言すると嫌われる」という質問項目は見られないと回答し、ほかの回答は地域で見られると回答していた。

表 55 地域で見られること (G 氏)

| 質問項目 | 回答 |
|-----------------------|----|
| ①地域の集会には男性が多い | ○ |
| ②集落の主要な役員は男性である | ○ |
| ③会議などで女性が発言すると嫌われる | × |
| ④会合などの席順は男性が上座 | ○ |
| ⑤会合などの時、接待などは女性が行っている | ○ |

注) みられる場合は「○」、見られない場合は「×」で示した。
資料：ヒアリング調査 (2021 年 11 月) より作成。

第 5 節 機械利用組合非加入・婿入り (H 氏)

(1) 基本情報

① 家族構成とライフコース

i. 経営主の妻 H 氏のライフコース

H 氏は、両親の家業を継いだ後継者で、H 氏の夫が婿入りしたという経歴を持つ。H 氏は高校卒業と同時に実家の農業に従事していた。H 氏の夫もまだ結婚していないときは実家の農業を手伝っていた。18 歳の時から大型特殊自動車免許を持っていたためトラクターにものって作業していた。H 氏は 1985 年の 20 歳時に現在の夫と結婚した。

18 歳の時から農作業に従事していたため、農作業があるときの子どもたちの世話は H 氏の母が担当していた。夫が 34 歳の時、経営移譲をした。現在の経営主は夫であり、後継者の夫婦には毎月給与として支払っている。

表 56 H 氏のライフコースの概要

| | 年齢 | できごと |
|--------|------|------------------|
| 1965 年 | 0 歳 | 網走市で生まれる、現在の家で育つ |
| 1983 年 | 18 歳 | 高校を卒業と同時に就農する |
| 1985 年 | 20 歳 | 結婚 |
| 1987 年 | 22 歳 | 長男が誕生 |
| 1997 年 | 32 歳 | 経営移譲 |
| 2006 年 | 41 歳 | 長男が就農する |
| 2018 年 | 53 歳 | 長男が結婚する |
| 2020 年 | 55 歳 | 孫が生まれる |

資料：ヒアリング調査 (2021 年 11 月) より作成した。

ii.後継者の嫁 h 氏のライフコース

現在の経営主の妻を H 氏、後継者の嫁を h 氏と記載している。

h 氏は、網走市内に生まれ、市内の高校に進学した。卒業後近隣の大学へ進学し、看護師免許を取得すると 2011 年に道外の病院へ看護師として就職する。5 年後の 2016 年に再就職で再び網走に戻り公務員として就職する。2018 年に現在の夫と結婚するが、通勤近くの家に住んでおり、義両親とは別居している。2020 年に第一子が誕生した。2022 年には復職予定であり、子どもの成長に合わせて H 氏の方に引っ越し、就農する予定で考えている。

表 57 H 氏の家族構成

| 家族構成 | 年齢 | 農業従事 | 扶養者 | 居住 | 生まれ年 | 生まれ月 |
|------|----|------|-----|----|------|------|
| 父 | 90 | × | 夫 | 同居 | 1931 | 9 |
| 夫 | 59 | ○ | × | 同居 | 1962 | 8 |
| 妻 | 55 | ○ | 夫 | 同居 | 1966 | 1 |
| 長男 | 34 | ○ | × | 別居 | 1987 | 6 |
| 嫁 | 33 | × | 長男 | 別居 | 1988 | 8 |
| 第一子 | 1 | × | 長男 | 別居 | 2020 | 8 |

資料：ヒアリング調査（2021 年 11 月）より作成した。

表 58 h 氏のライフコースの概要

| | 年齢 | できごと |
|--------|------|--------------------|
| 1988 年 | 0 歳 | 網走市内に生まれる |
| 2004 年 | 15 歳 | 市内の高校に入学する |
| 2007 年 | 18 歳 | 高校卒業、市外の大学へ進学 |
| 2011 年 | 22 歳 | 道外の病院へ看護師として就職 |
| 2015 年 | 26 歳 | 道内の病院へ転勤 |
| 2016 年 | 27 歳 | 網走市内の公的機関へ公務員として転勤 |
| 2018 年 | 30 歳 | 結婚、別居を続ける |
| 2020 年 | 31 歳 | 育児休業、第一子出産 |
| 2022 年 | 33 歳 | 復職予定 |

資料：ヒアリング調査（2021 年 11 月）より作成した。

表 59 H氏の子どものライフコース

| | 夫 | 妻 (H) | 長男 | 妻 (h) |
|------|----|-------|----------|---------|
| 1983 | 20 | 18 | | |
| 1984 | 21 | 19 | | |
| 1985 | 22 | 20 | | |
| 1986 | 23 | 21 | | |
| 1987 | 24 | 22 | 誕生 | |
| 1988 | 25 | 23 | | 誕生 |
| 1989 | 26 | 24 | | |
| 1990 | 27 | 25 | | |
| 1991 | 28 | 26 | | |
| 1992 | 29 | 27 | | |
| 1993 | 30 | 28 | | |
| 1994 | 31 | 29 | 小学校入学 | |
| 1995 | 32 | 30 | | 小学校入学 |
| 1996 | 33 | 31 | | |
| 1997 | 34 | 32 | | |
| 1998 | 35 | 33 | | |
| 1999 | 36 | 34 | | |
| 2000 | 37 | 35 | 中学校入学 | |
| 2001 | 38 | 36 | | 中学校入学 |
| 2002 | 39 | 37 | | |
| 2003 | 40 | 38 | 市外の高校入学 | |
| 2004 | 41 | 39 | | 市内の高校入学 |
| 2005 | 42 | 40 | | |
| 2006 | 43 | 41 | 卒業後就農 | |
| 2007 | 44 | 42 | | 近隣の大学入学 |
| 2008 | 45 | 43 | | |
| 2009 | 46 | 44 | | |
| 2010 | 47 | 45 | | |
| 2011 | 48 | 46 | | 大学卒業、就職 |
| 2012 | 49 | 47 | | |
| 2013 | 50 | 48 | | |
| 2014 | 51 | 49 | | |
| 2015 | 52 | 50 | | |
| 2016 | 53 | 51 | | 網走市に転勤 |
| 2017 | 54 | 52 | | |
| 2018 | 55 | 53 | 結婚する | |
| 2019 | 56 | 54 | | |
| 2020 | 57 | 55 | H氏の初孫が誕生 | |
| 2021 | 58 | 56 | | |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成した。

② 経営形態と規模

H氏は、家族経営で専業農家である。作付け面積は表60にまとめて示した。ビートは11ha、ジャガイモが9.5ha、秋まき小麦が10ha、春まき小麦が3.5ha、ビール大麦が2ha、デントコーンが1.8haで、借用地を活用して牧草を8ha作付けしている。

表 60 H氏の2021年度作付け面積 (ha)

| 品目 | 所有地 (借地) |
|--------|----------|
| ビート | 11 |
| ジャガイモ | 9.5 |
| 秋まき小麦 | 10 |
| 春まき小麦 | 3.5 |
| ビール大麦 | 2 |
| デントコーン | 1.8 |
| 牧草 | (8) |
| 育成牛 | 70頭 |
| 家庭菜園 | ハウス1棟 |
| 合計 | 40 (14) |

注) 毎年の変動があるため平年の概算を記載している。
資料: ヒアリング調査 (2021年11月) より作成した。

(2) 農作業内容と労働時間

① 農作業の担当者

表61は、H氏の農作業分担をまとめたものである。H氏は、手作業だけでなく、ビートの端掘りやロールの回収、トラックの運転など、機械作業も多く担っている。H氏は農家の女性は免許を持っていないと手作業だけになると予想し、早々に免許を取って積極的に機械作業を行ってきた。現在は機械作業の中心は男性であるが、人手が足りなければH氏も参加する。

役割分担の決め方としては、お金に関わることは夫が中心となっており、必要に応じて息子に相談しているという。機械作業は男性が中心で、農協に関わる仕事は経営主が中心となっていた。この農作業内容に関しては昔から変わらないと述べている。つまり、子どもが小さいときは母に子どもを預けて農作業をしていた。近年は、周囲の農家を見ていると保育園か小学校に上がるまで嫁は子育て中心となっていると述べている。

表 61 農作業分担 (H氏)

| 担当項目 | 主担当者 | 副担当者 |
|-----------------------|-----------------|----------------------------|
| 農作業内容の進行計画 | 夫 | 妻、長男 |
| 全体の作物栽培・管理 (除草も含む) | 機械作業は主に夫 | 手作業は妻 |
| 生産資材の購入 | 夫 | 長男 |
| 家庭菜園の作物栽培・管理 | 妻 | × |
| 家庭菜園の資材の購入 | ハウスは夫 | 中身の資材は妻 |
| ビート | 機械作業は主に夫 | ビート拾いと端堀りは妻 |
| ジャガイモ | 機械作業は主に夫 | 機械の後ろに乗る作業は妻 |
| 麦類 | 長男、夫 (共同作業) | |
| デントコーン | 農協のコントラクター | |
| 収穫作業 | | |
| 牧草 | 夫と長男が中心 | 進行状況を見てトラックに乗る作業や、ロール集めをする |
| 機械作業 | 夫と長男が中心 | いないときには妻 |
| 農畜産物加工・販売 | | すべて農協に出荷 |
| 営農計画書の作成 | 夫 | × |
| 農作業日誌の記録 | 個人でそれぞれがおこなっている | |
| 簿記記録 | 夫 | × |
| 財務管理 | 夫 | × |

資料：ヒアリング調査 (2021年11月) より作成した。

② 農作業内容と工程

組合の共同作業があるのはビートの種入れと、麦類の刈り取りである。農家女性が出役する共同作業は、ビートの苗づくりのみとなっている。4戸から2人ずつ出役し、8名が共同で苗づくりをしている。麦刈りは2つの営農集団が合同になり共同で刈り取りをしている。出役するのは男性のみなので、女性が麦刈りに関わることはない。

| 栽培作物 | 3月 | | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | |
|----------|-----|---|----|------|-------|----|----|----|----|---|----|-----|----|---|-----|----|-----|---|-----|---|----|---|----|-----|
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 |
| ビート | ●● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ●● |
| | 種入れ | | | | 定植・補植 | | | 防除 | | | | 草取り | | | | 収穫 | | | | | | | | 種入れ |
| ジャガイモ | | | | 種芋切り | 植え付け | | | | | | | | | | | 収穫 | | | | | | | | |
| 秋まき小麦 | | | | | 追肥 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 追肥 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 春巻き小麦、大麦 | | | | | | 播種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デントコーン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牧草 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 育成牛 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料：ヒアリング調査 (2021年11月) より作成した。

図 30 農作業工程 (H氏)

(3) 主体性に関する項目について

① 農業経営の方針決定と、経営状況の把握

i. 農業経営の方針決定

農業経営の方針決定への参画について尋ねた質問項目については、すべての項目に関して「経営主に相談された時だけ意見を述べる」と述べていた。その理由は、「経営のすべてを主人に任せているため、数字も特に見ない」と話していた。

ii. 経営状況の把握

経営状況を把握しているかという質問項目については、「把握していない」との回答であった。こちらも、「経営に関しては任せている」と述べていた。

② 家族内のコミュニケーションと家族経営協定

i. 家族経営協定

家族経営協定については締結しておらず、その理由としては「説明は聞いたことあるが、難しいようで、メリットがよく分からないため」と述べていた。

ii. 家族内のコミュニケーション

農業経営にどう関わっていくかを家族と話し合うタイミングはあったかという質問に対して、「なかった」と答えている。理由としては、夫も農家出身で妻も自分の家の農業を継いでいるため、積極的に話し合いの場を設けなくてもお互いが立場を理解していたためだと考えられる。

③ 指導者について

「農業の知識や技術は、誰から教わりましたか。」という質問に対しては、「夫」、「父」、「母」、「農協」、「農協女性部・地域婦人会」、と回答していた。詳細を聞くと、「夫」は作物に関する栽培技術を教わっている。「父・母」は就農した時から一緒にやってきたためいろいろと教えてもらった。とくに母からは女性としての働き方を教えてもらい、家庭菜園も母から教わったという。「農協」は、講習会に参加することで学びが得られ、「女性部・地域婦人会」からは女性同士の雑談から学んだという。

④ 労働報酬について

現在 H 氏は毎月決まった額を専従者給与としてもらっている。専従者給与は結婚と同時にもらうようになり、現在の専従者給与の金額は月に 25 万円くらいである。金額は夫が税に関することを聞いてから夫が決めた額となっている。使い道は、生活費、子どもの養育費に充てられ、形態料金や高校までの学費もここから捻出されていた。基本的には 22 万円の範囲であれば妻の判断で自由に使うことができたが、それを超えるような額になると夫に相談して捻出していた。

H 氏は経営主からの専従者給与以外の収入として、地域の農家の手伝いをして収入を得

ているが、5～6 日間くらいであるので大きい金額にはならず、副業的な役割はもっていない。

(4) イエ・ムラ意識について

表 62 は、H 氏の地域で見られることを尋ねた結果であるが、これによると⑤以外のすべての項目で見られると答えていた。①については、地域の集会にはまず女性は参加しないと述べていた。営農集団の総会にも参加することはない。このことから、必然的に②についても男性が多くなる。③、④については女性が会議に参加することがないと述べており、⑤については、会合にそもそも女性が参加することがないため、見られないとの回答であった。

表 62 地域で見られること (H 氏)

| 質問項目 | 回答 |
|-----------------------|----|
| ①地域の集会には男性が多い | ○ |
| ②集落の主要な役員は男性である | ○ |
| ③会議などで女性が発言すると嫌われる | ○ |
| ④会合などの席順は男性が上座 | ○ |
| ⑤会合などの時、接待などは女性が行っている | × |

注) みられる場合は「○」、見られない場合は「×」で示した。

資料：ヒアリング調査 (2021 年 11 月) より作成。

第6節 小括

以上のヒアリング調査から、農協が介入する農作業工程に農家女性は関わらなくなることと、利用組合への加入が農家女性を農業経営への意思決定権から排除している側面を有することが明らかとなり、協同組合組織の介入は農業経営内における女性の自立への阻害要因として関与していると考えられる。

(1) 協同組合が農家女性を農業経営から排除する側面を有する

① 農作業分担と農作業工程

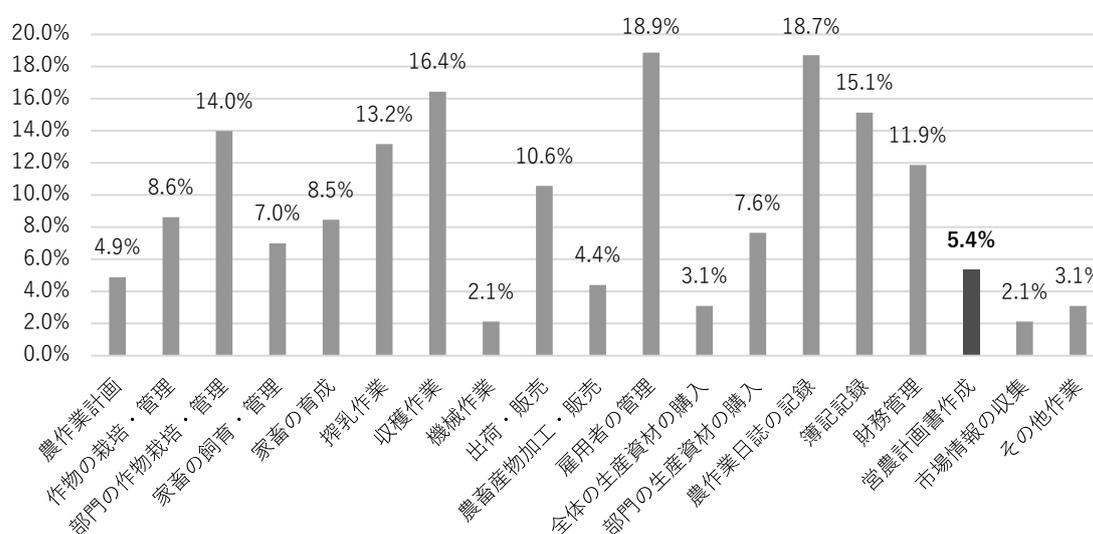
農作業分担と農作業工程の聞き取り調査から分かることを、ここでは「機械作業」と「営農計画書の作成」に焦点を絞って考察したい。

「機械作業」における役割分担から分かることは、利用組合に加入している E 氏は、機械作業、営農計画書の作成、ともに男性 (夫か息子) に任せており、E 氏が関与することはなかった。次に、個人経営である F 氏、G 氏、H 氏は、頻度は異なっても全員が機械作業に関わることがあると述べていた。しかし、ここで注意しておきたい点は、これが麦刈りなど周辺の農家と共同で行う機械作業となると、農家女性は一切関与しなくなるということだ。次に、「営農計画書の作成」における役割分担を見てみると、全員が夫 (経営移譲をしていれば息子) に任せており、彼女たちは一切関与することはなかった。ことから、利用組合、も

しくは農協と共同で行う作業に関しては男性が担当しているということが分かる。E 農家で使用する農業機械は、利用組合による共同所有であり、機械作業は基本的に利用組合での共同作業となる。よって、E 氏にとって機械作業も営農計画書の作成もともに公的領域内の作業となるため、女性が関与することがなくなる。利用組合に加入していないその他の対象者においても、同じ機械作業でも、周辺農家と共同作業となればそれが公的領域となり、女性が関与しなくなる。このことから、他者（調査では、農協や利用組合）の介入が、公的領域と私的領域を分断していると考えられる。この公私の分断による性別役割分業は、近代家族の特徴であり、「近代」的家父長制の基盤となる。

② 農協の介入は農業経営内の公私の分離をもたらす

農協の介入を例に取るため図 31 を見てみよう。これは 2013 年に北海道農政局が北海道内の農家女性に対してアンケート調査をしたものの中から、自分（農家女性）が主担当として取り組んでいることを尋ねたアンケート結果をまとめたものである。営農計画書の作成について主体的に取り組んでいる農家女性は 5.4% しかいなかった。ここまで低い値が出るのは、営農計画書はクミカン（組勘）制度⁷¹ に基づき農協の指導と審査を受けることが前提とされているからである。



注) この設問に対する有効回答数は 615 件であった。

資料：平成 25 北海道「農業・農村における女性の社会参画実態調査」より筆者作成。

図 31 主担当として関わっている農作業作業内容

利用組合体制も農家女性を農業から排除する側面を有する。網走で見られる利用組合は、大型機械の共同所有による経費の削減という目的がある。図 31 から分かるように、農家女性は機械作業を主として担当することが極めて少ないことから、機械作業を担当している男性が組織の中心となる。

農作業内容や農業の経営に関することなどはすべて利用組合で決定され、そこへ農家女性が踏み込む環境は整備されていない。E氏によると、夫が利用組合体に出役していた時の状況を、会社に出勤している感覚に近かったと述べていることから分かるように、利用組合での会合に農家女性に関わることはなく、利用組合内での決定権を持つことはない。

(2) 性別役割分業と当事者の意識

近年、大規模機械化体制が進むにつれて性別役割分業が明確化されていることが分かった。ライフコース分析により、現在50代以上の農家女性が子育て世代の時は、子どもの世話は姑に任せて自分は農作業に従事することが当たり前であったことが分かる。ところが、近年の農家女性は同居であっても、親世代が農作業を担当しているため、子育て世代の妻は子育て専従となり、従来姑に子育てを任せていた時代よりもさらに農作業から排除される傾向にある。しかし、産後間もないタイミングで農作業を再開する環境から現在は労働環境が改善されていることは評価に値するし、当事者はその傾向を肯定的にとらえている。実際、ヒアリング調査でも、姑世代の対象者は今の嫁世代の人たちは自分たちが若いときよりもずいぶん楽になっていると話し、現在の分業体制を評価している。

また、組織体制も性別役割分業に関わっている。利用組合による労働力の集約化によってワンマン・ファームが実現しており、利用組合は個人経営よりも性別役割分業が明確化されていることも明らかとなった。

(3) 主体性に関する項目について

① 農業経営の方針決定と、経営状況の把握

対象者全員が経営については、夫（経営移譲をしていけば息子）に任せていると答えていた。また、お金に関することもすべて男性側に任せている為、今の経営状況が詳細には分からないと答えていた。詳細には分からないということは、簡単には理解していた。例えば日々の会話で、借金があるのかないのか、経営が厳しいのか余裕があるのか、その程度は理解していた。

② 家族内のコミュニケーションと家族経営協定

対象者全員家族経営協定に加入していなかった。その理由としては、メリットが分からないためである。また、農業経営に対してどのように関わっていくかを話し合うタイミングを持っていたのはE氏のみであった。しかし、家族内のコミュニケーションが農業経営における主体性につながるとは限らない。

③ 指導者について

「農業の知識や技術は、誰から教わりましたか。」という質問に対しては、「夫」等の家族の他に、「農協」、「農協女性部・地域婦人会」もしくは、利用組合内の農家女性という回答

も見られた。協同組合組織は農家女性の農業技術の獲得に大きく影響を及ぼしていると考えられる。

④ 労働報酬について

全員が毎月の労働報酬を受け取っており、その金額は20～25万円と答えており、金額も少なくない。また、特別に高額な出費がある場合はその都度もらうことができ、使い道も基本的にその金額内であれば農家女性の裁量で自由に使うことができる。また、近隣農家の手伝いなどで収入が入ったとしたら、そのお金も個人の財布に入れることができる。この点は、かつて考えられていた農家女性の姿と大きく異なる。吉田は鶴岡市の農家女性にアンケート調査を行い、その結果から農家女性が農外就労によって得た賃金は72.2%の女性が全額「いえ」にいれ、そのうちいくらかを舅姑からバックしてもらうという方法で家計費を得ていたことを明らかにしている（吉田：1995：237）。

（４） イエ・ムラ意識の調査について

① イエ意識

表 63 は調査対象者のイエ意識を得点化したものである。イエ意識が高い回答を5、低い回答を1として、対象者の平均点を出した。傾向としては、舅>姑・後継者>嫁の順でイエ意識が高くなることが分かった。質問項目を見ると、全体的にイエ意識は低い点数となったが、なかでも、(1)、(14)が点数が高く、(7)、(3)、(8)、(16)、(17)、(20)が点数が低い回答を得た。

i. イエ意識が高く出た項目

- (1) お墓守や先祖のまつりは絶やしてはならない。→賛成
- (14) 今の法律では財産は子どもたちに平等に分けることになっているが、農家の場合、少なくとも、農地は跡取りがまとめて相続するのがよい。→賛成

ii. イエ意識が低く出た項目

- (7) 家の跡取りは、兄弟の順や男女にこだわらなくてよい。→賛成
- (3) 家の跡取りは、長男であるべきだ。→反対
- (8) 農家の跡取りは、結婚後は親と同居する方がよい。→反対
- (16) 自分の代には、利益にならなくても、子や孫のために土地改良をすべきである。
→反対
- (17) 農業を共にやっている子供や嫁にも給料を出すべきだ。→賛成
- (20) 親夫婦と子供夫婦は一つの財布で家計や生活費をまかなうのがよい。→反対

以上のことから、北海道の農家のイエ意識を以下のようにまとめることができる。

北海道の農家は、家業を後世に続けていくため、農地は跡継ぎに一括相続するというイエ意識については賛成であるが、その跡継ぎの担い手は、家族のうちであればだれでもよく、長男であるべきという規範はみられない。農業を共にやっている家族には給料を出すべきで、イエの財布を一つにすることと、後継ぎとその親が同居することについては反対であり、農地以外の家産を家族員分配することには抵抗がない。しかし、ライフコース分析によると別居志向は近年に見られるもので、30年前には見られなかったことから、世代交代を経て近代家族化が進んでいると言える。

表 63 調査対象者のイエ意識得点表

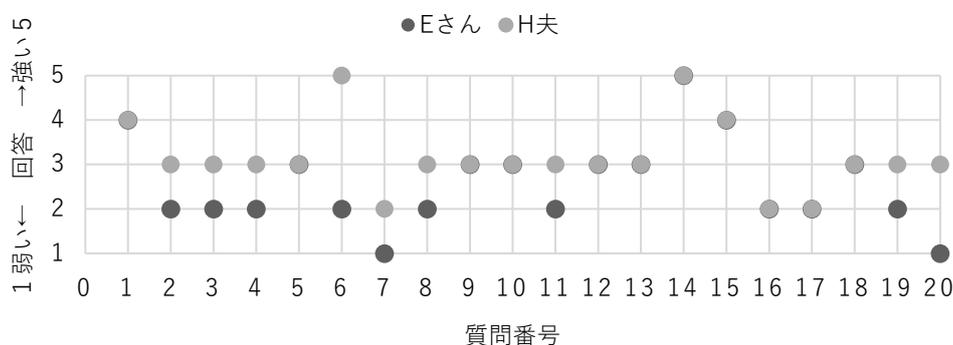
| 対象者 | 世代 | 平均点 |
|-------|-----|------|
| E氏 | 姑 | 2.55 |
| E長男 | 後継者 | 2.6 |
| E長男の嫁 | 嫁 | 1.75 |
| G氏 | 嫁 | 2.4 |
| H夫 | 舅 | 3.15 |
| H長男 | 後継者 | 2.6 |
| 嫁h | 嫁 | 2.65 |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

表 64 質問項目ごとのイエ意識得点表

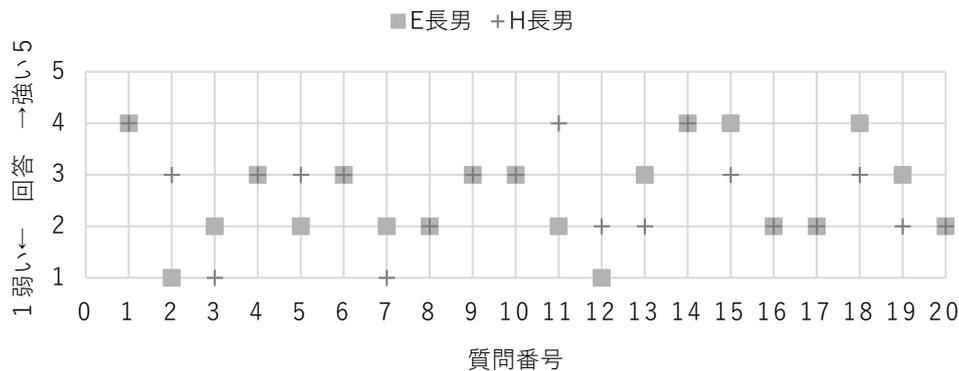
| 質問番号 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (10) |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平均点 | 3.9 | 2.4 | 2.0 | 2.3 | 2.3 | 2.6 | 1.4 | 1.9 | 2.9 | 3.0 |
| 質問番号 | (11) | (12) | (13) | (14) | (15) | (16) | (17) | (18) | (19) | (20) |
| 平均点 | 2.7 | 2.3 | 2.4 | 4.6 | 3.1 | 1.9 | 1.6 | 3.4 | 2.1 | 1.9 |

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。



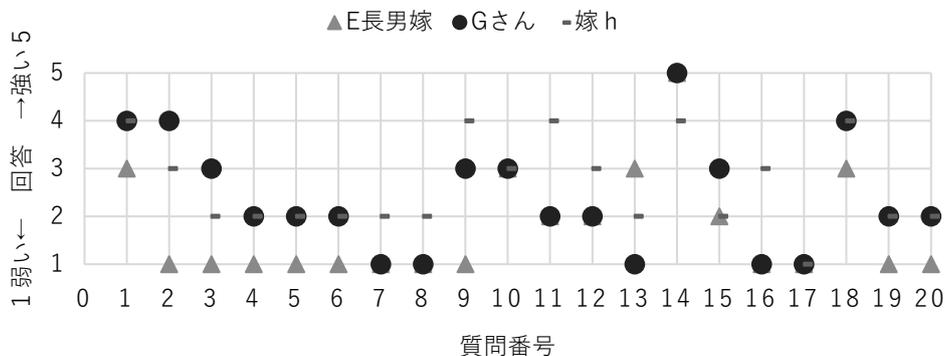
資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

図 32 舅・姑世代のイエ意識



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

図 33 後継者世代のイエ意識



資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

図 34 嫁世代のイエ意識

② ムラ意識

網走の利用組合の総会は夫婦で参加することを義務付けており、それは今も続いている。E氏は、利用組合の総会は夫婦で参加すると述べており、この点が③④⑤の×に反映されていると考えられる。利用組合は公私を分断すると述べたが、夫婦で総会に参加する機会を設けている点においては一定の評価ができる。

次にH氏であるが、⑤の×の詳細を尋ねたところ、そもそも女性が会合に出席することはまずないと答えていたためである。H氏がいる地域では、イエでは一定の主体性をもって農業に参画できるが、それが集落となると一切関与しなくなってしまう傾向にあることが分かった。このことから、イエでの主体性の形成がムラでの主体性の形成につながらないということが分かった。

表 65 地域で見られること

| 質問項目 | E | F | G | H |
|-----------------------|---|---|---|---|
| ①地域の集会には男性が多い | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②集落の主要な役員は男性である | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③会議などで女性が発言すると嫌われる | × | ○ | × | ○ |
| ④会合などの席順は男性が上座 | × | ○ | ○ | ○ |
| ⑤会合などの時、接待などは女性が行っている | × | ○ | ○ | × |

注) みられる場合は「○」、見られない場合は「×」で示した。

資料：ヒアリング調査（2021年11月）より作成。

（５） まとめ

第6章では、北海道網走市の農家女性5名に対するヒアリング調査を通じて、北海道の農家女性の自立に関する現状と課題について分析した。その結果、①農協組織等が介入すると農作業工程に農家女性は関わらなくなる傾向があり、②機械利用組合等への加入によって農家女性が農業経営に関する意思決定権が排除される側面を有していることが明らかになった。農業の大規模・機械化体制が進んでいる地域においては、協同組合等の“組織”の存在が、農家女性の自立に対する阻害要因となっていることが示唆された。

【注釈】

68) 梶井が行った“いえ”意識に関するアンケート調査をもとに、筆者が作成した。詳細は、梶井功「第6章 農家とは」『日本農業—分析と提言（後編）』筑波書房，2003年9月，pp.190-217を参考にされたい。

69) ここでいう「イエ意識」とは、イエを継続的に守っていかうとする意識の事をいう（梶井：2003：190-211）。

70) ここでいう「利用組合」とは、松本（2002：74）による「全面共同型」の「機械利用組合」を指している。

71) 「クミカン制度」とは「組合勘定」制度の略であり、組合員の営農計画書に基づく営農と生活に関するJAとの取引内容について、一元的決済と取引情報の管理を行う制度で、1961年から北海道独自の決済制度としてスタートした。組合員の営農と生活の計画化を促進し、組合員と農協の密着化と農家経済の安定向上を図ることを目的としている。このクミカン制度に基づき、農協側は組合員に対して営農計画書の策定指導・審査を行うことや経営に対して指導をしていき、組合員側は、毎月の収支状況報告書を受け取ることができ経営内容を把握できることや、クミカンデータを税務申告に活用できることで事務作業の簡略化を図ることができる。ここで確認しておきたいのは、営農計画書は農協と協議することが必要となっていることである。営農計画書の作成は1年の営農の方向性を決めるための重要な作業であり、これによって、JAとの取引が決まる。そのため営農計画書の作成にかかわる担当者は農業経営の中核を担っているといってもいい。これらの説明は、JA北海道中央会「北海道のJAの概要と特徴」を参考にした。

終章 総合的考察および結論と今後の展望

第1節 農家女性の自立に関する現状と課題

本論では、機能集団的な「農事組合」型村落における、農家女性の自立に関する実態と課題を明らかにすることを目的としていた。具体的な研究目的として、第一に北海道における「イエと家父長制」と農家女性の自立の関係性を明確にすること、第二に農業経営における農家女性の自立の重要項目を検討すること、第三に機能集団的な「農事組合」型村落における農家女性の自立の実態と課題を解明する点を掲げていた。よって終章でその課題にこたえたい。

(1) 北海道と本州の家父長制の違い

「イエと家父長制」の分析から、北海道の農家では近代家族的な公私の分断とそれに伴う性別役割分業が明確化されている実態がみられ、イエで主体性を形成することが、女性農家の社会的地位の確立に必ずしも繋がらないという課題が明らかになった。

JA オホーツク網走とJA なめがたしおさいに行ったアンケート調査からも分かるように、北海道の農家女性の場合は夫婦で農業経営内の役割分担についてコミュニケーションを持つ機会があったとしても、農家女性が担当する項目が私的領域に特化していくことが分かった。つまり、北海道の農家女性はイエで主体性を形成することが、農業経営内の自立につながるとは限らないということである。これを踏まえると、今までの研究成果では、家族農業経営を締結させることが、家族内での議論を活発化させ、農家女性がイエで主体性を形成するきっかけとなると考えられていたが、北海道の農家ではこれが適用しないと考える。

今までの研究課題として、農家女性の労働が家事労働や農作業労働、兼業化による農外就労などの労働がいくつも重なり合う、「労働の重層構造」が問題視されていたが、北海道の場合は、大規模・機械化体制により公的領域と私的領域が分断され、それにもとづき性別役割分業が深化している。この構造が農業経営内のジェンダー非対称性を生み出しており、この構造が農家女性の自立を困難にしていると考えられる。

(2) 大規模機械化体制における農家女性の自立にむけて

「農業とフェミニズム」の分析では、大規模・機械化体制が農家女性の自立へ直結しないことが明らかとなった。また、先行研究によって明らかにされていた「自立への3要素」は、北海道の農家女性は実現できているといえるが、それが自立につながるとは言えない実態が明らかとなった。北海道の農家女性は分業体制により農作業から分離され、農業経営内で自立しているとは言えない。

① 大規模機械化体制と農家女性

農業の経営形態や経済的な側面から、農家女性の自立に関する先行研究について考察し、

農業経済学分野においては「自立」の意味が異なって論じられていたことを明らかにした。それらをふまえ、本論において農家女性の自立とは、個々人生き方の自己決定・自己実現の視点から人生における選択の権利を持つことと捉えた。以上のように自立を定義し、農業の大規模・機械化体制が農家女性の自立へ直結しないことを明らかにした。

② 自立への3要素の検討

i.“自己の財布”を持つこと

北海道では97%の農家女性が専従者給与として毎月一定の額の給与を得ており、その使用も個人の裁量で自由に決定していることが分かり、自家労働に対する経済的評価を得られていることが明らかになった。

ii.余暇時間を持つこと

近年の大規模・機械化体制により農家女性の余暇時間が増え、農作業に関与しない農家女性も出現しており、オホーツク地域の畑作地帯の農家女性は、農作業に取り組む選択肢以外にも、自己のキャリアを形成する選択肢や、家事育児に専念する選択肢も選べる実態が解明された。

iii.農家女性同士のネットワークの形成

オホーツク地域の農協女性部の活動は北海道内でも積極的な参加がみられ、農家女性同士のネットワーク形成が活発な地域といえるが、このネットワーク形成は農家女性の農業経営参画には必ずしも繋がっていないことが分かった。また、農業経営において女性農家が活躍の場を持つ際に、専業農家が多く男性が農業経営の中心となっている北海道においては、男性を除いた女性のみグループ活動は困難である実態も解明された。

これらの3つの要素を北海道の農家女性は満たしているが、そらが自立に直結するとは限らないといえる。

(3) 「農事組合」型村落で男女の非対称性が形成される構造

「機能集团的な「農事組合」型村落と農家女性」の分析からは、協同組合の農作業工程への介入が、農業経営内の公的領域と私的領域を分断している実態が明らかとなった。また、ヒアリング調査を通じて、北海道の農業の大規模化・機械化は、農家女性を過重な農作業から解放してきたことは大きな成果であるが、一方で農業労働から女性を排除する側面を有してきたことが課題として明らかとなった。

第2節 北海道畑作地域にみられるジェンダー非対称性

北海道の畑作地域のように、大規模・機械化体制が進む地域における農家女性の自立に関する関係性は以下のように考えられる。

(1) 農業の近代化によるジェンダー・パラドックス

まず、北海道の農村は明治期以降の開拓農民によって作られたことは何回も述べているが、家長制意識は出身地から持ち込まれると考えるのが妥当である。すると、北海道の農家は男性の

方が経営の決定権が強い状態から始まり、明治期以降の家族制度は近代化にともなって性別役割分業が進んだ体制となっている。よって、生産は男、生活は女というように性別役割分業をもとに、機械担当は男性となっていった。生産担当＝機械担当＝男性であるため、当然に機械化を進めるのは男性となってくる。機械化が進むと、男性の労働時間が短くなるため、次は規模拡大へと進んでいく。開拓当時は男も女も同様に働いていたが、規模拡大によって、男性の機械労働時間が長くなり、女性は家事労働や男性の補助労働が中心となる、つまり私的領域特化型になる。このようにして大規模・機械化体制が進展し、収益が増えていくと、近年は専従者給与を貰える女性が増えていく。私的領域特化型となって農作業技術や知識を持たない、しかし一定の給料をもらっている女性は、知識がないため経営に意見を言うことができないし、その必要が無くなる。このプロセスが北海道の農家内の性別役割分業を明確化させてきたと考えられる。

さらに、機械化に着目すると、大型機械は世代交代によって更新されることが多いため、世代が若くなるにつれて、私的領域特化型になると考えられる。第4章のアンケート調査と第6章のヒアリング調査の結果から、現在の姑世代は家事・育児は姑に任せて自分は農作業をするのが当然と考えられていたが、現在の嫁世代は出産後育児に集中する人が圧倒的に多く、次世代に進むにつれて経営に対して意見を言うことができなくなり、北海道農業はワンマン・ファーム化の一途をたどると考えられる。この点に、農業近代化によるジェンダー・パラドックスが表れている。つまり、農業が近代化するにつれて男女の地位が平等になったと見えていたが、実態は公的領域と私的領域を分断することで問題を不可視化させてきたということである。農業の大規模・機械化が農業経営内の性別役割分業を深化・固定化させていることが考えられる。そしてこの性別役割分業は「近代」的父家長制の基盤となり、女性の社会的地位を低める要因となる。

この農業の近代化によるジェンダー・パラドックスは、網走以外の専業農家にもいえるようである。渡辺は、千葉県の専業農家の女性にヒアリング調査を行い、大規模化し、労働分業が進むことで女性が「重要な」作業から排除されている実態を明らかにした(渡辺:2009年)。

(2) 非対称性を受け入れる女性たち

北海道の農家にみられるジェンダー非対称性は女性にとっても、ある一定のメリットがあったことも外してはならない。ヒアリング調査によると、30年ほど前の農家女性は出産後子どもをあずけて農作業にあたらなければならなかったが、近年はそれがみられず、女性は育児に集中することができる。この点は母性保護の視点からも評価できる。また、農作業もかつてより大幅に軽減され、農家女性が自分の裁量に合わせて作業量のある程度決めることができる。農作業以外にもパートへ行くことや、キャリアを積むことも可能となってきた。これらを見ると農家女性の選択肢が増えてきているということができ、この点は評価に値する。

(3) 農家女性は集落の主要な役員に就いていない

しかし、一点だけ足りない点は農家女性が主体的に農業経営に参画するという選択肢は残されていない。農業経営内で自立するためにはこの欠点は大きい。調査からも、農業経営やお金に関することには消極的な姿勢がみられることが分かった。農家男性は全ての農業に対して網羅的に関わっているが、農家女性には明らかに介入しがたい領域がみられた。

第3節 北海道農家女性の自立にむけた展望

本論では、機能集団的な「農事組合」型村落における、農家女性の自立に関する実態と課題を明らかにすることを目的としていることから、課題を改善するための方策に関してまでは言及できていない。しかし、農家女性の自立を達成するための若干の考察をここで補足として述べておきたい。

まず、経営主・農地の所有者が男性であるため農業経営の中心的な取引をするのも男性が中心となっているといえる。よって、農地の共同所有が理想であると考えられるが、現実的ではない。

つぎに、現在の農業形態は、長時間労働を前提としている点も改善の余地がある。女性にとっては働きにくい労働条件であるとともに、男性にとっても改善すべき課題である。今後大規模化を進めるにあたっては、農業技術を積極的に活用し、労働環境の改善に取り組むことが求められる。

農業協同組合等の組織側が、農家女性にも経営能力があれば経営主と同等の裁量権を持つことができる制度作りを行うことが求められている。具体的には、農協を通して行う営農計画書の作成の際に経営主だけに指導をするのではなく、その妻にも同様に指導ができる環境が求められている。また、教育の場も、農家女性むけのものは生活関係が中心となっており、農家女性は経営者として考えられていない実態が見られた。このことから、経営主と同等の知識をもつために、農協や普及センターが男性向けに取り組んでいるような農業経営や農業技術に関する教育支援を女性にも拡充させ、農家女性側もこれらに積極的に取り組む必要があることが示唆された。

以上述べてきたのは、大規模経営の中心に自立について考察してきたが、別の視点として、副業的な一部門を担当する小規模経営にも可能性があるといえる。D氏のように、そこでの収入は個人で自由に使えることが前提であり、担当部門の技術や知識の支援も必要である。例えば、直売所に卸すための農地は妻が中心に担当し、そこでの収入は個人の裁量で使えるようにする、などの方法である。

これらの考察の検証に関しては、今後の研究課題としたい。

第4節 今後の研究課題

残された課題について最後に述べておきたい。まずは、本論では農家女性を研究対象としたため、男性からみた視点が欠如している。ヒアリング調査のイエ意識に関する調査では家族員全員を対象にしていたため、男性からも回答を得ることができ、男性と女性のイエ意識の違いも若干垣間見ることができたことから、男性視点の分析も今後は必要となってくる。

次に、本論は農家女性がおかれている現状と課題を明らかにすることを目的としているため、今後改善策として何を取り入れていくべきか（終章第3節）の実証に関しては今後の研究課題としたい。

最後に、近年にみられる女性主体型農業（レディースファーム）の登場やその活躍は、事例数が少なく普遍的とは言えないものの、女性が自立性を獲得するといった点においては1つの方法として重要な視点である。今後その動向を注目する必要がある。

問5. 家族経営協定の締結の有無などについて該当するものに○印をつけてください。

1. 締結している →
2. 締結していない ↓

「2. 締結していない」を選んだ方にお伺いします。
締結していない理由は何ですか。該当するものに○印をつけてください。（複数回答可）

ア. 家族経営協定を知らない
 イ. 家族の理解が得られない
 ウ. 必要と思わない
 エ. その他
 ()

「1. 締結している」を選んだ方にお伺いします。

①締結している理由は何ですか。該当するものに○印をつけてください。（複数回答可）

ア. 農業者年金加入のため
 イ. 家族の役割分担や就業条件、経営移譲の時期等を明確にするため
 ウ. その他 ()

②家族経営協定に沿った農業経営がなされていますか。該当するものに○印をつけてください。

ア. なされている イ. なされていない

問6. あなたの日常の時間配分はどのようになっていますか。該当する欄に時間数を記入してください。
また、結婚されている方は、配偶者の一日の時間配分も該当する欄に記入してください。

| | 本人 | | 配偶者 | |
|--|-------|-------|-------|-------|
| | 農繁期 | 農閑期 | 農繁期 | 農閑期 |
| ①農作業 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ②家事（育児・介護も含む） | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ③①②以外に家族のために使っている時間 例：学校行事、PTA 活動など | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ④地域活動 例：農協の会合、地域のお祭り運営など | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ⑤自分のために使っている時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| ⑥睡眠時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| その他 () | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 合計 | 24 時間 | 24 時間 | 24 時間 | 24 時間 |

◆農業経営に対する関わり方

問7. 農業経営方針決定へどのような関わり方をしていますか。該当する項目に○印をつけてください。

| 項 目 | 主体的に意見を述べる | 経営主に相談された時だけ意見を述べる | 参画していない |
|-------------------|------------|--------------------|---------|
| ①営農計画 | | | |
| ②新規投資（土地・施設・機械購入） | | | |
| ③資金借入 | | | |
| ④資産運用 | | | |
| ⑤農作業計画 | | | |
| ⑥農作業の役割分担 | | | |

問8. あなたは毎年の経営状況（収支等）や、中期（5年程度）の経営計画を把握していますか。

該当するものに○印をつけてください。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. すべて把握している | 2. だいたい把握している |
| 3. 少しだけ把握している | 4. 把握していない |

問9. あなたは経営内で次の役割をどのような形で受け持っていますか。担当項目別に主、副、担当していない、当てはまる作業がないの欄に○印をつけてください。

| 担当項目 | 主 | 副 | 担当 していない | 当てはまる 作業がない |
|-----------------|---|---|-------------|----------------|
| ① 農作業計画 | | | | |
| ② 全体の作物栽培・管理 | | | | |
| ③ 部門の作物栽培・管理 | | | | |
| ④ 家畜の飼育・管理 | | | | |
| ⑤ 家畜の育成 | | | | |
| ⑥ 搾乳作業 | | | | |
| ⑦ 収穫作業 | | | | |
| ⑧ 機械作業 | | | | |
| ⑨ 出荷・販売 | | | | |
| ⑩ 農畜産物加工・販売 | | | | |
| ⑪ 雇用者の管理 | | | | |
| ⑫ 全体の生産資材の購入 | | | | |
| ⑬ 部門の生産資材の購入 | | | | |
| ⑭ 農作業日誌の記録 | | | | |
| ⑮ 簿記記録 | | | | |
| ⑯ 財務管理 | | | | |
| ⑰ 営農計画書作成 | | | | |
| ⑱ 市場情報の収集 | | | | |
| ⑲ その他の作業 () | | | | |

問10. 農業の知識や技術は、誰から教わりましたか。該当するものに○印をつけてください。（複数回答可）

1. 夫
2. 父または義父
3. 母または義母
4. 兄弟姉妹または義兄弟姉妹
5. 農協
6. 自治体
7. 農協女性部・地域婦人会
8. 女性の自助グループ
9. その他 ()

◆最後にあなたについてお聞かせください。

問 1 9. あなたのお住いの市町村名を記入してください。

| | |
|------|--|
| 市町村名 | |
|------|--|

問 2 0. あなたの年齢をお尋ねします。該当するものに○印をつけてください。

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
6. 60代 7. 70代 8. 80代以上

問 2 1. あなたのプロフィールについてお尋ねします。該当するものに○印をつけてください。

1. 非農家出身の嫁 2. 農家出身の嫁 3. 農家後継（既婚）
4. 農家後継（未婚） 5. 非農家出身の経営者（新規就農者）

問 2 2. あなたの就農以前の職業に○印をつけてください。また、結婚されている方は、配偶者の方の就農以前の職業に該当するものに○印をつけてください。

| | | |
|------|--|--|
| ①本人 | 1. 学生（卒業後すぐに就農） 2. 会社員・役員 3. 公務員 4. JA 職員 5. 自営業 6. パート・アルバイト 7. 家事手伝い 8. その他（ ） | |
| ②配偶者 | 1. 学生（卒業後すぐに就農） 2. 会社員・役員 3. 公務員 4. JA 職員 5. 自営業 6. パート・アルバイト 7. 家事手伝い 8. その他（ ） | |

問 2 3. あなたの就農以前の居住地はどこですか。現在と居住地が異なる方は市町村名を記入してください。

1. 現在と同じ

2. 現在と異なる →

| | |
|-------|--|
| 都道府県名 | |
| 市町村名 | |

問 2 4. 農林水産省が実施している農業女子プロジェクトについてご存知ですか？

該当するものに○をつけてください。

1. 取り組みに参加している
 2. 取り組みを知っていて、いつか参加してみたいと思う
 3. 取り組みを知っているが、参加したいとは思わない
 4. 名前だけ聞いたことがあるが、よく分からない
 5. 名前を聞いたことがない

問25. 現在、扶養しているお子様はいますか？

1. いる

2. いない

「1. いる」を選んだ方にお伺いします。

(1) お子様の年齢に該当する項目に○印をつけてください。

| | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 第5子 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 未就学児・前期 (0～3歳) | | | | | |
| 未就学児・後期 (3歳～6歳) ※幼稚園の対象年齢 | | | | | |
| 小学生 | | | | | |
| 中学生 | | | | | |
| 高校生 | | | | | |
| 大学生 | | | | | |
| その他① () | | | | | |
| その他② () | | | | | |

(2) 親や兄弟など、夫以外で子育てをサポートしてくれる家族は近くにいますか。該当するものに○印をつけてください。(複数回答可)

ア. 同居している

イ. すぐに駆け付けられる距離に別居している

ウ. いない、もしくは遠距離にいる

エ. その他 ()

◆今後の調査にご協力をお願い

差し支えなければ、今後アンケートの内容について詳細にお聞きしたいがございますので、ご協力いただける方は、以下に氏名、電話番号、メールをお書きください。

なお、お書きいただいた個人情報は調査終了後にシュレッター処分いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

| | |
|---------|--|
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。

(資料 2) 家に関するアンケート

※このアンケート用紙は、農業経営にかかわる家族全員が記入してください。

問 1. あなたは、(①経営主、②経営主の妻、③経営主の父、④経営主の母、⑤後継ぎ、⑥後継ぎの嫁) のうちの誰ですか。○をつけてください。

問 2. 次の質問は、家族に相談せずにそれぞれが直感的に答えてください。答えは ①強く賛成、②賛成、③どちらともいえない、④反対、⑤強く反対 の5つのうちから1つを選んでください。

| 質問 | 回答 | | | | |
|--|----|---|---|---|---|
| (1) お墓守や先祖のまつりは絶やしてはならない。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (2) わが家はたとえ規模を縮小しても農家として永続させたい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (3) 家の跡取りは、長男であるべきだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (4) 子どもがいないときには、養子をもらうなどして家を絶やさないようにすべきだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (5) 家の存続よりも、今は個人の生活が大切である。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (6) 子どもがよそへ行ってしまい、家の跡取りがいなくなるのもやむを得ない。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (7) 家の跡取りは、兄弟の順や男女にこだわらなくてよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (8) 農家の跡取りは、結婚後は親と同居する方がよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (9) 同居して親の面倒を見るのは、跡取りの役割である。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (10) 嫁も将来の相続のために、婚家の養父母と養子縁組をするのがよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (11) 家での重要事項の決定には、父親の意見を重視するのがよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (12) 会社勤めなどしていても家族の一員であるからには、土日や年休を利用して家の農作業に従事すべきだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (13) 農家の働き手は、会社などの給料を家に入れるべきだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (14) 今の法律では財産は子どもたちに平等に分けることになっているが、農家の場合、少なくとも、農地は跡取りがまとめて相続するのがよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (15) 先祖から受け継いだ田畑山林であっても、お金が必要なときは、手放してもよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (16) 自分の代には、利益にならなくても、子や孫のために土地改良をすべきである。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (17) 農業を共にやっている子供や嫁にも給料を出すべきだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (18) 農家の嫁の主な仕事は家事をすることだ。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (19) 事情があるなら、農業経営を断念するのも仕方がない。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| (20) 親夫婦と子供夫婦は一つの財布で家計や生活費をまかなうのがよい。 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

参考文献一覧

◆書籍

1. I.イリイチ著 玉野井芳郎・栗原彬訳『シャドウ・ワーク』岩波書店，1990年。
2. 秋津元耀・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』昭和堂，2007年。
3. 天野寛子・粕谷美砂子『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版，2008年。
4. 荒木幹雄『近代農史論争—経営・社会・女性—』文理閣，1996年。
5. 有賀喜左衛門「昭和前期農政経済名著集」②⑩『農村社会の研究』農村漁村文化協会，1981年。
6. 有賀喜左衛門〔第二版〕「有賀喜左衛門著作集」IX『家と親分子分』未来社，1970年（初版），2001年（第二版）。
7. 有賀喜左衛門〔第二版〕「有賀喜左衛門著作集」XI『家の歴史・その他』未来社，1971年（初版），2001年（第二版）。
8. 磯辺俊彦『危機における家族農業経営』日本経済評論社，1993年。
9. 磯辺俊彦『共(コミュニケーション)の思想—農業問題再考(現代の危機を考える(6))』日本経済評論社，2000年3月。
10. 磯辺俊彦・常盤政治・保志恂『日本農業論〔新版〕』有斐閣，1993年。
11. 伊藤公雄・樹村みのり・國信潤子『女性学・男性学〔第3版〕—ジェンダー論入門』有斐閣，2002年。
12. 伊藤公雄・牟田和恵『ジェンダーで学ぶ社会学〔全訂新版〕』世界思想社，2015年。
13. 井野隆一・田代洋一『農業問題入門』大月書店，1992年。
14. 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代『岩波 女性学辞典』岩波書店，2002年。
15. 岩島史『つくられる〈農村女性〉戦後日本の農村女性政策とエンパワーメントの物語』有志舎，2020年12月。
16. 上野千鶴子『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店，2009年。
17. 上野千鶴子『情報生産者になる』筑摩書房，2018年。
18. 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉 新版』岩波書店，2020年（初版1994年）。
19. 荏開津典生・鈴木宣弘『農業経済学〔第5版〕』岩波書店，2020年3月。
20. エンゲルス(著)・土屋保男(訳)『家族・私有財産・国家の起源』新日本出版社，1999年7月。
21. 太田美帆『生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方—戦後日本の経験からの教訓—』独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所，2004年8月。
22. 大槻優子『農家女性のグループ活動と生きがい—生き活きと暮らす中高年女性たち 半世紀のグループ活動から見えてきたこと—』養賢堂，2019年。
23. 大沼盛男『北海道産業史』北海道大学図書刊行会，2002年。
24. 奥田暁子『マイノリティとしての女性史』三一書房，1997年10月。

25. 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房, 1989年。
26. 落合恵美子『21世紀家族へ(第4版) 家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣, 2019年(初版1994年)。
27. 小内純子「北海道農村のジェンダー環境と女性農業者のとりくみ」『北海道社会とジェンダー 労働・教育・福祉・DV・セクハラの実を問う』明石書店, 2013年, pp.30-49。
28. オホーツク網走南部地区営農集団利用組合『三十五年の歩』オホーツク網走営農集団利用組合三十五周年記念実行委員会, 2000年。
29. オホーツク網走南部地区営農集団利用組合『五十年の歩』オホーツク網走営農集団利用組合五十年周年記念実行委員会, 2015年。
30. 音根内部落記念行事協賛会網走市字音根内『開基70周年記念音根内部落史』大成印刷, 1978年。
31. 海保洋子「女性にとっての北海道開拓」『マイノリティとしての女性史』三一書房, 1997年10月, pp.56-95。
32. 梶井功『現代農政論』柏書房, 1986年。
33. 梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会, 1973年。
34. 梶井功『日本農業のゆくえ』岩波書店, 1994年8月。
35. 梶井功『国際化農政期の農業問題』家の光協会, 1997年2月。
36. 梶井功『日本農業一分析と提言(前編)』筑波書房, 2003年9月。
37. 梶井功『新基本法と日本農業』家の光協会, 2000年3月。
38. 梶井功『日本農業一分析と提言(後編)』筑波書房, 2003年9月。
39. 鎌田浩「家父長制の理論」『家と家父長制』早稲田大学出版部, 1992年, pp.10-48。
40. 川島武宜『日本社会の家族的構成』岩波書店, 2000年。
41. 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店, 1957年。
42. 北川隆吉(監修)『現代社会学辞典』有信堂高文社, 1984年。
43. 喜多野清一『家と同族の基礎理論』未来社, 1976年。
44. 木下謙治(監修)園井ゆり・浅利宙(編)『第3版 家族社会学—基礎と応用—』九州大学出版会, 2016年。
45. 木本喜美子・深澤和子『現代日本の女性労働とジェンダー—新たな視角からの接近—』ミネルヴァ書房, 2000年。
46. 熊谷苑子『現代日本農村家族の生活時間—経済成長と家族農業経営の危機』学分社, 1998年。
47. 倉石あつ子『柳田国男と女性観—主婦権を中心として』三一書房, 1995年。
48. 黒瀧秀久「農業の変貌と日本的経営」『現代日本経営史—日本的経営と企業社会』ミネルヴァ書房, 1991年, pp.285-318。
49. 黒瀧秀久・原口智江「肉用牛経営のブランド化と女性視点での六次産業化への挑戦—川瀬牧場(津別町)—」『北海道農業のトップランナーたち 先導者たち』筑波書房, 2021年, pp.240-259。
50. 小山静子『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房, 1999年。

51. 札幌女性問題研究所『北海道社会とジェンダー 労働・教育・福祉・DV・セクハラの実状を問う』明石書店, 2013年。
52. 新沼勝利『畑作営農集団の展開過程－北海道南網走営農集団の実証的研究－』東京農業大学出版会, 1991年。
53. 杉岡直人『農村地域社会と家族の変動』ミネルヴァ書房, 1990年。
54. 鈴木榮太郎「鈴木榮太郎著作集」Ⅰ『日本農村社会学原理(上)』未來社, 1968年a。
55. 鈴木榮太郎「鈴木榮太郎著作集」Ⅱ『日本農村社会学原理(下)』未來社, 1968年b。
56. 瀬地山角『東アジアの家父長制』勁草書房, 1996年11月。
57. 高橋祥代『女性部の参画による農協の総合的事業展開の可能性－北海道を対象として－』北海道大学博士論文, 2018年9月。
58. 高原一隆『地域構造の多様性と内発的発展 北海道の地域分析』日本経済評論社, 2014年。
59. 田代洋一『21世紀の農業・農村 第3巻 日本農村の主体形成』筑波書房, 2004年。
60. 田代洋一『21世紀の農業・農村 第3巻 日本農業の主体形成』筑波書房, 2004年。
61. 田代洋一『[新版] 農業問題入門』大月書店, 2003年。
62. 田中宣一『暮らしの革命－戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農山漁村文化協会, 2011年。
63. 田畑保「北海道農村社会構造論」『北海道農業論』日本経済評論社, 1984年, pp.95-112。
64. 田畑保『北海道の農村社会』日本経済評論社, 1986年。
65. 千田有紀・中西祐子・青山薫『ジェンダー論をつかむ』有斐閣, 2013年。
66. 千田有紀「家族とジェンダー」『ジェンダー論をつかむ』有斐閣, 2013年, pp.30-55。
67. 千葉悦子「農業生産力の発展と婦人労働」『現代農民教育の基礎構造』北海道大学図書刊行会, 1981年, pp.280-332。
68. 千葉悦子「農家女性労働の再検討」『現代日本の女性労働とジェンダー－新たな視角からの接近－』ミネルヴァ書房, 2000年, pp.86-123。
69. 堤マサエ『日本農村家族の持続と変動－基層文化を探る社会学的研究－』学文社, 2009年。
70. 霧理恵子『農家女性の社会学』コモンズ, 2007年。
71. 暉峻衆三『日本の農業 150年－1850～2000年』有斐閣, 2003年。
72. テンニエス著・杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト(上)』岩波書店, 1957年a。
73. テンニエス著・杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト(下)』岩波書店, 1957年b。
74. 戸田貞三『(新版) 家族構成』新泉社, 1970年(初版), 2001年(新版)。
75. 鳥越皓之『家と村の社会学』世界思想社, 1993年増版(1985年初版)。
76. 永原慶二・住谷一彦・鎌田浩『家と家父長制』早稲田大学出版部, 1992年。
77. 中央委員会社会学研究所『新版 資本論 第1分冊』新日本出版社, 2019年。
78. 中央委員会社会学研究所『新版 資本論 第2分冊』新日本出版社, 2019年。
79. 日本社会学会『社会学辞典』丸善, 2010年。
80. 日本村落研究学会『年報 村落社会研究 第31集 家族農業経営における女性の自立』農山漁村文化協会, 1995年。

81. 日本村落研究学会『年報 村落社会研究 第 54 集 イエの継承・ムラの存続—歴史的变化と連続性・創造』農山漁村文化協会, 2018 年。
82. 日本村落研究学会『年報 村落社会研究 第 48 集 農村社会を組みかえる女性たち—ジェンダー関係の変革に向けて—』農山漁村文化協会, 2012 年。
83. 日本農業経済学会『農業経済学事典』丸善出版, 2019 年 12 月。
84. 農村女性問題研究会『むらを動かす女性たち』家の光協会, 1992 年。
85. 蓮見音彦『苦悩する農村—国の政策と農村社会の変容』有信堂高文社, 1990 年。
86. 長谷川昭彦『農村の家族と地域社会—その論理と課題—』お茶の水書房, 1986 年。
87. 長谷山俊郎『北の国型村落の形成—一定住化に向けた環境整備—』農林統計協会, 1995 年。
88. 濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘『社会学小辞典〔新版〕』有斐閣, 1997 年 (新版)。
89. 原珠里・大内雅利『農村社会を組みかえる女性たち—ジェンダー関係の変革に向けて(年報村落社会研究)』農山漁村文化協会, 2012 年。
90. 平山朝治『イエ社会と個人主義』日本経済新聞社, 1995 年。
91. 広瀬玲子「北海道開拓における女性の役割—男女平等意識との関連から」『北海道社会とジェンダー 労働・教育・福祉・DV・セクハラの実態を問う』明石書店, 2013 年, pp.12-29。
92. 福武直『日本の農村〔第二版〕』東京大学出版会, 1971 年 (初版)、1985 年 (第二版)。
93. 福武直「福武直著作集」第 4 巻『日本農村の社会的性』『日本の農村社会』東京大学出版会, 1976 年 a。
94. 福武直「福武直著作集」第 5 巻『日本村落の社会構造』東京大学出版会, 1976 年 b。
95. 藤井勝「近世農民の家と家父長制」『家と家父長制』早稲田大学出版部, 1992 年, pp.49-90。
96. 藤井光男・丸山恵也『現代日本経営史—日本的経営と企業社会』ミネルヴァ書房, 1991 年。
97. 藤井和佐『農村女性の社会学—地域づくりの男女共同参画』昭和堂, 2011 年。
98. 富士谷あつ子『日本農業の女性学—男女共同参画社会とエコロジカル・ライフをめざして—』ドメス出版, 2001 年。
99. 藤原辰史『トラクターの世界史—人類の歴史を変えた「鉄の馬」たち』中央公論新社, 2017 年。
100. 細谷昂『日本の農村—農村社会学に見る東西南北』筑摩書房, 2021 年 5 月。
101. 細谷昂『現代と日本農村社会学』東北大学出版会, 1998 年。
102. 北海道農業改良緑友会『普及の足跡』北海道農業改良普及協会, 2003 年 5 月。
103. 北海道農政部『北海道農業生産技術体系 第 5 版』北海道農業改良普及協会, 2019 年 2 月。
104. 北海道立女性プラザ『北海道の女性たち—女性プラザ 10 周年記念誌—』北海道立女性プラザ, 2002 年。
105. マックス ヴェーバー (著) 世良晃志郎 (訳) 『支配の社会学 I』創文社, 1960 年。
106. マックス ヴェーバー (著) 世良晃志郎 (訳) 『支配の社会学 II』創文社, 1962 年。
107. マックス ヴェーバー (著) 世良晃志郎 (訳) 『支配の諸類型』創文社, 1970 年。
108. マックス ヴェーバー (著) 濱嶋朗 (訳) 『権力と支配』講談社, 2012 年。
109. 松村一善『土地利用再編と農作業の調整』農林統計協会, 1998 年 1 月。

110. 松本浩一『畑作経営展開と農業生産組織の管理運営』農林統計協会, 2002年5月。
111. 丸岡秀子『日本農村婦人問題—主婦,母性篇』ドメス出版, 1980年。
112. 丸岡秀子『変貌する農村と婦人』家の光協会, 1986年。
113. 丸岡秀子・大島清, 現代婦人問題講座3『農村婦人』亜紀書房, 1969年。
114. 美土路達雄『現代農民教育の基礎構造』北海道大学図書刊行会, 1981年。
115. 美土路達雄「農家婦人の労働・生活と主体的性格」『現代農民教育の基礎構造』北海道大学図書刊行会, 1981年, pp.241-279。
116. 南網走農協のあゆみ編集委員会『南網走農協のあゆみ 第3巻』南網走農業協同組合, 1979年。
117. 南網走農協のあゆみ編集委員会『南網走農協のあゆみ 第4巻』南網走農業協同組合, 1989年。
118. 南網走農協のあゆみ編集委員会『南網走農協のあゆみ』南網走農業協同組合, 1972年。
119. 宮内令子『北海道の女』北海タイムス社, 1986年10月。
120. 村田武『家族農業は「合理的農業」の担い手たりうるか』筑波書房, 2020年6月。
121. 森岡清美・望月崇『新しい家族社会学(第4版)』培風館, 1997年。
122. 柳田国男『都市と農村』岩波書店, 1929年のものを2017年に文庫化。
123. 柳田国男『女性と民間伝承』角川書店, 1966年。
124. 柳村俊介・小内純子『北海道農村社会のゆくえ—農事組合型農村社会の変容と近未来像—』農林統計出版, 2019年。
125. 山田昌弘『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス—』新曜社, 1994年。
126. 吉岡徹・菅原優・脇谷裕子『北海道農業のトップランナーたち 先導者たち』筑波書房, 2021年。
127. 吉田義明『日本型低賃金の基礎構造 直径家族制農業と農家女性労働力』日本経済評論社, 1995年。
128. 渡辺めぐみ『生きがいの戦略 農業労働とジェンダー』有信堂, 2009年。

◆論文

1. 青山浩子「女性が動かす農業、そして農村社会－女性農業者によるイノベーションに関する考察－」『農業経営研究』55巻1号, 2017年, pp.23-31。
2. 秋津元輝「戦後日本農業の変転とジェンダー－「60年代嫁世代」の経験を中心にして－」『ジェンダー史学』8巻, 2012年, pp.5-20。
3. 天野寛子「女性農業者の地位向上支援の現状と課題－全国生活研究グループ連絡協議会のケース分析を中心に－」『昭和女子大学女性文化研究所紀要』33号, 2006年3月, pp.1-17。
4. 有賀喜左衛門「家族理論の家への適用－喜多野清一氏の「日本の家と家族」を読んで－」『社会学評論』19巻2号, 1968年, pp.60-69。
5. 井形雅代「畑作営農集団における農家女性の生産と生活の現状と意識」『農村生活研究』106号, 1999年9月, pp.27-36。
6. 石川悠紀・大江靖雄「農村女性起業における経営活動の参画と多角化要因」『食と緑の科学』68号, 2014年3月, pp.15-20。
7. 市田(岩田)知子「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49巻2号, 1995年, pp.1-151。
8. 伊藤省三・富田基・栗原洋和・北村泰介「北海道の傾斜地水田地域の農業構造と課題」『農業土木学会』67巻2号, 1999年2月, pp.153-158。
9. 井上淳生「7章 統計資料からみた戦後の全国・北海道の農村生活の変化」『北海道における農村生活の変容と農協生活インフラ形成の意義』（一社）北海道地域農業研究所自主研究, 2020年3月, pp.90-113。
10. 岩島史「農村女性政策によるジェンダー構築の重層性－高度経済成長期の京都府久美浜町を事例に－」『農業史研究』50号, 2016年, pp.14-24。
11. 植田淳子「戦後日本の農家女性をめぐる研究の到達点と課題」『観光学』16巻, 2016年12月, pp.1-12。
12. 上村協子「女性と持続可能な農山村地域社会－日本女性農業者のエンパワーメント－」『農村計画学会誌』37巻1号, 2018年, pp.11-14。
13. 鶴川洋樹・原珠里「北海道農村住民の農業・農村に関する意識調査」『北海道農業試験場研究資料』57号, 1999年1月, pp.1-57。
14. 衛藤幹子「ジェンダー分業システムの起源と展開－「男性支配」体制(レジーム)はいかにつくられたのか－」『法政大学法学部紀要』103巻2号, 2005年12月, pp.1-58。
15. 大石和男「「農村女性ネットワーク」にみる変革の指向性とその形成過程－「田舎のヒロインわくわくネットワーク」を事例に」『生物資源経済研究』21巻, 2016年5月, pp.51-71。
16. 太田素子「家族農耕と少子化への意志の発生－会津藩産子養育制度関係史料を手がかりに－」『比較家族史研究』9号, 1994年, pp.16-31。
17. 太田素子「近世前期東北農民の性愛と家族関係」『比較家族史研究』11号, 1996年, pp.19-36。

18. 大槻優子「生活改善普及事業における普及活動と農家女性－生活改良普及員からみた農家女性の変化－」『医療保険学研究』5号, 2014年3月, pp.71-88。
19. 大場裕子・市川治・發地喜久治・吉岡徹・菅原優・村田まり子・アズグリアイサン「農業経営の多角化と農村女性起業展開の要因に関する研究」『酪農学園大学紀要 人文・社会科学編』37巻2号, 2013年4月, pp.51-65。
20. 小川理恵「JAの未来を支える女性たちの活躍」『農業および園芸』92巻11号, 2017年11月, pp.964-969。
21. 小内純子「どうやって壁を乗り越えていくのか－北海道における女性農業者の来し方と行く末－」『農村生活研究』62巻1号, 2019年3月, pp.28-31。
22. 小内純子「戦後北海道農業における地帯構成の変化と農家労働力」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』33号, 1989年3月, pp.1-47。
23. 小内純子「戦後農政の北海道稲作中核地帯における集落の協業形態の変化(上)」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』36号, 1991年3月, pp.77-119。
24. 小内純子「戦後農政の北海道稲作中核地帯における集落の協業形態の変化(下)」『北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書』39号, 1992年2月, pp.53-92。
25. 小内純子「農政の展開と協働型集落活動の今日的特徴」『村落社会研究』53号, 2017年11月, pp.11-33。
26. 小内純子「北海道農村社会における普及事業の展開と生活改良普及員の実践活動」『フロンティア農業経済研究』23巻2号, 2021年3月, pp.18-34。
27. 小内純子「1章 北海道における生活改良普及員の実践活動と農村社会」『北海道における農村生活の変容と農協生活インフラ形成の意義』(一社)北海道地域農業研究所自主研究, 2020年3月, pp.3-29。
28. 小内純子「戦後農政の展開と北海道農業の担い手の変化：北海道稲作中核地帯・秩父別町Y集落を対象として」『村落社会研究』28号, 1992年10月, pp.171-205。
29. 柏尾珠紀「近代で異なる女性農業者の活動とその再編」『農業と経済』1・2号, 2019年2月, pp.6-15。
30. 柏尾珠紀「稲作農業の機械化と女性農業労働の変化：滋賀県の湖岸部集落における調査から」『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』13巻1号, 2016年7月, pp.11-19。
31. 柏尾珠紀「女性農業経営における理念と実践－直売所活動を行う女性農業経営者を事例として－」『農林業問題研究』41巻1号, 2005年6月, pp.1-11。
32. 粕谷美砂子・天野寛子「農家家族における家族経営協定の課題」『農村生活研究』121・122号, 2004年6月, pp.29-39。
33. 粕谷美砂子・向野美緒・天野寛子「農家家族における男女共同参画社会意識の現状」『農村生活研究』136号, 2008年12月, pp.43-58。
34. 片倉和人・工藤清光「ニュージーランドの農場経営における夫婦パートナーシップの実態」『農村生活研究』131号, 2006年12月, pp.9-17。

35. 片山千栄・藤本保恵・工藤清光「フランスの女性農業者にみる出産・育児期の生活と支援環境－モルビアン県の農家への聞き取りから就労と子育てを中心に－」『農村生活研究』130号, 2006年9月, pp.47-57。
36. 鎌田浩「法史学会における家父長制論争」『比較家族史研究』2号, 1987年, pp.3-8。
37. 木村純・千葉悦子・古村えり子「農村婦人問題文献目録(戦前第1集)」『北海道大学教育学部社会教育室報』1977年3月, pp.83-89。
38. 木村伸男・川村保・崔肃京「農業経営における女性の役割: 経営の合理化に視点をおいて」『農村生活研究』108号, 2000年3月, pp.43-51。
39. 九栗貞子「女性農業者の自立に向けたプロジェクト活動の実際」『農村生活研究』62巻1号, 2019年3月, pp.23-27。
40. 熊谷苑子「農村家族研究と生活時間データ」『現代社会学研究』26巻, 2013年, pp.125-132。
41. 栗本瑞恵「『北の女』考－明治20年代の北海道における結婚離婚－」『年報新入文学』4号, 2007年12月, pp.178-202。
42. 黒川康亨「農業機械化と農業労働力に関する一考察」『農林業問題研究』2巻1号, 1966年8月, pp.18-25。
43. 黒澤不二男「2章 北海道における農業改良普及事業の足跡と課題」『北海道における農村生活の変容と農協生活インフラ形成の意義』(一社)北海道地域農業研究所自主研究, 2020年3月, pp.30-42。
44. 胡斌「十勝畑作経営における規模拡大過程に関する一考察－文献整理を中心に－」『農業経営研究』20号, 1994年2月, pp.121-139。
45. 小池草仁「農業近代化のための“家族協定農業”に関する諸問題」『北海道大学教育学部紀要』17号, 1970年1月, pp.89-108。
46. 小泉聡美「漁業女性部が行う起業活動の継続要因と課題－北海道の漁業女性部を事例に－」『農村計画学会誌』34巻4号, 2016年, pp.461-469。
47. 崔肃京・木村伸男・薛春玲「農業経営における女性の地位: 生活と経営の分離を通じて」『農業経営研究』40巻2号, 2002年9月, pp.118-123。
48. 崔肃京・木村伸男「農業法人化による女性農役割変化」『農業経営研究』38巻2号, 2000年, pp.37-42。
49. 斎藤一治「パートナーシップによる経営発展と経営管理の特徴」『農村生活研究』125・126号, 2005年3月, pp.78-86。
50. 酒井恵真「北海道における「農村集落」の変貌と再編」『村落社会研究』16巻2号, 2010年, pp.1-7。
51. 佐藤一絵「女性農業者の活躍における課題(農業と労働)」『日本労働研究雑誌』58巻10号, 2016年10月, pp.59-68。
52. 澤野久美「農村女性起業研究の動向と展望」『農業経済研究』86巻1号, 2014年3月, pp.27-37。

53. 申連花「日本の家父長制制度について―農村における「家」の諸関係を中心に―」『地域政策研究』8巻4号, 2006年3月, pp.99-104。
54. 茂野隆一「総研レポート 農協活性化における女性の役割に関する調査【抜粋版】」『農林中金総合研究所』26巻5号, 2014年12月, p.1-6。
55. 澁谷美紀「農村女性起業の事業多角化と継続に向けた課題 ―東北地域における直売所の事例分析―」『農業経営研究』49巻1号, 2011年, pp.51-56。
56. 澁谷美紀「農村女性の世代的特徴からみた起業の促進要因」『農村計画学会誌』26巻1号, 2007年6月, pp.13-18。
57. 新保満「成員の意識と家および家族の変容」『農村生活研究』102号, 1998年9月, pp.10-15。
58. 菅原優「オホーツク地域の6次産業化の現状と特徴」『フロンティア農業経済研究』20巻1号, 2017年2月, pp.3-18。
59. 菅原優「北海道農業の構造変化の現局面と畑作営農集団の課題―網走市の機械利用組合の農地所有と利用を中心として―」『オホーツク産業経営論集』19巻1・2号, 2011年3月, pp.1-22。
60. 蘇群「農家女性の就業行動分析―十勝地域の事例による―」『農業経営研究』36巻1号, 1998年, pp.159-164。
61. 蘇群・樋口昭則・淡路和則「十勝畑作における農家女性の就業選択」『北海道農業経済研究』7巻1号, 1998年2月, pp.1-11。
62. 芹田裕介「なぜ男性が農業機械を使うのか―家族農業労働の編成におけるテクノロジーとジェンダーに関する考察―」『ソシオロジ』59巻2号, 2014年, pp.75-91。
63. 高梨子文恵・小林国之・高橋祥世「北海道畑作地帯における後継者妻のグループ活動の変化に関する一考察」『農村生活研究』142-143号, 2012年3月, pp.5-12。
64. 高橋祥代「複数戸法人における農家女性の役割と意思決定への関与―北海道 N 町を事例として―」『北海道大学農経論叢』70集, 2015年9月, pp.95-103。
65. 棚橋知春「北海道畑作地帯における農村発展の基礎となる農家世帯員と世帯外部との関わり―所属組織・交友関係・地域への所属意識の視点から―」『北海道大学農経論叢』74巻, 2020年12月, pp.47-55。
66. 靄理恵子「農家女性のエンパワーメントを促進する背景とその要因」『村落社会研究』9巻2号, 2003年, pp.49-60。
67. 永島千恵「女性農業者の新しい取り組みについて―人的ネットワークがもたらすイノベーション―」『日経研月報』2015年6月号, 2015年6月, pp.82-88。
68. 長野ひろ子「日本近世農村の「小経営体」とジェンダー―分業・心性・領域を中心に―」『中央大学経済研究所年報』45号, 2014年, pp.1-12。
69. 長野ひろ子「女性史・ジェンダー史の展開―一九八〇年代以降の変化―」『比較家族史研究』23号, 2008年, pp.18-31。
70. 永野由紀子「現代の東北農村におけるイエ存続戦略と女性―山形庄内地方の事例―」『比較家族史研究』20号, 2005年, pp.3-34。

71. 永野由紀子「小経営組織としての「いえ」における女性の「個」の自立化－山形県庄内地方の専業的農家の事例－」『村落社会研究』6巻2号, 2000年, pp.24-35。
72. 中間由紀子・内田和義「生活改善普及事業の理念と実態－山口県を事例に」『農林業問題研究』178号, 2010年6月, pp.1-13。
73. 中道仁美「農村女性問題と地域活性化－ジェンダー社会の認知と課題－」『農林業問題研究』36巻4号, 2001年3月, pp.192-196。
74. 中道仁美「男性中心の農村・農業における女性支援」『農業と経済』1・2号, 2019年2月, pp.16-23。
75. 中道仁美・大友由紀子「オーストリア職業教育にみる女性の農業経営参画」『京都女子大学現代社会研究』20号, 2018年1月, pp.51-65。
76. 波平恵美子「『家』の変貌と女性の財産をめぐる変化」『比較家族史研究』6号, 1991年, pp.88-97。
77. 檜木亮子・大地実子・田上由美子「家族経営協定がパートナーシップの確立に及ぼす影響」『農村生活研究』113号, 2001年6月, pp.29-34。
78. 西山未真「農村女性の成長と普及活動」『農村生活研究』102号, 1998年9月, pp.23-32。
79. 長谷川昭彦「農村家族の類型」『ソシオロジ』17巻1・2号, 1971年, pp.133-149。
80. 長谷川善計「社会学における家と家父長制－戸田・喜多野理論を中心にして－」『比較家族史研究』2号, 1987年, pp.9-27。
81. 林美枝子「語り継ぐ北海道の歴史と未来：開拓地における女性の役割－インマヌエル村の荻野吟子の足跡を辿りながら－」『日本看護歴史学会誌』29号, 2016年, pp.40-48。
82. 原(福与)珠里「農村女性の社会的ネットワークの特徴と意味：茨城県A集落の婦人会員の分析」『農村生活研究』88号, 1995年2月, pp.12-17。
83. 原(福与)珠里「農村における高齢女性のパーソナル・ネットワークに関する考察－京都府美山町の地域おこし活動に関与する女性を事例として－」『村落社会研究』11巻2号, 2005年, pp.43-53。
84. 原(福与)珠里「新規参入者のサポートネットワーク」『村落社会研究』8巻2号, 2002年, pp.24-35。
85. 原口智江・黒瀧秀久「宿泊型グリーンツーリズムの導入可能性に関する農家労働力分析－北海道オホーツク地域を中心として－」『オホーツク産業経営論集』28巻1・2号, 2020年3月, pp.13-27。
86. 原珠里「農業者夫婦における「対等性」の現状と課題」『農村生活研究』144号, 2012年9月, pp.2-15。
87. 原珠里「女性農業者のキャリア形成の特徴」『関東東海農業経営研究』100号, 2010年2月, pp.105-110。
88. 原珠里・堀田和彦「農村女性起業の組織的展開に関する考察－「古座川ゆず平井の里」を事例に－」『農村研究』118号, 2014年3月, pp.29-40。

89. 平尾一朗「家族構造や労働市場が自営業からの退出に与える影響：2015年SSM調査データを用いて」『理論と方法』33巻1号，2018年3月，pp.32-43。
90. 広井多鶴子「主婦」ということば－明治の家政書から－」群馬女子短大『国文研究』27号，2000年，pp.15-29。
91. 藤井治枝「労務管理の変容と女性労働」『日本労働社会学会年報』11号，2000年，pp.173-191。
92. 古川彰「家・同族をめぐる有賀・喜多野理論のパースペクティブ」『ソシオロジ』29巻2号，1984年，pp.63-82。
93. 堀川彰「東北地域における女性農家世帯員の就業構造」『農業経済研究』87巻3号，2015年，pp.243-248。
94. 美土路達雄「農村婦人論の課題（素描）：農民主婦を中心に」『北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究報』』創刊号，1997年，pp.69-74。
95. 美土路達雄・千葉悦子・古村えり子「農家婦人の労働・生活家庭と学習課題」『北海道大学教育学部紀要』38号，1981年3月，pp.125-170。
96. 三原育子「農村における女性起業の経営的性格と課題」『国立女性教育会館研究紀要』9巻，2005年2月，pp.73-83。
97. 三原育子「農村女性による起業活動とその評価－千葉県流山市農家生活研究会朝市部会を事例として－」『農業経済研究』別冊，日本農業経済学会論文集，2003年，pp.63-65。
98. 宮城道子「農業経営における女性の選択肢の拡大」『農村生活研究』98号，1997年9月，pp.12-18。
99. 宮崎俊行「農家の農業経営における女性の地位とその法的取り扱い」『村落社会研究』1巻1号，1994年，pp.3-9。
100. 森川あけね「女性の就労状況や意識からみた農業法人化の課題」『農村生活研究』101号，1998年6月，pp.11-17。
101. 森田政裕「有賀喜左衛門の「家」理論とその論理構造－戸田貞三との対比で－」『社会学評論』29巻3号，1979年，pp.20-36。
102. 山下仁・工藤清光・土居洋平安・倍澄子「農村女性の社会活動を阻む社会規範と気兼ね意識」『農村生活研究』131号，2006年12月，pp.18-27。
103. 山田昌弘「日本家族のこれから－社会構造転換が日本家族に与えたインパクト－」『社会学評論』64巻4号，2013年，pp.649-662。
104. 吉田義明「Ⅲ農家女性労働の現段階－直系家族制農業の変貌と農外就労－」『社会政策学会年報』37巻，1993年，pp.169-187。
105. 若林勝史「北海道にみる畑作大規模経営の状況」『農村と都市をむすぶ』68巻3号，2018年3月，pp.12-19。
106. 渡辺麻由子「生産組織における農家女性の役割と地位に関する研究－網走市畑作営農集団を対象として－」『農業経営研究』43巻1号，2005年6月，pp.64-68。

107. 渡辺麻由子「農家女性研究の展開と問題点」『オホーツク産経論集』11巻1号, 2001年12月, pp.38-56。
108. 渡辺麻由子「家族農業経営における女性の自立化と起業に関する研究(上)」『オホーツク産経論集』11巻2号, 2002年6月, pp.21-56。
109. 渡辺麻由子「家族農業経営における女性の自立化と起業に関する研究(下)」『オホーツク産経論集』12巻1号, 2003年3月, pp.10-62。
110. 渡辺麻由子「営農集団における農家女性の役割に関する研究」『協同組合奨励研究報告』25号, 2000年2月, pp.225-246。
111. 渡辺麻由子・笹木 潤・長澤真史「農政転換期における網走畑作経営の将来ビジョン」『農業経営研究』46巻2号, 2008年, pp.79-83。

謝辞

本論文を作成するにあたって多くの方のご協力をいただいた。

東京農業大学に入学した当初は生物産業学部（現：自然資源経営学科）で自然科学分野を学んでいたが、大学院への進学を機に社会科学分野である産業経営学専攻へ学科を変更した。学科は変わってしまったが、生物産業学部の先生方の指導の土台があつてこそこの今の研究がある。大学院からは、基礎から学びなおす必要もあり、指導していただいた先生方には大変お世話になった。ぜん指導教授の黒瀧秀久先生は、修士課程の時から研究の指導や多くの学術的な知見を得ることができた。指導教授である菅原先生には、論文の指導や授業での学びを得ることができた。研究をまとめるにあたり、副査である笹木先生や小川先生から丁寧なディスカッションを経たことによって、本論文がまとまる道筋を立てることができた。博士課程を3年間で終わらせることができたのは先生方のご指導があつたからといえる。そして、大学院のゼミの仲間たちとは、論文の相談やディスカッションをとおして多くの学びを得ることができたとともに、精神的なサポートもしていただいた。ここで全員の名前を挙げたいところであるが、紙面の都合上、とくにお世話になった1名として、石川尚美さんを書き記したい。彼女とは修士課程の時から一緒に学ぶことができ、5年間励ましあいながら研究生活を続けることができた。彼女以外にもゼミの仲間のサポートをなくして、ここまでまとめることはできなかった。

調査にご協力いただいた皆様にもここで感謝を申し上げたい。第3章を作成するにあたり、オホーツク総合振興局農務課の立山様、網走農業改良普及センターの大畑様・熊谷様、JA北海道中央会北見支所の高橋様からは、現在の取り組み事例について丁寧にご説明をいただいた。第4章を作成するにあたり、JAオホーツク網走の女性部を担当している山本様、行方市経済部農林水産課の松山様は、アンケート調査の配布作業や集計に快くご協力していただいた。第5章をまとめるにあたり、D牧場の皆様に経営状況のデータを提供していた。また、現在の取り組み事例について詳細に教えていただいた。第6章をまとめるにあたり、網走市内の5名の農家女性にご協力いただいた。話しにくい内容にも快く答えていただき本論の主張をまとめるにあたり重要なコメントを多くいただいた。

以上の方の協力なしで本論をまとめることはできなかった。

最後に、なかなか就職をしない娘を何も言わず見守ってくれた埼玉の家族、そして、研究ばかりで家になくてもいつも応援してくれた夫と家族には大変感謝している。博士課程在学中に私たちのもとに来てくれた大智くんからは、この論文をまとめるための多くの学びを得ることができた。

9年の大学生活において、かかわった方すべてに感謝申し上げたい。

2022年2月28日

**A Study on Women's Self-reliance of
Large Farm Management in Hokkaido.
- With reference to Family Farms -**

Chie Haraguchi

47619009

Many challenges still remain regarding gender equality in Japan. According to the "Gender Gap Index 2021," Japan ranks 120th out of 156 countries, the lowest level among developed countries in terms of gender equality. The trend can also be seen in farming villages, where gender asymmetry still persists, as farm women are expected to do all the housework and childcare, and men are the main decision makers in public meetings.

Furthermore, when focusing on Hokkaido's farming households, due to the historical nature of Hokkaido's village communities, which were settled after the Meiji period, the formation of Mura is characterized as a "nohji-kumiai" type village community, which is established mainly by agricultural cooperatives. As a result, the form of patriarchy is also different from that of the mainland. In terms of agricultural management, Hokkaido has unique gender issues that cannot be seen in the mainland, as there are many dedicated farmers who have developed large-scale, mechanized farming systems, and the management tends to be centered on men. A questionnaire survey in Hokkaido revealed that women farmers tend to be reluctant to engage in agricultural management, especially in the field crop areas where large-scale mechanized systems have been developed. However, there is a lack of research on the self-reliance of farm women in Hokkaido's field crop areas, and this is where this study is needed.

Based on the above, this paper aims to clarify the current situation and issues faced by farm women through the "nohji-kumiai" type village community, which is a functional grouping unique to Hokkaido, including agricultural cooperatives and user associations, by analyzing it from the perspective of women's independence. Specifically, the analysis is based first on "Ie and patriarchy," second on "agriculture and feminism," and third on "functional collective 'nohji-kumiai' type village community and farm women." The survey was conducted mainly in Abashiri City in the Okhotsk region of Hokkaido, which is a field crop area where large-scale, mechanized systems have been developed.

In Chapter 1, we research previous studies on the relationship between farm women and Ie, focusing on sorting out the concept of patriarchy in relation to the Ie system and the family. According to those, Japanese rural sociology research, which has been the mainstay of Ie and Mura theory research,

has developed mainly in the farming areas of the mainland, making it difficult to approach the "nohji-kumiai" type village community in Hokkaido, which has a history of villages formed mainly by agricultural cooperatives in the modern era. Therefore, by using the concept of "modern" patriarchy as defined by feminism, which has been widely studied since the modern era, we hypothesize that the division of public realm and private realm fostered a sense of gender role assignment among Hokkaido farmers.

In Chapter 2, we summarize previous studies on the self-reliance of farm women from the perspective of agricultural management and economic aspects. Looking at the field of agricultural economics, we found that the meaning of "self-reliance" has been discussed differently. Furthermore, the accumulation of research since 2000, when the feminist perspective was introduced, shows that for farm women to become self-reliant, it is important for them to (1) obtain economic recognition for their own labor, (2) have the right to self-dispose of their leisure time, and (3) form networks among farm women. In particular, the exclusion of men is seen as a way for farm women to speak freely and independently in group activities that form networks. These three elements are positioned as the "three elements of self-reliance" in this paper.

In Chapter 3, we first review recent trends in data on self-reliance, focusing on current macro data on farm women, and then summarize the implementation status of government support measures. As a result, it becomes clear that in farming villages in Hokkaido, farm women are reluctant to participate in society.

Then, in order to see the actual situation of farm women's activities in Ie and Mura in the past, we examine the activities and purposes of farm women from the postwar period to the 1980s, based on the historical records of the Minami Abashiri Agricultural Cooperative (now JA Okhotsk Abashiri). As a result, it becomes clear that the activities of farm women in the village at that time were mostly as household administrators, and that they promoted the exclusion of farm women from agricultural labor and viewed the gender role division of labor positively.

Lastly, as specific activities for farm women in the Okhotsk region of Hokkaido in recent years, the case studies of the JA Women's department and the agricultural extension center in the Okhotsk region is examined. As a result, it is found that the activities of JA Women's department are aimed at interaction among members. It is revealed that the agricultural extension center is the main provider of support activities for farm women. However, in recent years, the reduction of labor costs at the agricultural extension centers has resulted in a decrease in the number of agricultural extension agents, and it has apparently become impossible to provide detailed support.

In Chapter 4, we conduct a questionnaire survey on the self-reliance of farm women targeting the JA

Okhotsk Abashiri Women's department and the JA Namegata Shiosai Women's department in Ibaraki Prefecture, which has many full-time farmers as a comparison area. The survey reveals the peculiarities in Hokkaido regarding the social and family status of farm women. The survey targets were 167 members of the JA Okhotsk Abashiri Women's department and 150 members of the JA Namegata Shiosai Women's department. The survey was conducted by mailing questionnaires to the respondents. Through this survey, we clarify the issues that Hokkaido's farm women face in order to become self-reliant, and by comparing them with farm women in Ibaraki Prefecture, we clarify the uniqueness of Hokkaido's farm women, where the division of labor between husband and wife is clearly defined.

In Chapter 5, we take up Ms. D as a leading case in the Okhotsk region and discuss the important points for farm women to take the initiative in their activities. Ms. D lives in an area where mechanization and large-scale farming are promoted, and she and her husband collaborate in their activities. Since the farm woman is playing an active role without excluding men, we take this as an example of farm women in the Okhotsk region playing an active and independent role. In terms of Ms. D's success, she clarifies that the driving force that enabled her to work independently is the fact that she created opportunities to learn about the sixth industrialization of agriculture and formed a network, that child care was a major turning point, and that having "her own wallet" enabled her to spend freely at her own discretion.

In Chapter 6, we analyze the current situation and challenges for the self-reliance of farm women in Hokkaido, based on the results of an interview survey with five farm women in Abashiri City, Hokkaido. As a result, it becomes clear that farm women are no longer involved in the agricultural work processes in which agricultural cooperatives intervene, and that membership in user associations excludes farm women from decision-making power in agricultural management, and it is argued that the existence of cooperative associations plays a significant role in the independence of farm women.

In the final chapter, we provide a comprehensive discussion and future challenges. First, from the analysis of "Ie and Patriarchy," it becomes clear that the division of public and private life in the modern family and the accompanying division of gender roles are clearly defined among Hokkaido farmers, and that forming independence in Ie does not necessarily lead to the establishment of social status.

Second, from the analysis of "Agriculture and Feminism," we examine whether the "three factors for self-reliance" pointed out in previous studies lead to the self-reliance of farm women in Hokkaido. First of all, (1) 97% of farm women in Hokkaido receive a certain amount of monthly salary as a full-time worker, and they are free to decide how to spend it at their own discretion, which indicates that they have an economic evaluation of their own labor. In addition, (2) the recent system of large-scale

and mechanized farming has increased the leisure time of farm women, and farm women who are not involved in farm work have also emerged. In the field crop areas of the Okhotsk region, farm women have the option of working on the farm, but they also have the option of developing their own careers and devoting themselves to housework and childcare. Also, (3) the activities of the agricultural cooperative women's department in the Okhotsk region are characterized by active participation, even in Hokkaido, and it can be said that this region is active in the formation of networks among farm women. In addition, in Hokkaido, where there are many full-time farmers, it is difficult to exclude men from group activities when they have opportunities to play an active role in farm management. Therefore, it becomes clear that the "three factors for self-reliance" identified in previous studies do not necessarily lead to self-reliance among farm women in Hokkaido.

Third, from the analysis of "functional collective "nohji-kumiai" type village community and farm women", it becomes clear that the intervention of cooperatives in farm work processes divides the public realm and private realm within farm management. The interviews also reveal that the increasing scale and mechanization of agriculture in Hokkaido has excluded women from agricultural labor.

Based on the above, in order to achieve the self-reliance of farm women in Hokkaido's unique function collective "nohji-kumiai" type village community, it is necessary for the cooperative to establish a system that allows farm women to trade on the same level as the owner if they are capable of managing their own business. Specifically, there is a need to create an environment in which not only the owner of the farm is instructed in the preparation of the farm management plan through the cooperative, but also the wife of the owner can be instructed as well. It is suggested that farm women need to expand the educational support on farm management and agricultural technology that the agricultural cooperatives and the extension centers provide to men, so that they can have the same knowledge as the owners.